平成 27 年度 大学機関別認証評価

自　己　点　検　評　価　書

［日本高等教育評価機構］

平成 27(2015)年 6 月

東海学院大学

目　次

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等・・・・・ 1

Ⅱ．沿革と現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

基準１　使命・目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

基準２　学修と教授・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

基準３　経営・管理と財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71

基準４　自己点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84

Ⅳ．大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価・・・・・ 91

基準A　社会連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91

Ⅴ．エビデンス集一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97

エビデンス集（データ編）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97

エビデンス集（資料編）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98

東海学院大学

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

１．東海学院大学の使命・目的

東海学院大学の建学の精神は、「国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」である。本学の歴史は、昭和 20(1945)年に神谷一三初代理事長と神谷みゑ子初代学長の両名によって設立された岐阜高等服飾女学校に始まる。昭和 36(1961)年に「女子の専門資格の取得及び経済的自立と国際感覚の涵養」を使命として初代理事長神谷一三と初代学長の神谷みゑ子両氏により学校法人神谷学園の設立が認可されると、昭和 38(1963)年に岐阜県下初の私立短期大学である、家政科を置く東海女子短期大学が開学した。この東海女子短期大学の建学の精神は「広く国際的な視野に立つ社会性、創造性と行動力豊かな女性の育成」であった。みゑ子学長は、服飾学の研究のために渡欧の際、ヨーロッパの女性が社会で颯爽と活躍している現実を見て、日本人女性も自立心と国際感覚を持つべきことを痛感していた。また両氏は戦後の復興期にあって女性が自立という状態からほど遠い存在であるのをみて、女性であっても専門技術を持てば男性と同じように経済力を持つことができるという信念を持っていた。このように両氏は 70 年前に本学の建学の精神を打ち立てたのである。

本学の前身は昭和 56(1981)年に設立された東海女子大学であり、平成 19(2007)年 4 月に男女共学化して東海学院大学と名称を変更し今日に到っている。昭和 56(1981)年、女子高等教育をさらに進めるため、東海女子短期大学開学時における建学の精神を踏襲して 4 年制大学の東海女子大学が開学した。そして平成 19(2007)年、この東海女子大学は半世紀にわたる高等教育の歴史と建学の精神を堅持しながら、男女共学の東海学院大学として、新たな歩みを始めた。これは日本社会が、男女共同参画社会に向かい出したしことに加え、地域社会からの共学化への要望の高まりに応えたものであった。産学官の連携の進展とともに高校と大学の連携にも行政が積極的に関与しはじめ、県内の大学によるコンソーシアムが構築され、地域住民が参加する生涯学習の機会が増えた。こうした中、地域に開かれた大学として建学の精神を実現するためには、共学化の実施は必然な流れであった。この男女共学化によって本学は建学の精神を「女性の自立」「女性の国際感覚の育成」から「自立のための人間教育」「国際感覚を備えた教養人の育成」へと変更しながら、基本理念及び使命・目的は短期大学開学以来一貫して受け継いでいる。

大学は高等教育機関として次代の発展を担う若者を育成する責務を持つが、近年では、社会のグローバル化や教育のユニバーサル化によって、社会からは即戦力となる者が求められ、学生からは個々の興味や希望する職業に即応する教育が期待されるようになった。本学はこうした状況に対応し「建学の精神および確固とした専門知識を身に付けた人材を育成すること」を教育の基本理念とし、これを遂行するための教育課程、教育環境の整備に努めている。

２．東海学院大学の個性・特色

本学は半世紀に渡り建学の精神に基づき、「自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな人材を育成する」という使命・目的のもと教育と人材育成に励んできた。こうして培った「文武両道精神に則った教育」「豊かな創造性、行

動力を育むための実践的教育」「国際感覚を養うための実践的教育」は、本学の個性・特色である。

・文武両道精神に則った教育

本学の「文武両道精神に則った教育」とは、行動力豊かな人材を育成するための実践的教育である。本学は神谷一三初代理事長の哲学に根ざし開学以来スポーツの振興に非常に力を注いできた。伝統的に多くの学生が学業と部活動を両立させる、すなわち文武両道の精神を学び、数々の偉業を成し遂げてきた。ホッケー、バドミントン、軟式テニス、硬式テニス、ソフトボール、バレーボール、剣道などの競技においては県内または東海地方でトップレベルの活躍をし、地域のスポーツを牽引している。特にバドミントン、ホッケーでは日本代表及び世界レベルの選手を育て、オリンピック選手も輩出している。この文武両道の精神は学生の協調心や自立心を高め、「ひとづくり」教育に大きな役割を果たしている。

・豊かな創造性、行動力を育むための実践的教育

「豊かな創造性、行動力を育むための実践的教育」としては、一つには「東海芸術祭」の開催があげられる。東海芸術祭は、神谷みゑ子初代学長の教育における芸術の重要性への熱意を端緒とする芸術祭である。昭和 44(1969)年の第 1 回開催以来、ほぼ毎年秋に音楽や美術の感性の育成や教養を高めることなどを目的として、学生と教員協同による音楽演奏会、学生の作品を含む美術展覧会、講演会等の芸術祭が行われてきた。【資料Ⅰ-2-1】平成 23(2011)年以降は大学の様々な教育改革や人員の不足などのため休止しているが、伝統の灯を守るべく、平成 27 年度以降の開催に向けて検討が行われている。

「豊かな創造性、行動力を育むための実践的教育」の二つ目は「基礎ゼミナールⅠ」（東海学院大学短期大学部では「建学の精神」）におけるフィールド・ワークである。【資料Ⅰ-2-2】平成 26(2014)年、27(2015)年は学外授業先を東京ディズニーランドとして、短期大学部生を含む新入生全員に宿泊研修を体験させている。この研修は、入学式当日の学長を含む教員の講義の実践・応用として、ヒトとして大切な「創造性と行動力」を本学創立者の生き方から学び、自分の人生設計のきっかけを得る、現代の日本、多文化、多文明化している世界に目を向けて、「創造性と行動力」を考えられるようにする、思考力や分析力を深め、自らの意見を明確に表現できるようにする等の学修を目的として行われているが、同時に職業人育成につながることも目指している。

以上の実践的教育は、本学の伝統、校風から生まれ出たものであり、いずれも本学の教育において教養、感性、社会性、創造性、行動力等を高める特性をもつ。このように本学は、学生が親しみや楽しみを持ちながら本学の教育の根底にあり続ける建学の精神の修得が成就されるよう努めている。

・国際感覚を養うための実践的教育

「国際感覚を養うための実践的教育」としては、英国ケンブリッジ在の本学の所有する語学専門学校(Cambridge Academy of English、以下 CAE と称する。)での語学学修のための留学斡旋があげられる。本学の国際教育交流センターでは、学生の海外留学のために、

CAE を含む短期、長期の様々な留学プログラムが用意されており、学生の要望や相談に対応している。本学は、開学以来、米国ニューヨーク州立ファッション工科大学（F.I.T.）やハワイ州立大学など多数の外国大学との姉妹校提携やスタッフの学術交流、留学生交換などの交流を深めてきた。平成 6(1994)年の附属図書館開館の記念式典には、英国元首相のマーガレット・サッチャー女史を招き、「M. サッチャー女史とのふれあい交流会」を開催するなど海外諸大学との交流の経験も長い。近年ではアジア圏との交流も重視しており、平成 22(2010)年には、韓国長春大学との学術提携も行うなど、西欧諸国やアジア諸国を中心に学生のための留学相談、海外留学生の受入れなどにも積極的に取組んでいる。

【エビデンス集・資料編】
【資料Ⅰ-2-1】　東海芸術祭に関する資料（パンフレット等）
【資料Ⅰ-2-2】　シラバス「基礎ゼミナールⅠ」

Ⅱ．沿革と現況

1．本学の沿革

東海学院大学は、昭和 20(1945)年に設立された岐阜高等服飾女学校を発祥とし、昭和 38(1963)年に開設された東海女子短期大学、昭和 56(1981)年に開設された東海女子大学を継承して平成 19(2007)年の男女共学化によって誕生した。

東海学院大学の前身である東海女子大学は、はじめ文学部に英米文化学科と人間関係学科の 2 学科を置く構成でスタートした。英米文化学科の設置は、高度経済成長期以前から国際化教育を標榜し、英国に語学学校を擁し、幅広い視野でグローバルに行動する若人の育成を目的とした本学園の精神を具現したものである。人間関係学科は「教育学、心理学、社会学という従来の区分では複雑化する社会に生きる人間像を理解・分析することが難しくなってきたため、新たに複数の視点を設定して人間総体の理解に努める」ことを教育目的とした学科である。また平成 4(1992)年には、「美学、美術学、美術史、諸芸術、情報の科学的観点から美の本質や芸術の原理を教育研究する」美学美術史学科を設置した。平成 6(1994)年には短期大学と共用の附属図書館を開館し、平成 12(2000)年には総合福祉学科を設置した。平成 14(2002)年には、関連する研究教育を整理統合して、英米文化学科と美学美術史学科を基礎とする総合文化学科を設置した。

文学部人間関係学科は、建学の精神に則り、「人間に関わる諸科学の領域から諸問題を総合的、科学的に把握し、心理学、社会学、教育学の 3 分野に専攻をおいて、それぞれの専門領域から人間の個人的及び社会的行動の発達と陶冶について研究教育していく」ことが目的であったが、それをさらに昇華させるためには、人間関係学科を学部とし専攻分野を設けることが必要となった。このため平成 14(2002)年に人間関係学部を設置し、学部の中に人間関係学科と新たな心理学科を置いた。

平成 17(2005)年には社会的ニーズの変化に対応すべく、文学部を総合福祉学部に名称変更するとともに総合文化学科の募集を停止した。平成 18(2006)年には人間関係学部人間関係学科の募集を停止し、子ども学科を開設した。平成 19(2007)年には、男女共同参画社会の浸透に伴う社会情勢の変化を受けて男女共学化を行った。

平成 20(2008)年には、総合福祉学部を健康福祉学部と名称変更し、新たに食健康学科を開いた。平成 21(2009)年には、人間関係学部子ども学科を子ども発達学科と変更した。平成 24(2012)年には、食健康学科は食健康栄養学科へと学科名称の変更を行ったが、平成 26(2014)年には、国家試験受験資格取得養成機関として更なる明確性を打ち出すために、食健康栄養学科から管理栄養学科へ変更するとともに、同学科内に臨床検査技師課程を設置した。また同学部総合福祉学科に、臨床工学技士課程を設置した。さらに人間関係学部心理学科に、言語聴覚士及び救急救命士課程を設置した。

本学の大学院は、研究機関としての機能を明確にし、かつ次代の研究者や専門職就業者を養成するために、平成 10(1998)年に英米文化専攻と人間文化専攻から成る大学院文学研究科修士課程として開設された。現在の大学院は、地域の社会的ニーズを反映して平成 19(2007)年に名称変更し、人間関係学研究科修士課程臨床心理学専攻となっている。

東海学院大学の概要は以上の通りで、現在は、法人本部、大学、大学院、短期大学部、第一及び第二附属幼稚園の６機関から成る学園の中心的教育研究機関となっている。

【学園・大学の主な沿革】

昭和 20 年	岐阜高等服飾女学校開校
昭和 36 年	学校法人神谷学園設立
昭和 38 年	東海女子短期大学開学　家政科設置
昭和 39 年	東海女子短期大学　家政科被服専攻、食物専修科設置
昭和 41 年	東海女子短期大学　英文科、初等教育科設置
昭和 45 年	米国コロラド州テンプルビューエル・カレッジ（現コロラドウィメンズ・カレッジ）と姉妹校締結
昭和 47 年	東海女子短期大学附属東海第一幼稚園開設
昭和 48 年	東海女子短期大学　児童教育科設置
昭和 50 年	英国にケンブリッジ・アカデミー・オブ・イングリッシュ（CAE）開校
昭和 53 年	東海女子短期大学附属東海第二幼稚園開設
昭和 54 年	米国ニューヨーク州立ファッション工科大学と姉妹校締結
昭和 56 年	東海女子大学開学　文学部英米文化学科、人間関係学科設置
昭和 59 年	米国ハワイ州立大学ヒロ校、ハワイ・ロア大学、ホバートアンドウィリアムスミス大学と姉妹校締結
昭和 62 年	米国ゴールデンステート大学、ホノルル大学と姉妹校締結
平成 4 年	文学部美学美術史学科設置
平成 6 年	東海女子大学・東海女子短期大学附属図書館竣工
平成 10 年	大学院文学研究科修士課程（英米文化専攻、人間文化専攻）設置
平成 12 年	文学部総合福祉学科設置
平成 14 年	・文学部英米文化学科と美学美術史学科を募集停止し、これを基礎として文学部総合文化学科設置 ・文学部人間関係学科を募集停止し、これを基礎として人間関係学部設置　心理学科　人間関係学科設置
平成 15 年	文学研究科修士課程英米文化専攻廃止

平成 17 年	文学部を総合福祉学部に名称変更、文学部総合文化学科募集停止
平成 18 年	人間関係学部　人間関係学科　募集停止　子ども学科設置
平成 19 年	・男女共学化により東海女子大学を東海学院大学へと名称変更 ・大学院文学研究科修士課程人間文化専攻を人間関係学研究科修士課程臨床心理学専攻に名称変更 臨床心理士資格認定協会第一種指定校として認定される
平成 20 年	・総合福祉学部を健康福祉学部と名称変更、食健康学科設置 ・東海女子短期大学を東海学院大学短期大学部に名称変更 ・韓国国立春川教育大学校と協定締結 ・郡上高等学校、関高等学校、加茂農林高等学校との高大連携協定の締結各務原市（教育委員会・健康福祉部）との連携に関する協定締結 岐阜県産業経済振興センターと本学で「岐阜県内の中小企業支援に関する協定書」の締結
平成 21 年	人間関係学部子ども学科を子ども発達学科に変更
平成 24 年	健康福祉学部食健康学科を健康福祉学部食健康栄養学科へ変更
平成 26 年	・健康福祉学部食健康栄養学科を募集停止し、健康福祉学部管理栄養学科を設置　同学科に臨床検査技師国家試験受験資格の養成課程を設置 ・健康福祉学部総合福祉学科に臨床工学技士国家試験受験資格の養成課程を設置 ・人間関係学部心理学科に救急救命士及び言語聴覚士の国家試験受験資格の養成課程を設置 ・本館耐震工事完成

2. 本学の現況

・大学名　　東海学院大学

・ 所在地　　岐阜県各務原市那加桐野町 5 丁目 68 番地

・ 学部の構成　健康福祉学部　総合福祉学科
　　管理栄養学科（食健康栄養学科）
　人間関係学部　心理学科
　　子ども発達学科

・ 大学院の構成　大学院（修士課程）　人間関係学研究科　臨床心理学専攻

・学生数、教員数、職員数（平成 27 年 5 月 1 日現在）

【学部の学生数】

学部等名又は学科名	収容定員数	入学者数	在学者数
健康福祉学部	640	48(3)	323
総合福祉学科	320	16(0)	116
管理栄養学科（食健康栄養学科）	320	32(3)	207
人間関係学部	800	74(2)	578
心理学科	480	51(0)	358
子ども発達学科	320	23(2)	220
（合　　計）	1,440	122(5)	901

【大学院の学生数】

大学院研究科・専攻名	収容定員数	入学者数	在学者数
人間関係学研究科　臨床心理学専攻	14	11	15

【教員数】

学部等名又は学科名	専任教員数
健康福祉学部	33
総合福祉学科	17
管理栄養学科（食健康栄養学科）	16
人間関係学部	47
心理学科	25
子ども発達学科	22
人間関係学研究科　臨床心理学専攻	1
（合　計）	81

＊授業を担当しない教員及び助手を除く

【職員数】

職種	職員数
正職員	24
その他	14
（合計）	38

＊法人本部職員の発令者１人の大学業務を 0.5 とカウントする

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1．使命・目的等

1－1　使命・目的及び教育目的の明確性

≪1－1 の視点≫

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

(1) 1－1 の自己判定

「基準項目 1－1 を満たしている。」

(2) 1－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

東海学院大学の建学の精神は、「学校法人神谷学園寄附行為」第 3 条【資料 1-1-1】に「教育基本法及び学校教育法に従い、大学その他の施設を設置して、教育および研究を行い、並びに国際的な視野を備えた社会性および創造性と行動力豊かな人材の育成と、地域社会への貢献を行うことを目的とする」と定められている。

また平成 26(2014)年度に改正した「東海学院大学学則」第 3 条【資料 1-1-2】には、学校教育法第 83 条及び大学設置基準第 2 条、第 40 条の 4 に則り、本学の建学の精神として「国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」を明示し、かつこの理念を分かりやすく伝えるために学是「ひとづくり」を掲げ、これに則り教育理念を「自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな人材を育成する。」と定めている。

また大学院の使命・目的は、「東海学院大学学則」第 68 条【資料 1-1-2】に「大学院は、学是に基づき、学術の理論及び応用を教授するとともに、高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養い、社会・文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。

本学は 2 学部 4 学科及び大学院から成っている。各学部学科の人材育成に関する目的その他の教育研究上の目的は、「東海学院大学学則」第 50 条【資料 1-1-2】に以下のように定めている。

【健康福祉学部】

健康福祉学部には、総合福祉学科及び管理栄養学科が置かれている。健康福祉学部は、学是「ひとづくり」の理念に立脚し、共生・健康・福祉・栄養の視点から、教育・研究を行い、各専門分野の知識・技術と幅広い教養を身につけ、社会に貢献できる豊かな人間性と倫理性を備えた人材の育成を目的とする。

総合福祉学科は、社会人としての豊かな教養とリテラシーを修得し、確かな倫理観・人間観及び知性を身に付け、それらを保健・医療・福祉分野における職業生活の中で実践し、日常の社会生活の中で行動するために必要な能力を育む。その能力の基礎の上に、幅広い学問領域の知識と技術を連関させる学際的な能力を備え、地域の保健・医療・福祉のニーズに的確に対応し、指導的役割を果たせる人材の育成を目的としている。

管理栄養学科は、生命や人間性を尊重する精神に基づく栄養と保健の専門知識と技術を学び、栄養と保健の分野で活躍するための倫理性が確立され、それとともに専門知識と技

術について積極的に学ぶ情熱に満ちた人間性を育む。その人間性の基礎の上に、この学科で学んだ専門知識と技術を持ち、栄養や保健、医療の分野で活躍できる人材の育成を目的としている。

【人間関係学部】

人間関係学部には、心理学科及び子ども発達学科が置かれている。人間関係学部は、学是「人づくり」の理念に立脚し、家族、学校、地域社会、企業などにおける人間関係の中で起こる、複雑で多様な心の問題、子どもの発達とその社会的、文化的環境の問題などについて学ぶことで、心理学の領域や子ども学の領域における専門的知識と技能を修得し、これらの諸問題に取り組むことのできる人間性豊かな人材の育成を目的とする。

心理学科は、現代科学技術の成果を認識し、心にかかわる自然科学と人文社会科学を連携して総合的な個人の成長に注目した科学教育を推進することにより、生命の価値に対する真摯な倫理観を涵養し、人間の生涯にわたる心と身体の発達を理解して、支援できる力を受け止めることが出来る知性と感性を備えた人材を育むことにより、臨床心理学及び医療心理の領域において、理論と臨床現場における実践力を身につけた人材の育成を目的としている。

子ども発達学科は、子どもとともに自らも成長・発達を図ることのできる創造性と豊かな人間性を育む。その上で、人間発達、子育て支援、子ども文化の各領域を、保育学、教育学、心理学、福祉学などを通して学際的に学ぶことにより、子どもに関する専門的な知識と技能を備え、保育園や幼稚園、小学校などを取り巻く子どもの心身の問題や社会環境の諸問題について積極的に取り組むことのできる子ども学の専門家の育成を目的としている。

また以上の教育目的を達成するため、総合福祉学科と管理栄養学科、心理学科と子ども発達学科は各々目的をより具体的にしたディプロマポリシーとカリキュラムポリシーを定めている。

【大学院】

本学大学院、臨床心理学専攻の教育研究上の目的は、「東海学院大学学則」第 69 条【資料 1-1-2】に次のように定めている。

人間関係学研究科は、心の問題に取り組み、解決に努めると共に、予防活動を展開できる人材を養成し、地域社会に貢献することを目的とする。そのため臨床心理学領域の専門的知識と技量、および豊かな人間性を有する人材を育成していく。

1-1-② 簡潔な文章化

このように本学は、使命・目的及び教育目的を具体的に明文化かつそれらを簡潔に文章化している。本学の使命・目的について、理事長は理事会及び評議員会において常にこれに言及し理解を深めるよう努めている。また学長は、役職者会議、教授会及び各種委員会において教員に、また事務局においても関連部署の職員を通じて学内関係者にこれを示し、共通意識の維持に努めている。一方、学生に対しては、学長が入学式で示し、教員がガイダンス時に、建学の精神とともに説明し学生の理解を深めるように努めている。本学の使命・目的に基づく両学部各学科の教育理念と目的及びディプロマポリシーとカリキュラムポリシーも「履修のてびき」【資料 1-1-3】に明示している。学外へは大学ホームページ【資

料 1-1-4】を通じて公表している。

入学希望者や高校生、高校進路指導教員に対しては、大学説明会やオープンキャンパス時に、学科別の紹介印刷物等を通じてこれを公表している。また本学の公開講座時にも受講者に説明している。

(3) 1－1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、建学の精神と、これに基づく教育理念及び教育目的について、創立者の使命精神に基づいて具体的かつ明確に表現して伝えることに努めており、今後もこの姿勢を持続しながら教育の発展に励んでいく。

【エビデンス集・資料編】
【資料 1-1-1】　学校法人神谷学園寄付行為　第 3 条
【資料 1-1-2】　東海学院大学学則　第 3 条、68 条、50 条、69 条
【資料 1-1-3】　履修のてびき　1～11 ページ
【資料 1-1-4】　大学ホームページ「教育理念と学部・学科の教育方針」

1－2　使命・目的及び教育目的の適切性

≪1－2 の視点≫

1-2-①　個性・特色の明示
1-2-②　法令への適合
1-2-③　変化への対応

(1) 1－2 の自己判定

「基準項目 1－2 を満たしている。」

(2) 1－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-①　個性・特色の明示

東海学院大学は､昭和 38(1963)年に設置された東海女子短期大学家政科を基としている。東海女子短期大学は岐阜県下初の私立短期大学であり、創立以来、高等教育機関として社会や受験者のニーズに対応しながら半世紀に渡って教育・研究内容の充実化、社会貢献に努めてきた。

このような短期大学の教育の理念を受け継ぎ、東海学院大学の前身である東海女子大学は、昭和 56(1981)年に開学した。開学当時の学部構成は、文学部 1 学部の中に英米文化学科及び人間関係学科の 2 学科を設置するものであった。平成 14(2002)年には、人間関係学部（心理学科及び人間関係学科の 2 学科構成）が設置され、平成 17(2005)年には総合福祉学部（現在の健康福祉学部）及び人間関係学部子ども学科が設置された。平成 19(2007)年には男女共学化を実施し、大学名を東海学院大学と改称した。

少子化に伴う 18 歳人口の急激な減少、志願者の 4 年制大学への志向の高まり、高等教育における専門教育の一層の充実化等に対応するため、平成 20(2008)年には東海学院大学及び東海学院大学短期大学部の改組を実施し、東海学院大学短期大学部の食物栄養学科を東

海学院大学の食健康学科（現在の管理栄養学科）に変更、同短期大学部の介護福祉学科を東海学院大学健康福祉学部総合福祉学科に変更などを行った。

平成 26(2014)年には、国家試験受験資格取得養成機関としての特色や明確性を打ち出すために、食健康栄養学科から管理栄養学科に変更するとともに、同学科内に厚生労働大臣の指定による臨床検査技師国家試験受験資格を付与された。また同学部総合福祉学科に、厚生労働大臣の指定による臨床工学技士国家試験受験資格を付与された。さらに人間関係学部心理学科に、厚生労働大臣の指定による言語聴覚士及び救急救命士の国家試験受験資格を付与された。

1-2-② 法令への適合

「学校法人神谷学園寄附行為」第 3 条【資料 1-2-1】では「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、教育および研究を行い、並びに国際的視野を備えた社会性および創造性と行動力豊かな人材の育成と、地域社会への貢献を行うことを目的とする」と定め、「東海学院大学学則」第 3 条【資料 1-2-2】においても「本学の建学の精神は、国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成である。この学是「ひとづくり」は、自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな人材を育成することを目的とする。」と定めており、これらは、学校教育法第 83 条に定める大学の目的に適合している。

【エビデンス集・資料編】
【資料 1-2-1】　学校法人神谷学園寄付行為　第 3 条
【資料 1-2-2】　東海学院大学学則　第 3 条

1-2-③ 変化への対応

東海学院大学は半世紀に渡り、建学の精神に基づき一貫して教育・研究の実践や向上に取り組んできた。学校教育法第 83 条及び大学設置基準第 2 条、第 40 条の 4 に則り、本学の建学の精神として「国際的な視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」を明示し、かつこの理念を分かりやすく伝えるために、学是「ひとづくり」を掲げ、また教育理念を「自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな人材を育成する。」と定めている。

近年は、少子化の進行と生産労働性人口の急激な減少とともに日本の経済が豊かさの中に教育や生活等の質的向上や多様化への変化を見せる一方、グローバル化や高等教育のユニバーサル化が進んでいる。このような中、社会からは即戦力となる人材が求められ、学生からは個々の興味や希望する職業に即応する教育が期待されるようになってきている。また県内でも大学間でコンソーシアムが構築され、地域住民参加型の生涯学習の場も増え、本学でも地域に開かれた大学として、建学の精神を礎としながらも、現代社会が要請する高等教育機関としての教育目的の達成に努めていかなければならない。

このような現況に鑑み、本学では建学の精神及び教育理念を受け継ぎながら、従来型の教育・研究内容や方法に止まることなく、例えば、東海女子短期大学家政科を、疾病、特に生活習慣病の発症を防ぐ予防医学的な要素を教育内容に加えた食健康学科（現在は管理

栄養学科）は転換するなど、全学部全学科に渡り時代の要請に応えた改善を行ってきている。

なお本学では、建学の精神に基づく教育の使命・教育目的を開学以来一貫して堅持し、基本的な姿勢についての修正は行われていないが、様々な学内外の環境の変化に対応するための教育の使命・目的及び教育目標の点検は毎年実施しており、学科会と事務局教務課での議論を経て、役職者会議及び教授会で審議され、見直し等の決定が行われている。また、学科会や事務局各部署において、課題の整理や教育のための通常活動の見直しは常に行われ、適宜役職者会議及び教授会に報告されている。

自己点検・評価実施委員会において毎年度の教育研究活動等についての状況に関して点検及び評価を行い、必要に応じて大学ホームページ【資料 1-2-3】に公表している。

【エビデンス集・資料編】
【資料 1-2-3】大学ホームページ　「点検・評価」

(3) 1－2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的は関係法令に適合するとともに、学内の諸規程も整備され運用されている。今後も個性・特色の明示等の条件を確保しながら、社会情勢や学内外の変化を踏まえ、必要に応じて随時、使命・目的及び教育目標の見直し等を実施していく。

1－3　使命・目的及び教育目的の有効性

≪1－3 の視点≫

1-3-①　役員、教職員の理解と支持

1-3-②　学内外への周知

1-3-③　中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④　使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1－3 の自己判定

「基準項目 1－3 を満たしている。」

(2) 1－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-①　役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的の継承と浸透を図るために、建学の精神に基づく教育の使命・目的及び教育目標の点検は毎年実施しており、学科会と事務局教務課での議論を経て、役職者会議及び教授会で審議され、見直し等の決定が行われている。課題の整理や教育のための通常活動の見直しは、学科会や事務局の各部署において常に行われ、適宜、役職者会議及び教授会に報告されている。また、こういった毎年度の教育研究活動等の状況に関して、学長や教職員を通じて理事会及び評議員会で報告がなされ、役員の次年度以降の策定に反映されている。

毎年 4 月に開催される教職員の懇親会である「東林会」【資料 1-3-1】では、理事長より建学の精神に拠所を置きながら、当該年度の教育目標や事業目的等の説明が行われ、本

学の教育の使命・目的についての教職員の理解と支持を得ることに努めている。

新任教職員に対しては、採用後の新人オリエンテーションにおいて、建学の精神や教育目的等について説明を行い、その浸透と啓発に努めている。

「東海学院大学学則」をはじめとする基本的な規程等の新設や改定については、関係委員会や各部署で議論され、役職者会議で審議され、教授会で審議・承認されることとなっている。

【エビデンス集・資料編】
【資料 1-3-1】　東林会規約

(3) 1－3 の改善・向上方策（将来計画）

1-3-②　学内外への周知

大学の建学の精神、教育方針については、大学案内【資料 1-3-2】や、大学ホームページ【資料 1-3-3】に掲載し周知を図っている。

新入生には、入学式とその後の新入生オリエンテーションにおける各種ガイダンス、その際に使用する「履修のてびき」【資料 1-3-4】などの印刷物等で本学の教育の使命・目的について解説を行っている。また、入学式直後の講義「基礎ゼミナールⅠ」や後日開催される新入生のための実習「基礎ゼミナールⅠ」においても、本学の使命・教育目的について浸透に努めている。【資料 1-3-5】

在学生には、新年度のオリエンテーションを通じて再度使命や教育目的について確認させている。また、教育後援会や同窓会などの活動を通じて、在学生保護者や卒業生、関連企業等への大学の建学の精神、教育方針についての周知を図っている。

【エビデンス集・資料編】
【資料 1-3-2】　大学案内 2015
【資料 1-3-3】　大学ホームページ(建学の精神、教育理念と学部・学科の教育方針)
【資料 1-3-4】　履修のてびき　1 ページ
【資料 1-3-5】　シラバス「基礎ゼミナールⅠ」

1-3-③　中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

１．中長期的な計画

急激な少子化による志願者の減少等に対処するための平成 19(2007)年度の改組転換、平成 20(2008)年度の男女共学化、大学名称変更という大きな節目を経て、安定的な成長を目指したのも束の間、少子化が進み 18 歳人口の急減に伴う名古屋圏を始めとする大都市圏への志願者流出の増加や地域経済の衰退、近隣大学との競合などの様々の要因により、岐阜圏域の大学の志願者数の減少は加速化していった。

このような中で、平成 23(2011)～平成 27(2015)年度の５ヶ年の「経営改善計画」を策定して、本学の抜本的な改革に着手した。【資料 1-3-6】この計画により、半世紀前の昭和 38(1963) 年に、建学の精神に基づき開学した当時の先駆者の使命感に立ち返るとともに、平成 24(2012)年には、中央教育審議会及び文部科学省により推進された「大学教育の質的

転換」の実行プランを真摯に受け止め、大学の使命・目的や学科の教育目的を３つの方針へ反映させながら地域における高等教育機関としての質的向上を目指すため大学の様々な課題に取組んできている。

【エビデンス集・資料編】
【資料 1-3-6】　平成 23(2011)～27(2015)年　学校法人神谷学園経営改善計画

２．3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

(1) アドミッションポリシー

「3 つの方針」の１つであるアドミッションポリシーについて、「平成 27 年度入学試験要項」【資料 1-3-7】及び大学ホームページ【資料 1-3-3】に、大学が求める人物像として『本学の建学の精神である「国際的な視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」及び、学是「ひとづくり」つまり「自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任のもとに行動できる強くてしなやかな人材の育成」の考え方を理解し、幅広い教養と高い専門知識と技術を身につけ、地域社会に貢献しようと努力する人物、特に自分の能力を活かして積極的に学ぶ意欲と強い意志で成長を目指すひとを歓迎する』と明示している。また大学説明会やオープンキャンパス等の開催の機会にも志願者や進学指導者に明確に示している。また、各学部学科のアドミッションポリシーについては、以下のように明示している。

①人間関係学部のアドミッションポリシー

人間関係学部が求める学生は、「東海学院大学学則」第 50 条②【資料 1-3-8】に定めている、『学是「人づくり」の理念に立脚し、家族、学校、地域社会、企業などにおける人間関係の中に起こる、複雑で多様な心の問題、こどもの発達とその社会的、文化的環境の問題などについて学ぶことで、心理学の領域や子ども学の領域における専門知識と技能を修得し、これらの諸問題に取り組むことのできる人間性豊かな人材の育成を目的とする』を理解する学生である。

ア．心理学科

ａ．心理学科の教育研究上の目的

心理学科は、現代科学技術の成果を確認し、心にかかわる自然科学と人文社会科学を連携して総合的な個人の成長に注目した科学教育を推進することに生命の価値に対する真摯な論理観を涵養し、人間の生涯にわたる心と感性を備えた人材を育むことにより、臨床心理学及び医療・救急の領域において、理論と臨床現場で実践力を身につけた人材の育成を目的とする。

ｂ．心理学科のアドミッションポリシー（入学者受入方針）

・人間の心と身体の発達に興味を持つ者。
・心に関わる自然科学や人文社会科学、臨床心理学および医療心理の領域における理論と実践力を身につけようと努力できる者。
・地域社会に貢献する意欲を持つ者。

イ．子ども発達学科

ａ．子ども発達学科の教育研究上の目的

子ども発達学科は、子どもと共に自らも成長・発達を図ることができ創造性と豊かな人間性を育みます。その上で、人間発達、子育て支援、子ども文化の各領域を、保育学、教育学、心理学、福祉学などを通して学際的に学ぶことにより、子どもに関する専門的な知識と技能を備え、保育園や幼稚園、小学校などを取り巻く子どもの心身の問題や社会環境の諸問題について積極的に取り組むことができる子ども学の専門家の養成を目的とする。

ｂ．子ども発達学科のアドミッションポリシー（入学者受入方針）

・子どもと子どもを取り巻く環境や諸問題に関心を持つ者。
・保育園・幼稚園・小学校などの保育・教育現場で子どもに積極的に関わろうとする意欲と熱意のある者。
・自主的に学び、創意工夫して問題解決を図ろうとする姿勢を持つ者。

①健康福祉学部のアドミッションポリシー

健康福祉学部が求める学生は、「東海学院大学学則」第 50 条①【資料 1-3-8】に定めている、『学是「ひとづくり」の理念に立脚し、共生・健康・福祉・栄養の視点から、教育・研究を行い、各専門分野の知識・技術と幅広い教養を身につけ、社会に貢献できる豊かな人間性と倫理性を備えた人材の育成を目的とする』を理解する学生である。

ア．総合福祉学科

ａ．総合福祉学科の教育研究上の目的

総合福祉学科は、社会人としての豊かな教養とリテラシーを修得し、確かな倫理観・人間観及び知性を身につけ、それらを保健・医療・福祉分野における職業生活の中で実践し、日常の社会生活の中で行動するために必要な能力を育み、その能力の基礎の上に、幅広い学問領域の知識と技術を連関させる学際的な能力を備え、地域の保健・医療・福祉のニーズに的確に対応し、指導的役割を果たせる人材の育成を目的とする。

ｂ．総合福祉学科のアドミッションポリシー（入学者受入方針）

・社会人としての豊富な教養とリテラシーを修得している者。
・しっかりとした倫理観・人間観および知性を身につけている者。
・これらを基礎に保健や医療、福祉分野の専門的知識と実践的技術を身につけようと努力する者。

イ．管理栄養学科

ａ．管理栄養学科の教育研究上の目的

管理栄養学科は、生命や人間性を尊重する精神に基づく栄養と保健の専門知識と技術を学び、栄養と保健の分野で活躍するための倫理性が確立され、それとともに専門知識と技術について積極的に学ぶ情熱に満ちた人間性を育みます。その人間性の基礎の上に、この

学科で学んだ専門知識と技術を持ち、栄養や保健、医療の分野で活躍できる人材の育成を目的とする。

ｂ．管理栄養学科のアドミッションポリシー（入学者受入方針）

・栄養と保健の知識を学ぶための基礎力を持つ者。
・積極的に栄養・保健分野の専門的な知識と技術の修得に努める者。
・管理栄養士や臨床検査技師として社会で活躍したいという前向きで強い熱意を持つ者。
・自主的に学び、創意工夫して問題解決を図ろうとする姿勢を持つ者。

③大学院のアドミッションポリシー

本研究科では、以下の諸条件を備えた学生を受け入れることとしている。

・心理学の基礎的領域の教育を経て、臨床心理学に関する実践的かつ高度な専門的技量を培い、臨床心理学に関する研究を希求する人材。
・学校教育や病院臨床など実践的経験を経て、さらに臨床心理学に関する専門的なリカレント教育を受け、臨床心理学に関する研究を欲する人材。
・旺盛な研究心と柔軟な心をもった人材。

④アドミッションポリシーの適合性

本学の学部学科及び大学院のアドミッションポリシーは、本学の理念に基づいて、それぞれの使命・目的及び教育目的を反映し定められている。

【エビデンス集・資料編】
【資料 1-3-3】　大学ホームページ　「アドミッションポリシー」
【資料 1-3-7】　平成 27 年度入学試験要項
【資料 1-3-8】　東海学院大学学則　第 50 条

(2) カリキュラムポリシー

まず、本学では、大学独自の教育理念についての学修として「基礎ゼミナールⅠ」を開講し、創設者の建学の理想を実現するための教育活動を行っている。本学はこの「基礎ゼミナールⅠ」を基盤として「東海学院大学学則」その他の諸規定を制定し、これらに則ってそれぞれの学科の教育目的を定め特色ある教育活動を行っている。また、学生が専門分野の知識や幅広い教養を卒業までに効果的に身につけることができるように、様々な授業科目を開講しており、授業科目を段階的・系統的に分類・整理した教育課程（カリキュラム）を作成している。

本学の学部学科の教育課程は、教養科目、専門科目、自己設計科目、自由科目に区分けされている。教養科目は、全学部・学科共通の科目で、学士にふさわしい総合的な力を育成するための科目である。自己設計科目群は、各学科の指定する科目、卒業単位に算入できる科目で、自由科目は 20 単位を超えると卒業の必要単位には算入されないが、資格を取得するために必要な科目である。そして専門科目は、学科の専門性に基づいた科目で、各学部学科ごとにカリキュラムポリシーを定めている。

また、授業科目は、必修科目、選択科目、自由科目に区分けされ、それぞれ、必修科目は授業科目で卒業するために必ず履修しなければならない科目、選択科目は、定められた区分の中から、卒業に必要な単位数分を選択して履修しなければならない科目、自由科目は、自分の目的に合わせて自由に履修できる科目としている。

なお、各学科の教育研究上の目的とカリキュラムポリシーは【資料 1-3-9】に示す。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-3-9】　教育研究上の目的とカリキュラムポリシー

①健康福祉学部のカリキュラムポリシー

「東海学院大学学則」第 50 条【資料 1-3-8】において、健康福祉学部は、教育研究上の目的を「学是「ひとづくり」の理念に立脚し、共生・健康・福祉・栄養の視点から、教育・研究を行い、各専門分野の知識・技術と幅広い教養を身につけ、社会に貢献できる豊かな人間性と倫理性を備えた人材の育成を目的とする」と定めている。

ア．総合福祉学科の人材養成及び教育研究上の目的

総合福祉学科の人材養成及び教育研究上の目的は、「社会人としての豊かな教養とリテラシーを修得し、確かな倫理観・人間観及び知性を身に付け、それらを保健・医療・福祉分野における職業生活の中で実践し、日常の社会生活の中で行動するために必要な能力を育む。その能力の基礎の上に、幅広い学問領域の知識と技術を連関させる学際的な能力を備え、地域の保健・医療・福祉のニーズに的確に対応し、指導的役割を果たせる人材の育成を目的とする。」と定めている。

イ．管理栄養学科の人材養成及び教育研究上の目的

管理栄養学科は、「生命や人間性を尊重する精神に基づく栄養と保健の専門知識と技術を学び、栄養と保健の分野で活躍するための倫理性が確立され、それとともに専門知識と技術について積極的に学ぶ情熱に満ちた人間性を育む。その人間性の基礎の上に、この学科で学んだ専門知識と技術を持ち、栄養や保健、医療の分野で活躍できる人材の育成を目的とする。」と定めている。

①人間関係学部のカリキュラムポリシー

「東海学院大学学則」第 50 条【資料 1-3-8】に、人間関係学部の教育目的を「学是「人づくり」の理念に立脚し、家族、学校、地域社会、企業などにおける人間関係の中で起こる、複雑で多様な心の問題、子どもの発達とその社会的、文化的環境の問題などについて学ぶことで、心理学の領域や子ども学の領域における専門的知識と技能を修得し、これらの諸問題に取り組むことのできる人間性豊かな人材の育成を目的とする」と定めている。

ア．心理学科の人材養成及び教育研究上の目的

心理学科は、「現代科学技術の成果を認識し、心にかかわる自然科学と人文社会科学

を連携して総合的な個人の成長に注目した科学教育を推進することにより、生命の価値に対する真摯な倫理観を涵養し、人間の生涯にわたる心と身体の発達を理解して、支援できる力を受け止めることが出来る知性と感性を備えた人材を育むことにより、臨床心理学及び医療心理の領域において、理論と臨床現場における実践力を身につけた人材の育成を目的とする。」と定めている。

イ．子ども発達学科の人材養成及び教育研究上の目的

子ども発達学科の人材養成及び教育研究上の目的は、「子どもとともに自らも成長・発達を図ることのできる創造性と豊かな人間性を育む。その上で、人間発達、子育て支援、子ども文化の各領域を、保育学、教育学、心理学、福祉学などを通して学際的に学ぶことにより、子どもに関する専門的な知識と技能を備え、保育園や幼稚園、小学校などを取り巻く子どもの心身の問題や社会環境の諸問題について積極的に取り組むことのできる子ども学の専門家の育成を目的とする。」と定められている。この目的を基本に、教育界からの大きな期待に応えるため、教育についての理論を学び、より高い資質能力を有する小学校・幼稚園・特別支援学校の教諭と保育士の育成に努めている。

① 大学院のカリキュラムポリシー

本学の大学院は、「東海学院大学学則」第 68 条【資料 1-3-8】の「学是に基づき、学術の理論及び応用を教授するとともに、高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養い、社会・文化の進展に寄与することを目的とする。」という教育の理念に基づいて設置されているが、その教育研究上の目的は、「東海学院大学学則」第 69 条【資料 1-3-8】に「人間関係学研究科は、心の問題に取り組み、解決に努めると共に、予防活動を展開できる人材を養成し、地域社会に貢献することを目的とする。そのため臨床心理学領域の専門的知識と技量、および豊かな人間性を有する人材を育成していく。」と明示している。

② カリキュラムポリシーの適合性

学部・大学院ともに、適切なカリキュラムポリシーのもとで、それぞれの使命・目的及び教育目的にかなう人材の育成を行っている。

【エビデンス集・資料編】
【資料 1-3-8】　東海学院大学学則　第 50 条、68 条、69 条

(3) ディプロマポリシー

本学では、「東海学院大学学則」第 66 条【資料 1-3-8】に「学部に４年以上在学し、所定の定められた授業科目を履修し、124 単位以上を修得した者は、卒業者としてこれに卒業証書を授与する。」と明示している。

各学部学科とも、資格の取得に国家資格の取得に重点を置き、このために以下のように教育内容に工夫を加えており、このことは「履修のてびき」【資料 1-3-4】の他に大学ホームページ【資料 1-3-3】でも伝えている。

なお、各学科の教育研究上の目的とディプロマポリシーは【資料 1-3-10】に示す。

人間関係学部	心理学科	・教養科目の中から　10 単位以上 ・学部共通科目の中から　2 単位以上 ・専門科目の中から　60 単位以上 （学部共通科目 2 単位を超える単位は、専門科目の単位とすることができる）
	子ども発達学科	・教養科目の中から　10 単位以上 ・学部共通科目の中から　2 単位以上 ・専門科目の中から　60 単位以上 （学部共通科目 2 単位を超える単位は、専門科目の単位とすることができる）
健康福祉学部	総合福祉学科	・教養科目の中から　10 単位以上 ・学部共通科目の中から　2 単位以上 ・専門科目の中から　60 単位以上 （学部共通科目 2 単位を超える単位は、専門科目の単位とすることができる。）
	管理栄養学科	・教養科目の中から　22 単位以上 ・学部共通科目の中から　6 単位以上 ・専門科目の中から　78 単位以上 （基礎専門分野から 27 単位以上、専門分野から 25 単位以上含む） ・教養科目、専門科目及び自己設計科目の中から 18 単位以上

（注）1 「自由科目」「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目（本学の開設授業科目）」、の単位を修得した場合、合計で上限 20 単位まで卒業に必要な単位数に含めることができる。
2 他大学との単位互換協定に基づき、単位を修得した場合、その単位は教養科目の単位として認定される。

① 大学院のディプロマポリシー

本学大学院では、「東海学院大学学則」第 87 条【資料 1-3-8】に「修士課程を修了するためには、第 70 条第 1 項に定める年数（第 70 条第 2 項に係る者にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士の学位論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「研究の成果」という。）を提出し、学位論文又は研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に１年以上在学すれば足りるものとする。」として、大学院の求める能力を備えた学生に修了を認定し、学位を授与している。

② ディプロマポリシーの適合性

学部・大学院ともに、ディプロマポリシーは、それぞれの使命・目的及び教育目的を反

映したものとなっている。

【エビデンス集・資料編】
【資料 1-3-3】　大学ホームページ　「教育理念と学部・学科の教育方針」
【資料 1-3-4】　履修のてびき　3～11 ページ
【資料 1-3-8】　東海学院大学学則　第 66 条、87 条、70 条
【資料 1-3-10】 教育研究上の目的とディプロマポリシー

1-3-④　使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、人間関係学部に心理学科及び子ども発達学科を、そして健康福祉学部に管理栄養学科及び総合福祉学科を設置している。図 1-3-1 に本学の教学組織と教育指導に係る組織及び両組織の相関図を示すが、学科においては、効果的で機能的な教育を行える適正な教員数を確保し、これら教育研究組織における専任教員数は、大学設置基準第 13 条の基準を満たしている。【データ編 F-6】

また、クラス担任制をとり、きめ細やかな教育指導や支援を行いながら教育目的の実現にあたっている。

大学院には、人間関係学研究科に臨床心理学専攻の 1 専攻を置き、確かな研究能力を有した「心の問題に取り組み、解決に努めると共に、予防活動を展開できる人材を養成し、地域社会に貢献するため臨床心理学領域の専門的知識と技量、および豊かな人間性を有する人材」を育成していくことを目指している。また大学院の教育研究組織における専任教員数は、大学設置基準第 13 条の基準を満たしている。【データ編 F-6】

【図 1-3-1】　東海学院大学及び大学院の教学組織と教育指導に係る組織及び両組織の相関図

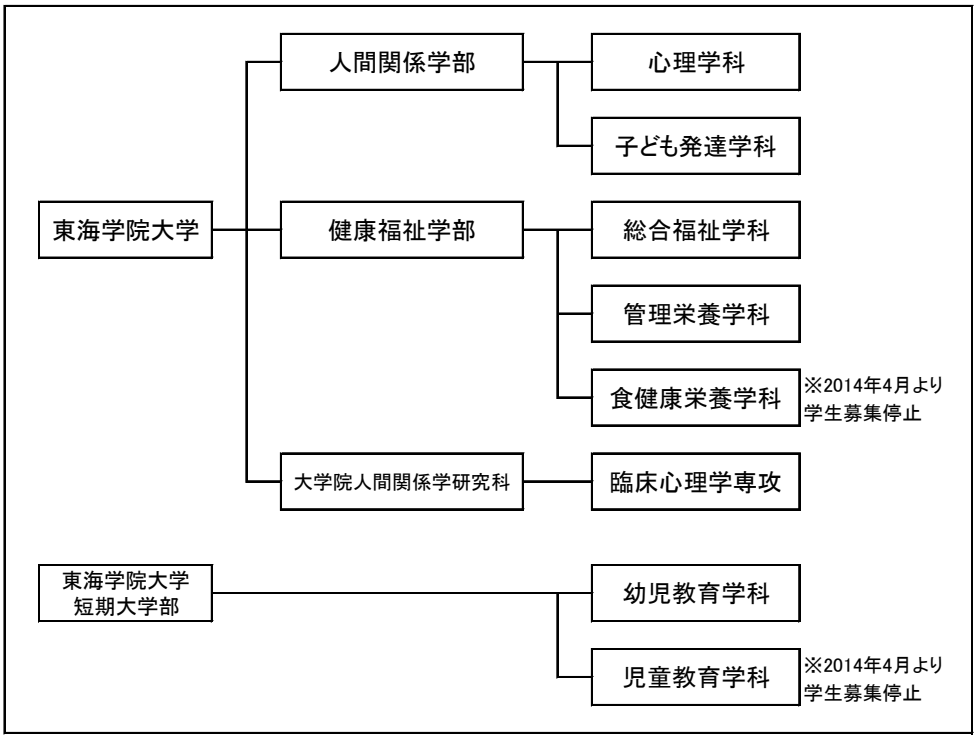

(3) 1－1 の改善・向上方策（将来計画）

2010 年代は大学改革の時代である。本学は設立基盤となった東海女子短期大学の創設から数えるとすでに半世紀以上が経過し、この間不断に大学の改善を進めてきた【資料 1-3-6】。しかし急速な時代の変化を受けて、現在本学では、責任ある高等教育機関として更なる質的転換に努めており、学部、大学院とも建学の精神を温めつつ、時代の要請に迅速に応えながら、本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、学則及び諸規程や教育組織をさらに整備し、これを確実に運用していくことを今後も図っていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-3-6】　平成 23(2011)～27(2015)年　学校法人神谷学園経営改善計画

［基準 1 の自己評価］

本学は開学以来一貫して、建学の精神や学是「ひとづくり」の教育理念に基づき、教育・研究の体制の整備に努めてきた。平成 23(2011)年からの経営改善計画の推進とともに「教育の質的向上」のために多くの課題を洗い出し、改善に努めるとともに学科の教育目的、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを明確に規定し、大学ホームページ、大学パンフレットなどを通じて、公表・周知を図っている。また、社会情勢や外部環境が刻々と変化する中で、志願者のニーズを的確に掴み、法令適合性や個性・特色の明示といった条件を確保しながら、必要に応じて随時、使命・目的及び教育目的の見直しを実施している。

したがって、「1-1　使命・目的及び教育目的の明確性」「1-2　使命・目的及び教育目的の適切性」及び「1-3　使命・目的及び教育目的の有効性」の 3 つの基準を満たしている。

基準 2. 学修と教授

2-1　学生の受け入れ

≪2-1 の視点≫

2-1-①　入学者受入れ方針の明確化と周知

2-1-②　入学者受け入れの方針に沿った学生受け入れ方法の工夫

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

(1) 2－1 の自己判定

「基準項目 2－1 を満たしている。」

(2) 2－1 の自己判定の理由

2-1-①　入学者受入れの方針の明確化と周知

本学の学部・学科のアドミッションポリシーについては、「平成 27 年度入学試験要項」【資料 2-1-1】及び本学ホームページにおける「アドミッションポリシー」【資料 2-1-2】で明らかなように、教育理念に基づいて各学部学科のアドミッションポリシーを明示している。また現在、これは、入学試験要項と大学ホームページ上での記載を通じて学外

への周知も図られている。

本学が求める入学者は、本学の建学の精神である「国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」及び、学是にある「ひとづくり」、つまり「自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任のもとに行動できる強くてしなやかな人材の育成」の考え方を理解し、幅広い教養、深い専門知識、高い技術を身につけ社会に貢献しようと努力する人物」である。そして、「とりわけ自分の能力を活かして積極的に学ぶ意欲と強い意志で成長を目指すひとを受け入れる」と定めているが、基準 1-3 でも記述したように、各学部学科の入学者受入方針については、以下のとおりである。

〔人間関係学部〕

人間関係学部は、家族、学校、地域社会、企業などにおける人間関係の中で起こる多様な問題、子どもの発達や環境の問題などに興味を持ち、専門知識と技術を積極的に修得しようとする人を歓迎する。

〔健康福祉学部〕

健康福祉学部は、健康、福祉、医療など「生命」に関連する幅広いフィールドに興味を持ち、健康科学と社会学の両面から創意工夫をもって課題の解決へと導こうとする前向きな人物を歓迎する。

〔大学院〕

大学院では以下の諸条件を備えた学生を受け入れる。

●心理学の基礎的領域の教育を経て、臨床心理学に関する実践的かつ高度な専門的技量を培い、臨床心理学に関する研究を希求する人材。

●学校教育や病院臨床など実践経験を経て、さらに臨床心理学に関する専門的なリカレント教育を受け、臨床心理学に関する研究を欲する人材。

●旺盛な研究心と柔軟な心をもった人材。

2-1-② 入学者受け入れの方針に沿った学生受け入れ方法の工夫

大学が、自らの理念や専門性に基づいてより優秀な学生を選抜したい、という目標は変わることはないにしても、これまで選抜中心に考えてきた入試体制を今後高等学校と大学の接続という教育中心のシステムに転換していくことが重要であり、学生の受け入れに当たっては、学部・学科の理念・目的・専門性に応じた学生の受け入れ方針を定め、個々の選抜単位と大学の責任ある連携と協力の下に、効率よく丁寧で、しかも公正な入学試験を実施している。

なお、試験問題の作成、採点、合否判定をアドミッションポリシーに従って適切に運用している。

平成 27(2015)年度の入学者選抜方法は、13 方式（AO 入試、女子学生特別入試、指定校推薦入試、公募制推薦入試、専門高校・総合学科推薦入試、スポーツ推薦入試、ファミリー入試、一般入試、センター試験利用入試、社会人入試、帰国子女入試、外国人留学生入試、編入学試験）を併用している。学生募集数に比べ方式の数が比較的多

いのは、本学の特殊性に鑑み、様々な才能と経験を持った学生に対し門戸を開放しようという方針を具現化したものである。【資料 2-1-1】

これらの選抜方式は、単に多様な方式というだけでなく、各方式において、独自の選抜基準を設け、それに沿った形で多様な可能性を持った学生を集めるという方針を実現している。以下に主な方式の選抜基準について述べる。

なお、入試の運営体制は、教職員で組織する入学試験委員会【資料 2-1-3】が方針を起案し、教授会の下で承認を受け、これを入学試験委員会の教職員が中心となり実施をしている。入学試験委員会の委員は各学科より選出された教員が中心で、職員は入学試験課課長及び入学試験課職員で構成されている。

また、入学試験に必要な事項を審議するため入学試験委員会の下に入学試験実施委員会【資料 2-1-4】が設置されており、さらにその下に試験問題作成及び答案の採点等を行うための入学試験教科委員会【資料 2-1-5】が設置されている。

(1)AO 入試は、詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に判定する入試方法である。本学では、入学志願者自らの意志で出願できる公募制とし、アドミッションポリシーを満たす人材を求め、知識・技能の修得状況に過度に重点を置いた選抜基準とせず、合否判定に当たっては、入学志願者の能力、適性、意欲、関心等を多面的、総合的に、自己紹介書と出願書類の総合評価により入学判定を行っている。

(2) 指定校推薦入試は、調査書審査と面接による選抜方式である。評定平均値は本学で定める一定水準を超えていることが前提条件となる。面接は個別に 10 分程度行う。指定校推薦入試では当該高校（中等教育学校）の入学難易度と特徴を勘案して出願要件を定めている。なお、指定校選定にあたっては、過去の受験実績と地域性を重視して行っている。

(3) 公募制推薦入試は本学の教育方針を理解した学生を広く求め、推薦入試で受験できるようにするために設けられた選抜方式で、調査書の評定平均と面接を課している。

(4) 一般入試は、独自に筆記試験を行って選抜する方式である。地方会場（東京・金沢・静岡・名古屋・大阪・広島・福岡）を選択して受験できるように設定し、受験生の利便性を考慮した入試運営を行った。

(5) センター試験利用入試は、高校までの教育で期待される一般的な基礎学力レベルをもとに選抜する方式である。センター試験の受験科目から 2 科目を選択し、得点の合計をもとに判定を行う。

成績は募集要項に明示してある得点配分に従って機械的に計算し成績順に並べ、上位から合格を出す。判定については、教授会において学部長及び入試委員により構成される判定会議に委任されており、判定会議において、過去の入学手続率を勘案しながら合格ラインを設定し、合格者案を作成する。学長に合格者案（受験者氏名を削除したもの）を提出し承認を得た後、合格発表をし、教授会に事後報告している。

(6) 社会人入試、編入学入試は、高校卒の新入生だけでなく幅広い層の学生を募集し、

相互啓発ができることを目的として実施している。

(7) 外国人留学生入試は、学生生活課国際交流担当職員と協力し、出願資格の確認と入学後のミスマッチを防ぐよう事前面談を実施することとしている。入試においては、自分のこれまでの経験から「実社会で活躍したい」志が具体的にある者を求め、発想力、実践力、対人力を 10 分の個別面接の中で評価するとともに本学の授業に対応できる日本語能力のチェックも行う。

(8) 編入学試験の入学者選抜方法は、特別指定校推薦編入、一般推薦編入、スポーツ推薦編入、一般編入、社会人編入の 5 方式で行っている。

特別指定校推薦入試は小論文またはプレゼンテーションによる選抜方式である。本学と長期に渡って友好関係にある岐阜市立女子短期大学と東海学院大学短期大学部の学生を対象に実施されてきた入試である。特に、岐阜市立女子短期大学の場合は、栄養士養成課程を修了した学生が管理栄養士を目指して編入して来るもので、本学との間で単位互換等の協定をするなどして、入学後の学習や資格取得に向けて整備されており、毎年優秀な学生が編入している。幼児教育学科の単科である東海学院大学短期大学部は、小学校教諭や幼稚園教諭の１種免許の取得を希望する学生の編入が多いが、コミュニケーションやカウンセリングを志望して心理学科、保育士課程で児童福祉に興味を持ち社会福祉士などを目指して総合福祉学科への編入希望者もいる。

入学前学習については、入学予定者に対し、10 月から 1 月にかけて４回程度の「入学前教育説明会」実施し、入学手続きの案内に加えホームページでも説明会への参加をすすめている。本学の「入学前教育」は、Web による「入学前教育」を無料で実施しており、入学する学生が本学での学習や研究に必要な基礎知識を再確認し、講義にスムーズに入って行けるようになることを目標に導入したものである。

〔大学院〕

入学希望者に対しアドミッションポリシーを徹底させるため、オープンキャンパスなど十数回の説明会を実施している。これにより本学の教育目的と入学者の学習目的のミスマッチは現時点では発生していない。

また、入学者には、本大学院の掲げる目的に沿って、修学しようとする意欲を高め、学部での基礎学力を有し、その課程での教育等研究指導を受けるに足る能力を有しているかについての確認を適切に行うことを基本としている。

なお、大学院の入試には一般人入試と社会人入試がある。

(1) 一般入試は、第１次で学力検査（専門科目および専門英語）の審査、第２次で口述試験（面接）によって合否を判定している。この入学選抜においては、「大学院入学に相応の学力と知識及び研究意欲」を重視すると同時に、職務経歴も参考にしている。

(2) 社会人入試は、多忙かつ多様な社会人に対応して、知識や学識のレベルを問う口頭試問形式ではなく、志願者一人ひとりの入学目的と本学のカリキュラム整

合性や職務経験を重視した面接を行っている。

【エビデンス集・資料編】
【資料 2-1-1】　平成 27 年度入学試験要項
【資料 2-1-2】　大学ホームページ　「アドミッションポリシー」
【資料 2-1-3】　東海学院大学短期大学部及び東海学院大学入学試験委員会規程
【資料 2-1-4】　入学試験実施専門委員会規則
【資料 2-1-5】　東海学院大学入学試験教科委員会規程

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

収容定員と入学定員及び在籍学生数については、データ編表 F-4 及び表 F-5 に示される。教育を行う環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生を適切に確保していることについては、以下のとおりである。「平成 27 年度入学試験要項」【資料 2-1-1】に示されるように、大学設置基準第 18 条を遵守し、入学定員及び編入学定員を明示し、周知を図っている。収容定員と入学定員及び在籍学生数については、「学部・学科の学生定員及び在籍学生数」【データ編表 2-2】のとおり、平成 27(2015)年 5 月 1 日現在の在籍学生数は、901 名である。入学定員、入学者数、入学定員に対する入学者数の割合を過去 5 ヵ年で示すと、下の表 2-1-2 のようである。

表 2-1-2 過去 5 箇年の入学定員、入学者数、入学定員に対する入学者数の割合

学部	学科	区分	年度					平均
			23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	
人間関係学部	心理	入学定員(人)	110	110	110	110	110	110
		入学者(人)	126	136	91	89	51	98.6
		充足率(%)	114.5	123.6	82.7	80.9	46.4	89.6
	子ども発達	入学定員(人)	80	80	80	80	80	80
		入学者(人)	56	65	81	47	23	54.4
		充足率(%)	70.0	81.3	101.3	58.8	28.8	67.8
	合計	入学定員(人)	190	190	190	190	190	190
		入学者(人)	182	201	172	136	74	152.8
		充足率(%)	95.8	105.8	90.5	71.6	38.9	80.5
健康福祉学部	食健康※1 食健康栄養※2 管理栄養	入学定員(人)	80	80	80	80	80	80
		入学者(人)	63	75	67	41	32	55.6
		充足率(%)	78.8	93.8	83.8	51.3	40.0	69.5
	総合福祉	入学定員(人)	100	80	80	80	80	84
		入学者(人)	47	51	43	11	16	33.6
		充足率(%)	47.0	63.8	53.8	13.8	20.0	40.0
	合計	入学定員(人)	180	160	160	160	160	164
		入学者(人)	110	126	110	52	48	89.2
		充足率(%)	61.1	78.8	68.8	32.5	30.0	54.4

※1 平成 24(2012)年度～平成 25(2013)年度は食健康栄養学科。※2 平成 26(2014)年度以降は管理栄養学科

① 人間関係学部

平成 27(2015)年 5 月 1 日現在の収容定員は、800 名、在籍者数は 578 名であり、在籍者の比率は 0.72 倍である。また、入学定員は 190 名となっており、平成 27(2015)年度の志願者は 104 名に対し入学者数は 74 名であり、定員に対する入学者の比率は　0.38 倍である。

以上の通り、在籍者数、入学者数は平成 27(2015)年 5 月 1 日現在で定員を下回っている。収容定員、入学定員を適切に守り、教育にふさわしい環境の確保するよう募集広報、入試対策の改善が必要と判断している。

18 歳人口の減少、大学の二極化が進む中、本学の入学者選抜試験では優秀な学生、能力に優れた学生を獲得するため、毎年入学試験課で入試データを詳細に分析しており、その結果に基づいて役職者会議・教授会と入試委員会で詳しく議論した上で、入試方法・内容の改善を行っており、複数の入学者選抜方法の位置づけ等の適切性を保つという目標を達成するための努力を重ねている。キャンパスの立地が岐阜県内でも岐阜市内東端に近い各務原市であることから、東海地区にある他大学など競合校と比較すると、岐阜県下の受験生を集めきれていないという問題点があり、地元志向の大学であること、各種多様の免許や資格の取得が可能であることを周知するため、ホームページの充実などを進めている。

② 健康福祉学部

平成 27(2015)年 5 月 1 日現在の収容定員は、640 名、在籍者数は 323 名であり、在籍者の比率は 0.50 倍である。また、入学定員は、160 名となっており、平成 27(2015)年度の志願者は 126 名に対し入学者数は 48 名（他に編入生 3 名）であり、入学者の比率は 0.30 倍である。

以上の通り、在籍者数、入学者数は平成 27(2015)年 5 月 1 日現在で定員を下回っている。収容定員、入学定員を適切に守り、アドミッションポリシーをより明確にし、それに沿う学生の受け入れのための様々な募集活動を行うなど、教育にふさわしい環境の確保するよう募集広報、入試対策の改善が必要と判断している。

入試を取り巻く環境が厳しくなる中、これまで以上に優秀な学生、能力に優れた学生を獲得するために努力する必要があり、入試のデータ分析を行い、学生の動向を見ながら入試方法・内容の改善を行っていくこととし、積極的な高等学校訪問を実施し、直接進路指導部を訪問して大学の概要や入試情報を提供することによって、受験生やその保護者、また高等学校教諭が求めていることを的確に把握し、改善につなげていく。

③ 大学院

入学定員は 7 人、収容定員は 14 人である。平成 27(2015)年 5 月 1 日現在の在籍者数は、修士課程が 15 人である。また上記の正規生以外に研究生が 1 名在籍しており、修了後も、生涯学習意欲が高く更なる知識の獲得を目指す院生ニーズには今後とも対応していきたい。

表 2-1-3　大学院における過去 5 箇年の入学定員、入学者数、入学定員に対する入学者数の割合

大学院	専攻	区分	年度					平均
			23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	
人間関係学研究科	臨床心理学	入学定員(人)	7	7	7	7	7	7
		入学者(人)	8	10	10	3	11	8.4
		充足率(%)	114.3	142.9	142.9	42.9	157.1	120.0

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-1】　平成 27 年度入学試験要項

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

メディカルプログラムの計画・実施は、平成 26(2014)年度が着手後 2 年目であり、新しく編成された教育課程とこれに伴う取得可能な諸資格、国家試験受験資格などの入学試験情報の浸透が十分ではないため、アドミッションポリシーを多くの媒体等に記載するなど、広く受験生や地域社会の認知と理解を求めることは今後も最も重要な活動と位置づけている。広報活動におけるインターネットの活用や各種媒体との連携、大学説明会、進学ガイダンスやオープンキャンパスでの広報活動等において、全学及び学部学科別のアドミッションポリシーの周知・理解をさらに進めていく。表 2-1-4 は、平成 27(2015)年度の大学説明会及びオープンキャンパスの開催予定を示す表である。

入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持についての改善策として取り組むべき点は全学科にわたって入学定員並びに在籍学生数の確保である。以下に、各学部ごとの具体的な対応策について述べる。

表 2-1-4　平成 27(2015)年度大学説明会及びオープンキャンパス開催予定表

〔大学説明会〕

地　区	月　日	時　間
東濃地区	5 月 12 日（火）	15:00～16:30
尾張・名古屋地区	5 月 15 日（金）	
西濃地区	5 月 22 日（金）	
飛騨地区	5 月 26 日（火）	
岐阜地区	6 月 1 日（月）	

〔オープンキャンパス〕

月　日	時　間
6 月 13 日（土）	10:00～15:00
7 月 20 日（月）	
8 月 2 日（日）	
8 月 22 日（日）	
9 月 6 日（日）	
9 月 27 日（日）	

①人間関係学部

これまでの少人数教育を継続し、地域づくりの一環を担える人材を育てるという、既存の外国語系、国際教養系の学部との違いを受験生に具体的に提示し、本学部のカリキュラム内容、将来の方向性やキャリア支援の充実を明確に伝えていく努力をする。

前年は地域に密着して本学部の認知度を上げることに注力したが、まだ認知度が定着していない。オープンキャンパス、高校教員向け教育内容説明会、出張講義、高大連携など、

学部を紹介するための様々な企画を更に進めていく。AO 入試、推薦入試で質が高く、モチベーションのある学生を定員の 50%を目処として確保する。

県内全域の受験生の獲得増加を行うため、特に JR 東海道線、名鉄本線、東濃・高山周辺の高校及び英語教育に力を入れている高校、実績高校へのオープンキャンパス、教育内容説明会及び出張講義受付の案内等地域に密着した募集活動を強化していく。

また、愛知県及び近隣県の受験生獲得のため高校訪問や高校ガイダンスを積極的に行っていく。一般入学試験も前年同様健康福祉学部との統一入試を実施し、受験生の利便性を確保した入試運営を行う。このように、定員を充足するとともに、より一層学生に国際的な学習環境を提供していく。

②健康福祉学部

AO 入試については、平成 28(2016)年度学生募集から事前面談形式を通常の出願形式に変更し、アドミッションポリシーに沿ったセミナーとディスカッションを行い、学力の担保を行うと共に入学後のミスマッチを防ぐ予定である。

推薦入試については、岐阜地区（岐阜市、羽島市、各務原市、本巣市、瑞穂市、等）受験生の獲得増加を目標とする。特に岐阜市と各務原市周辺の高校及び実績高校に対して本学部のカリキュラム内容、将来の進路の方向性や充実したキャリア支援環境を周知し、オープンキャンパス、高校教員向け教育内容説明会及び出張講義受付の案内等、地域に密着した募集活動を強化していく。また、愛知県、静岡県、三重県の受験生獲得のため高校訪問や高校ガイダンスを積極的に行っていく。

一般入学試験は前年同様人間関係学部との統一入試を実施し、受験生の利便性を確保した入試運営を行うとともに社会人、編入学の受け入れ策を強化し、幅広い学生募集を行う。

③全学的対策

○定員充足を目指すための具体的な方法としては、オープンキャンパス参加者の入学率の向上、高校との連携協定による本学への理解の浸透の促進、高校の進路指導担当者、保護者に対する情報の拡大によりさらに積極的な学生募集を展開する。

○多様な入学試験を実施することによって、入学者受け入れ方針に沿った多様な学生を受け入れていく。

○本学の教育課程を十分に理解し学習意欲の高い学生の受け入れについては、面接試験等を加えることによって、積極的に受け入れていく。

○受入れ方針に沿った試験方法は多岐にわたっているが、試験実施内容は学部学科ごとの特徴を考慮した試験実施が必要との認識から、平成28(2016)年度入学試験において、この点を踏まえて変更を行っていく。

○学部、学科の特徴により、その時の社会的状況が志願者数・入学者数に影響を及ぼすことから、こうした状況も考慮しつつ、社会的要請に対応した学科の改組・拡充を行っていく。

④大学院

多忙な社会人が平日夜間に学習できるよう様々な便宜を図っているが、まだまだ社会人

に対する広報・情報伝達は十分とは言えない。臨床心理に関する実際問題の解決力向上を目的として作成したカリキュラム体系とともに広報に注力してゆく。具体的には、院生獲得のための積極的募集活動に加え、通学に便利な送迎バス・地域との交流も活発な心理臨床センター・日本臨床心理士資格認定協会の第１種指定大学院等に対する告知の徹底が重要となる。また、広報活動に対しても、学部の地域活動と連動して注力する必要がある。

2-2　教育課程及び教授法

≪2-2 の視点≫

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1)　2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2)2-2 自己判定の理由(事実の証明及び自己評価)

2-2-①　教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

東海学院大学は、大学の機能を教育・研究・地域貢献と捉え、建学の精神をベースに学是「ひとづくり」を実践するため、「学生が求める大学」、「地域が求める大学」、「時代が求める大学」を目指して、「国際的視野」に富み、「創造性」と「行動力」にすぐれ、人類社会の発展に貢献する人材を育成することとした。また、多様化する社会にあって、新時代の大学における高等教育の役割・機能をふまえて教育・研究を展開するに際し、本学の個性・特色を総合的教養教育、幅広い職業人の育成及び社会的貢献機能（地域貢献、産学官連携等の充実）に置くこととしている。

東海学院大学は、幅広い職業人の育成で成果をあげている学科と、教養教育に基づいて伝統的な学問の探求を実践している学科とで構成されている。両者の特色を生かした学士課程教育をいかに構築するかが課題であり、学士課程教育は教養科目と専門科目で構成されるが、それぞれにおいて建学の精神と大学及び各学部・学科の理念・目的・教育目標を具現化することとし、学生の要求する成果を生むために恒常的に教育課程を見直すことに努めている。

学部教育に関しては、大学4 年間を一貫する教育を目指していることから、教養教育と専門教育との有機的連携を図るために、両者を対置して階層的に位置付けるのではなく、専門教育の知識体系という縦糸に対して、全学共通教養を横糸として位置付け、両者が相補う役割分担を果たせるように、教育課程や教授法の工夫・改善を図ることとしている。

学部の具体的な教育目標は、学問分野、研究領域の違いにより、各学科の教育目標は、独自のものを明確に定めている。

東海学院大学には、健康福祉学部と人間関係学部、大学院人間関係学研究科が置かれている。健康福祉学部は、総合福祉学科と管理栄養学科、人間関係学部は心理学科と子ども発達学科から構成されている。平成 25(2013)年度には、健康福祉学部管理栄養学科届出設置の認可とともに臨床検査技師課程を、同学部総合福祉学科では臨床工学技士課

程を設置した。また、人間関係学部心理学科には、救急救命士及び言語聴覚士の国家試験受験資格の養成課程を設置した。この転換は、新しい社会的需要と学生のニーズの変化に対応しようと努力してきた結果である。

設立時に定められた教育目的は、建学の精神に示されている「国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」であるが、平成 25(2013)年に、教育理念についてさらに具体的に「自ら立てた規範に従って自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな人材の育成」とし、また、これを簡潔に表現するものとして「学是(ひとづくり)」を定め、これに基づいて平成 25(2013)年度及び 26(2014)年度と、教育課程の検討や見直しが進んだ。そして平成 26(2014)年度からの医療分野を中心とする新しい国家資格受験資格や各種の実務的資格取得のための教育科目が教育課程の中に投入されるとともに、教養科目、自己設計科目、自由科目などの科目群を含めた全学部・学科的な再編成が実施されるに至った。現在の本学の各学部学科の教育課程･授業方法はこのような教育理念の具現化に伴うものであり、これまで以上に教育目的を達成して各学科において高い専門性を有するスペシャリストを育成しようとする強い意志が反映されたものとなっている。従って、現在は３つの教育課程がそれぞれの入学年次の教育課程の編成及び運営を反映、配慮した開講表となっている。この平成 23(2011)年度～26(2014)年度の教育課程表は【資料 2-2-1】に示す。

なお、後述するが、教育課程の編成の再編成に伴う履修上の支障を防止するために、平成 23(2011)年度、24(2012)年度、25(2013)年度、26(2014)年度の各入学者に対して新年度のガイダンスで詳細に説明するほか、クラス担任や教務課などの関連部署が学生の相談に応じるなど対応を行っている。また、大学ホームページでも、教育理念と学部・学科の教育方針で明示している。【資料 2-2-2】

人間関係学研究科・臨床心理学専攻においても同様に教育目的に則り、教育課程を編成している。「臨床心理学領域の専門的知識と技量を有する人材の育成」を目指し、高度な臨床心理学領域の科目を開講しており、入学・進級時には綿密な履修ガイダンスを実施している。web シラバスを活用し、個別相談を行ないつつ、履修計画と修士論文作成の指導を行なっている。

平成 26(2014)年度の各学部・学科及び大学院研究科の教育目的は、東海学院大学学則第 50 条、68 条【資料 2-2-3】のとおりである。各学部・学科のカリキュラムポリシーは教育目的に則り適切に定められ、履修の方法、到達目標等を含めディプロマポリシーとともに、履修のてびき【資料 2-2-4】【資料 2-2-5】、大学ホームページ【資料 2-2-2】等に明確に示し学生に周知し学外にも公表している。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

本学のカリキュラムを構成する授業科目は､「東海学院大学学則」第 60 条【資料 2-2-3】に定めるように､「教養科目」､「学部共通科目」､「専門科目」､「自己設計科目」及び「自由科目」に大別され、それぞれ修得しなければならない最低修得単位数が定められている。更に、各種資格に関する科目群が存在するが、人間関係学部心理学科(認定心理士課程、言語聴覚士課程、救急救命士課程)、子ども発達学科(教職課程（小学校教諭)、教職課程（幼稚園教諭)、保育士養成課程）、健康福祉学部総合福祉学科(社会福祉士課程、

精神保健福祉士課程、介護福祉士養成課程、臨床工学技士課程)、管理栄養学科(栄養士養成課程、管理栄養士養成課程、臨床検査技師課程)　等、資格科目が専門科目の主要部分を占める場合もある。

各授業科目には、必修、選択必修、選択、自由の科目があり、各学部・学科の理念・目的に対応して体系的に修得できるように各年次に配分されている。

学士課程教育のコアとなり、全学の学生が共通に、学部学科に係りなく履修する教養科目については、教養を「多面的なものの見方の育成」と「幅広い知識」と位置付け、一つの現象を考察する場合にも、様々な角度から、様々なものの見方に基づいて考察することを可能にする教育を目指している。これらの科目は、東海学院大学の個性・特色を具現化した、東海学院大学にしかできない「ひとづくり」を目指すものである。教養科目や専門科目等に関する卒業要件単位数については、「履修のてびき」【資料 2-2-4】に明示している。

本学では、学是「ひとづくり」に表現されるように、幅広い教養による人格の陶冶と、それぞれの分野の専門的知識や技術・技能を修得した社会的に有用な人材を育成するという使命の下に教育課程を編成している。2-2-①で述べられたように、平成25(2013)年度から平成26(2014)年度開設の医療系の資格取得にも着眼したカリキュラムの検討と見直しを行うという過程を経て、現在の教育課程に編成された。

教育課程の編成方針に即した授業科目の開設については、現在は「東海学院大学学則」第60条【資料2-2-3】及び「履修のてびき」【資料2-2-4】【資料2-2-5】に示すように、教養教育と各学科の専門知識や技術の修得による人材育成という目標の達成に向けて、教養科目、学部共通科目、専門科目、自己設計科目、自由科目を配置しており、大学設置基準第19条及び第20条を遵守したものとなっている。

・教育科目

前述のように、本学の教育課程は、教養科目、学部共通科目、専門科目、自己設計科目、自由科目に区分けされている。教養科目は、全学部・学科共通の科目で、各学部・学科の専門科目とは違った内容のものであるが、学士にふさわしい総合的な力を育成するための科目であり、専門科目は、学科の専門性に基づいた科目である。自己設計科目は、各学科の指定する科目で、卒業単位に算入できる科目である。また自由科目は、20単位を超えると卒業に必要な単位には算入されないが、資格を取得するためには必要な科目である。

各学科において、以下のように授業内容・方法等の工夫・開発が行われている。平成26年度からの医療系の国家試験受験資格取得のための課程の設置により、人間関係学部心理学科及び健康福祉学科管理栄養学科、総合福祉学科の教育課程は、本学独特のものとなっており、現在は一部の学科において再編成される移行期でもある。それぞれのカリキュラムポリシーを表2-2-1に示す。

表 2-2-1　学科のカリキュラムポリシー

<table>
<tr><td rowspan="5">心理学科</td><td>26年度</td><td colspan="2">1. 対人援助における知識や技術を具体的に学ぶ。
2.「認定心理の領域」「言語聴覚の領域」「救急救命の領域」の3つの領域について個々の興味に応じて学ぶ。
「認定心理の領域」
人間行動の意味とその背後にある、こころのメカニズムを実験的・理論的・臨床的に学ぶことができる。自己を発見し、苦悩する人びとに援助の手をさしのべることのできる、こころの専門家《認定心理士》の育成と家庭・企業・地域における人間関係の形成と維持を心理面から支えることができる実力ある社会人の育成をめざす。
「言語聴覚の領域」
人と向き合うコミュニケーション力を重視し、人間理解を基礎にした人格形成を目指すことで、言語聴覚障害に関する知識を体系的に習得することができる。本コースで学び、「言語聴覚士」として必要な知識・技術を習得し、卒業することにより受験資格が得られる。
「救急救命の領域」
本コースは、緊急時対応の分野で活躍するスペシャリストの養成を主な使命としている。そのために、人びとから信頼される豊かな人間性と国際性を身につけながら、「人間」を多面的に理解できるカリキュラムを編成。心理学を基盤とする学びの中で知識や技術の修得と同時に、チームで行動する協調性やリーダーシップ、責任感などを身につけていく。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">23・24・25年度</td><td>学科全体</td><td>心理学科は、幅広く心理学的なアプローチを採用することによって、人間の心と行動の理解および心に関する諸問題の原因と対処について学ぶ学科である。それを実現するために、「教養科目」と「学部共通科目」、「学科専門科目」を配置している。「学科専門科目」は、コースの別に関係なく修得が義務づけられている「共通専門科目」・「専門関連科目」と、各コースの専門を追求する「コース別専門科目」から成っている。「コース別専門科目」は、「臨床心理学コース」、「教育・発達心理学コース」、「実験・社会心理学コース」の3コースに分かれている。
「学科専門科目」は、「教養科目」や「学部共通科目」で学んだことを基盤として、専門を追求するのに必要な、基礎的な心理学の知識やスキルを修得するための科目群で構成されている。具体的には、専門領域を絞る前に、幅広く基礎的な知識を発達心理学、教育心理学、実験心理学、社会心理学、性格心理学、臨床心理学の6つの必修科目で修め、さらに専門分野の選択を念頭に置いて、心理学を研究するための基礎的なスキルを心理統計学、心理学研究法、心理学実験、心理学検査実習、データ解析実習、心理学専門英語からいくつかを選択して修得さる。演習では少人数の参加型学習により、学生の主体的な学ぶ力を醸成させる。</td></tr>
<tr><td>臨床心理学コース</td><td>心の健康と適応に関する問題を扱うために、心理臨床学やカウンセリングのスキルなど個々人に対する心理的援助の実践的手法を基礎から学ぶ科目群を展開している。</td></tr>
<tr><td>教育・発達心理学コース</td><td>人間発達のメカニズムやその教育への応用について学び、社会の中で適切な援助を行うための技能を修得する科目群を展開している。</td></tr>
<tr><td>実験・社会心理学コース</td><td>主に実験心理学的手法と調査法や統計的手法を用いて、人間や動物の心の仕組みや働き、対人関係や集団の問題を科学的に解明するために、知覚・認知・学習・社会など幅広い基礎的分野を展開している。</td></tr>
<tr><td>管理栄養学科</td><td>26年度</td><td colspan="2">幅広い教養と人間性を身につける教養科目は、1年次から4年次にかけて、専門科目専門基礎分野は1年次から2年次にかけて、専門科目専門分野は1年次後期より 4 年次まで順次、基礎から応用へ進みながら履修できるように配置している。4年次では、栄養学の集大成としての臨床化学検査学、健康栄養総合演習、</td></tr>
</table>

		臨床検査総合学、健康医療情報処理演習、臨地実習、卒業研究を設けた。専門科目については、コア・サブ・アップグレード・資格・集大成の５グループに整理し、１年次後期から順次履修できるように授業科目を配置している。 ・コア科目 管理栄養士国家試験受験及び臨床検査技師国家試験受験資格に共通する科目 ・サブ科目 コア科目の内容を補強、又はより発展させる科目や栄養士国家資格取得の科目 ・アップグレード科目 管理栄養士や臨床検査技師の資格を生かして各方面で活躍するために役立つ応用科目で、①臨床や福祉での専門性を目指す分野　②行政職や教育職を目指す分野　③食品開発や食品管理の専門家としての分野　④研究職と健康のアドバイザーや研究開発の専門家としての分野 ・資格科目 栄養教諭（教員免許状)、食品衛生管理者、食品衛生監視員などの取得に必要な科目 ・集大成科目 問題発見、解決能力、プレゼンテーション能力を養成する総合演習、卒業研究
食健康栄養学科 食健康学科	23・24・25年度	全学共通科目の「教養科目」「自己設計科目」と健康福祉学部の「学部共通科目」とともに、「学科専門科目」と「自由科目」で構成されている。「学科専門科目」では、社会で活躍できる管理栄養士教育を目指し、管理栄養士学校指定規則に基づき「専門基礎分野」、「専門分野」において「社会・環境と健康」、「人体の構造と機能・疾病の成り立ち」、「食べ物と健康」、「基礎栄養学」、「応用栄養学」、「栄養教育論」、「臨床栄養学」、「公衆栄養学」、「給食経営管理論」の9領域を柱とする科目を学年の進行に合わせて基礎から応用へと体系的に配置している。そして、これら9領域の知識や技能を講義・実験・実習により修得し、臨地実習により実践力を身につける。 また、各自の目的や関心に合わせた資格取得を希望する場合は、学修効果を自己分析しながら学科専門科目の「専門発達科目」と、「教養科目」、「自己設計科目」、「自由科目」などを組み合わせることにより、人々の健康を食から幅広くサポートできる多種多様な資格取得を選択することができる。
総合福祉学科	26年度	１．対人援助における知識や技術を具体的に学ぶ 情報過多の現代社会のなかで自己実現を目指すためには、人の生活を支えるための理論と実践を学ぶ社会福祉学をはじめ、レクリエーション活動援助や情報活用に関する知識や技術が必要である。これらの科目を通して、豊かな人生を送るための基礎や具体的な方法を身につけることをめざす。 ２．人と社会に関する理論と実践を総合的に学ぶ 下記いずれの領域を選択しても、社会福祉、福祉医療・工学、レクリエーション及び情報に関する理論と技術を幅広く身につけることをめざす。 ３.「社会福祉の領域」と「臨床工学の領域」の２領域で学ぶ 「社会福祉の領域」 社会福祉分野、障害者分野、高齢者分野などの各分野を通じて社会福祉の理論と実践を幅広く学ぶことができる。フィールドワークを重視し、実力ある福祉のスペシャリスト《社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、高校教諭（福祉)》の育成をめざす。 「臨床工学の領域」 社会福祉の意味とその背後にある、福祉医療や福祉工学のメカニズムを実験的・理論的・臨床的に学ぶことができる。自己を発見し、苦悩する人びとに援助の手をさしのべることのできる、福祉医療・工学の専門家《臨床工学技士、医療事務》の育成と地域における社会福祉制度と医療制度の維持を技術面から支えることができる実力ある社会人の育成をめざす。 ４．スキルアップを図る 本学科で主として養成する人材に加え、将来の目標や進路の可能性を拡げ、実現することができるよう、いずれの領域で学んだ者であっても社会福祉主事（任用資格)、レクリエーション・インストラクター、秘書士Ⓝ、上級秘書士Ⓝ、上級秘書士Ⓝ(メディカル秘書)、上級秘書士Ⓝ(国際秘書)、情報処理士Ⓝ、上級情報処理士Ⓝ、実践キャリア実務士などの資格を取得することができる。 また学科プログラムにあっては、福祉実習や臨床実習オリエンテーション、国

		家試験対策講座などを開講している。	
	25年度	ホスピタリティを心の基礎として、社会福祉に関する専門的な知識や技術だけでなく、関連科目等を通して人間への思いやりや心遣いといった面についても深く学び、暖かい心を持った豊かな人間性を育むことができる。人間性と一般教養、福祉の専門知識や技術の修得により、福祉分野のみならず企業などのビジネス社会でも役立つ、スキルを身につける。 また、福祉国家資格を目指す学生には体験的学習場面である福祉現場での実習を重視している。実習では、さまざまな福祉サービス利用者とのかかわり（コミュニケーション）を通して、利用者のニーズを把握し、ニーズを満たすための支援を実践し、新たな福祉サービスの必要性などを体験的に学びます。これらの学びを深めるために、実習の前後には、少人数による事前指導、事後指導が行われている。 このように学内外での理論的・実践的な学習を通して、福祉の専門家としては勿論、他の分野でも生涯にわたり社会で活躍できる知識と技術を修得する。そして、社会福祉士、精神保健福祉士及び介護福祉士の国家資格の取得を目標にしている人は、通常の講義や実習に加えて計画的な受験勉強に取り組むことも必要である。	
	23・24年度	学科全体	社会福祉に関する専門的な知識や技術を学ぶ専門科目ばかりでなく社会福祉学以外の幅広い周辺分野の科目が開設されている。専門科目では、社会福祉の理念や制度、支援の方法など福祉に関する専門的な知識と技術を学ぶ。周辺分野の科目では、人や社会に対するあたたかな関心を育み、人の生活の幅の広さと奥の深さを学ぶ。 また、理論面での学習と共に体験的学習場面である福祉現場での実習を重視している。実習では様々な福祉サービス利用者とのかかわり（コミュニケーション）を通して、利用者のニーズを把握し、ニーズを満たすための支援を実践し、新たな福祉サービスの必要性などを体験的に学ぶ。これらの学びを深めるために、実習の前後には、少人数による事前指導、事後指導が行われている。 このように、総合福祉学科では、学内外での理論的・実践的な学習を通して、社会福祉の専門家としての知識・技術を修得する。そして、社会福祉士、精神保健福祉士及び介護福祉士の国家資格の取得を目標としている人は、通常の講義や実習に加えて計画的な受験勉強に取り組むことも必要である。
		地域生活支援コース	誰もが地域の中で暮らすことができることを支援するソーシャルワーカー（社会福祉士）の養成を行う。このコースでは、社会福祉に関する基本的・専門的な知識・技術の習得はもちろんのこと、地域生活を支援するために活用できる幅広く、より深い専門的な知識・技術を学ぶ。
		保健福祉コース	精神保健福祉分野で活躍できる精神保健福祉士（PSW）の養成を行う。このコースでは、福祉基礎科目のほかに高齢者福祉、児童福祉など関連福祉分野の学びに加えて、精神障害者の支援技術の理論学習や小グループでの演習を行った後、精神保健福祉現場での実習を行うなど、精神保健福祉について一貫した指導を行う。

		福祉スポーツコース	いつでも、どこでも、だれでもが、スポーツを楽しみたいと思ったときに、支援できるワーカーを養成する。このコースでは、高齢者や障害者が危険なく自由に、のびのびと、競技力に関わらず堂々とスポーツを行うことができるように支援するために、福祉とスポーツを融合させながら専門的な知識や技術を学んでいく。また、中級障害者スポーツ指導員の資格を取得するための授業科目も開講している。
		介護福祉コース	高齢者や障害を持つ人たちを一人ひとり理解し、豊かな生活のための介護を行うことができる介護福祉士の養成を行う。さらに、4 年間の修学期間を活かし、社会福祉士の国家試験受験資格取得もめざす。このコースでは、介護福祉士として必要不可欠な専門的知識と技術を学ぶ。

各学科において、以下のように授業内容・方法等の工夫・開発が行われている。平成26 年度からの医療系国家試験受験資格取得のための課程の設置によって、人間関係学部心理学科及び健康福祉学科管理栄養学科、総合福祉学科の教育課程は、本学独特のものとなっており、現在は一部の学科において再編成される移行期でもある。

心理学科の平成25(2013)年度、24(2012)年度、23(2011)年度入学者については、以下のような学科全体のディプロマポリシーを定め、「臨床心理学コース」「教育・発達心理学コース」「実験・心理学コース」の３つのコースを選択し、各コースで、人間の心と行動の理解、心に関する諸問題の解決に必要な心理学的手法を基礎から応用まで幅広くバランスよく学ぶ教育課程を編成している。

子ども発達学科は、子どもとともに自らも成長・発達を図ることのできる創造性と豊かな人間性を育んだ上で、人間発達、子育て支援、子ども文化の各領域を、保育学、教育学、心理学、福祉学などを通して学際的に学ぶことにより、子どもに関する専門的な知識と技能を備え、保育園や幼稚園、小学校などを取り巻く子どもの心身の問題や社会環境の諸問題について積極的に取り組むことのできる子ども学の専門家の育成を目的としている。平成25年度の学習支援オフィスアワー・プログラムでは、4年生を対象に就職に必要な国語表現力を高める講座、教員採用試験対策講座などを実施している。また「社会性および創造性と行動力豊かな人材」を育成するものとして、子ども発達学科で行っている、「東海えほんの森」活動や「あそびの森」活動をあげることができる。（基準A-1 92ページ参照） これらの活動は、学生のコミュニケーション能力を高めるとともに、地域に住む親子らと交流を深め、地域社会に貢献している。

平成 20(2008)年に改組転換の一つとして食健康学科が設置され、平成 24(2012)年に食健康栄養学科と名称変更された。その後、管理栄養士の国家資格取得を第一目標とし、同時に医療現場で役立つ高度な専門科目を学ぶことができる教育課程の再編成を目指して平成 26(2014)年には、食健康栄養学科を募集停止し、新たに管理栄養学科を設置した。

人間関係学研究科・臨床心理学専攻については次のような授業内容・方法等の工夫・開発が行われている。「臨床心理学領域の専門的知識と技量を有する人材の育成」を目指して、高度な臨床心理学領域の科目を開講しており、入学・進級時には綿密な履修ガイダンスを実施している。webシラバスの活用、個別相談の実施等を行ない履修計画と修士論文作成の指導を行なっている。また、アドミッションポリシーの一つとして「社会人のリカレント教育」も定めて心理学の専門教育を学歴として持っていない社会人実践家も受け入れている。また対象者には、基礎的な学部専門科目の履修も可能とし、修士課程への円滑な導入を図っている。

修士論文の作成については、1年次の専門教育の中で各自のテーマを深化させ、2年次には特別研究を中心として、本題目の提出・中間発表・口頭試問といった年間スケジュールが組まれている。

大学院では臨床心理士資格の取得を目指し、臨床心理士として必要な高度な知識を身につけることとともに、実践を通しての技能の修得にも努めている。実践の場として、本学の心理臨床センターに設置された心理相談室で実践的研究を行うことができるほか、学校、病院、福祉施設等の各方面における実践的な訓練と体験の場も用意し、現場での実践を教育方法として進めている。

各学科での各種資格取得のためには、各学科の教育目的を反映した開講表、シラバス、時間割表、履修のカルテを作成して学生に示し、学生はそれらを活用したオリジナルの時間割を作成する。つまり、自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな人材を育成することを目的のもとに行うという「学是」の具現化に通じている。なお、取得できる各資格については、「履修規則」第 24 条～92 条【資料 2-2-6】及び大学ホームページ【資料 2-2-3】等に明示している。

科目編成から成る科目方針（シラバス）については、web シラバスを作成し公開をしている。「履修のてびき」には学生用にシラバスの項目、シラバスの利用方法を明記して周知している。なお、平成 27 年度より web シラバス作成に当たっては、「東海学院大学・東海学院大学短期大学部シラバス作成要項」を作成し教務課から全教員に周知し、組織的に取り組んでいる。

単位制の実質を保つための工夫としては次のとおりである。

まず、履修登録単位数の適切な上限の設定については、「履修のてびき」【資料 2-2-4】に示すように、各学期の履修登録上限単位数を 29 単位としている。ただし、集中講義、自由科目、学外実習科目、単位認定科目（例：放送大学等）、再履修科目、卒業非算入科目（卒業要件単位に含まれない科目）は、キャップ制の対象となる科目に含まれないため、上限単位数を超えて履修登録することができるようにしている。また、履修登録時までの累積 GPA（注）が 3.00 以上の学生は、当該学期については 30 単位まで履修登録することができるようにしているが、適用される学年は、学科によって異なるため「履修登録上限単位数一覧表」で確認させるようにしている。 表 2-2-2 参照　このように、各学科とも履修科目の登録の上限を定め、大学設置基準第 27 条の 2 を遵守している。

表 2-2-2　履修登録上限単位数一覧表

学部名	学科名	履修登録上限単位数	備　考
人間関係学部	心理学科	年間最大 49 単位 1 学期最大 29 単位	2 年次以上で前学期までの累積 GPA が 3.00 以上の学生は当該学期については 30 単位まで履修登録することができる
	子ども発達学科		
健康福祉学部	管理栄養科学科		
	総合福祉学科		

※1 学期(前期もしくは後期)で履修できるのは最大 29 単位までの範囲で、各自の履修登録を調整することが出来る。2 年次以上で前学期までの累積 GPA が 3.00 以上の学生については、年間で最大 60 単位、半期で 30 単位まで履修が可能

各授業科目の授業時間、授業の方法、授業外学修の指示、成績評価基準は、web シラバスに明示するとともに、一般にこれを公開している。

平成 26 年度以降の教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成については、メディカルプログラムの推進の取り組みとして、大学教育研究開発センター【資料 2-2-7】が統括している。学長のリーダーシップのもと、副学長を中心に、各学部長及び学科長が責任を持って教育課程を管理運営し、実施カリキュラムが各学科の人材育成の目標を実現するのに十分であるかを、就職実績、国家試験の結果、あるいは学生による授業評価の結果などから評価し、検討や見直しを行っている。平成 25(2013)年度、26(2014)年度の管理栄養士国家試験の合格率の 100%達成はこの好例である。【表 2-2-3】

表 2-2-3　管理栄養士国家試験の合格者数・合格率

	合格者数（人）	合格率（%）
平成 23 年度卒業生	13	54.2
平成 24 年度卒業生	9	75.0
平成 25 年度卒業生	19	100.0
平成 26 年度卒業生	27	100.0

大学院にかかる教育課程の編成方針に即した授業科目の開設については、「東海学院大学学則」第 80 条【資料 2-2-3】及び「大学院履修のてびき」第 2 章【資料 2-2-5】に履修基準や履修方法が定められており、本学ホームページにも明示している。人間関係学研究科臨床心理学専攻においては、臨床心理士養成第 1 種指定大学院としての体系的な授業編成となっており、これに即した授業科目を編成している。授業内容・方法の取り組みとしては、実践の場として、本学の心理臨床センターに設置された心理相談室で実践的研究を行うことができることが挙げられる。

この心理臨床センターは表 2-2-4、表 2-2-5 に示されるように地域の心理相談所として、多くの実績を挙げている。また、アドミッションポリシーの一つとして「社会人のリカレント教育」も標榜しており、心理学の専門教育を学歴として持っていない社会人実践者も受け入れている。その場合には、基礎的な学部専門科目の履修も可能とし、修士課程への円滑な導入を図っている。

修士論文の作成については、1 年次の専門教育の中で各自のテーマを深化させ、2 年次には特別研究を中心として、本題目の提出・中間発表・口頭試問といった年間スケジュールに則り進めている。臨床心理士として必要な高度な知識を身につけることとともに、実践を通しての技能の修得にも努めている。実践の場は主として大学院附属心理臨床センター心理相談室であるが、それ以外に学校、病院、福祉施設等の各方面における実践的な訓練と体験の場も用意し、現場での実践を教育方法として進めている。

表 2-2-4　平成 26 年度　性別・年齢別受理件数

	～小学生	中学生	高校生	大学生・成人						計
				19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	
男	6	1	1	1						9
女	2					4	1	1		8
計	8	1	1	1	0	4	1	1	0	17

表 2-2-5　平成 26 年度　　月別・面接種別回数

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
受理面接	0	1	0	3	1	1	0	0	5	0	1	1	13
検査面接	1	1	1	1	2	0	0	0	1	0	1	1	9
臨床心理面接	36	46	44	46	38	50	48	39	29	36	41	25	478
遊戯面接	0	1	1	1	0	0	1	0	1	2	2	2	11
集団心理面接	0	19	17	14	15	14	14	11	10	10	12	0	136
コンサルテーション	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	37	68	63	65	56	65	63	50	46	48	57	29	647

(3)2-2 の改善・向上方策(将来計画)

平成27(2015)年度においても、カリキュラム及びカリキュラムマネジメントの検討を行い、改善策を定め、学内に周知するとともに、大学ホームページなどを通じて、その状況を公開していく予定である、今後も体系的編成を全学規模で検討され、学部・学科、研究科に情報を提供して詳細な検討の実施を継続していく予定である。

【エビデンス集　資料編】
【資料 2-2-1】　東海学院大学学則　平成 23～26 年度学則別表
【資料 2-2-2】　大学ホームページ　「教育理念と学部・学科の教育方針」
「取得できる資格・将来の進路」
【資料 2-2-3】　東海学院大学学則　第 50 条、68 条、60 条、80 条
【資料 2-2-4】　履修のてびき　3～11、13～14、19 ページ
【資料 2-2-5】　大学院履修のてびき　3、5 ページ
【資料 2-2-6】　東海学院大学　履修規則　第 24 条～92 条
【資料 2-2-7】　東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教育研究開発センター規程

2－3　学修及び授業の支援

≪2－3 の視点≫

2-3-①　教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2－3 の自己判定

「基準項目 2－3 を満たしている。」

(2) 2－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2－3-① 教員と職員の協働並びに TA（Teaching Assistant）等の活用による学習支援及び授業支援の充実

本学の支援体制は、以下の図 2-3-1 のように構成されている。学生は何らかの支援が必要と感じた場合は、まずクラス担任に相談して、各組織からの支援を受ける。支援内容によっては、保健室での相談や教務課への直接問い合わせなどもある。【資料 2-3-1】

図 2-3-1 学習支援体制

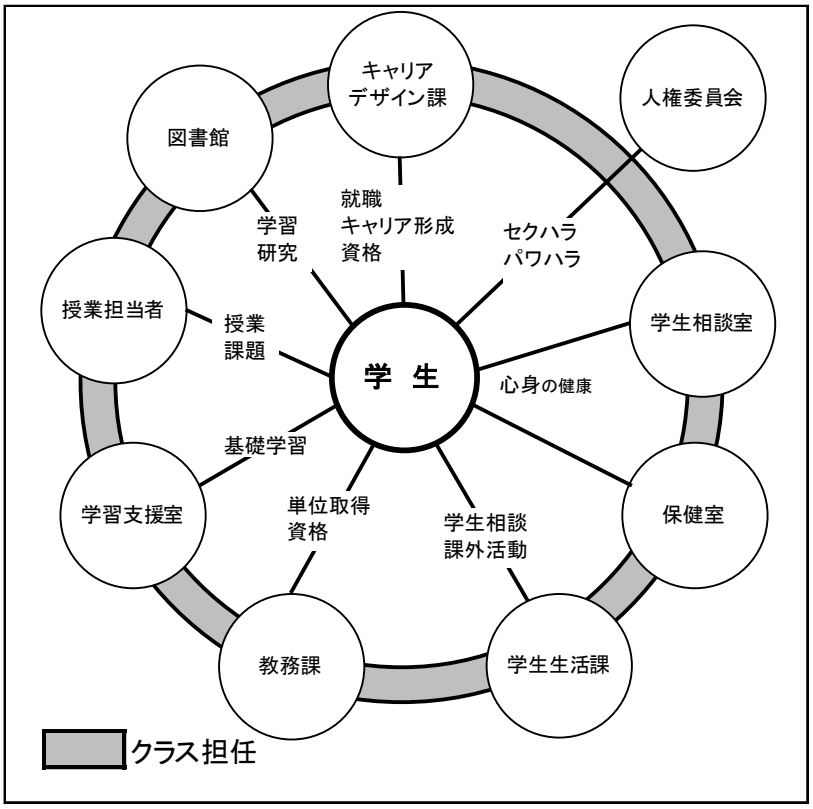

１．入学前教育

新入生の入学前教育については、大学教育研究開発センターがその役割を担ってきた。平成 27(2015)年度入学生に対しては、学科ごとにレポート課題や基本用語の漢字トレーニングなど入学後の学習に関連した課題を与え、１年生の教養科目「基礎ゼミナールⅠ」においてその学習成果の確認を行い、知識の定着が図れるように努めた。【資料 2-3-2】平成 26 年度は、大学教育研究開発センターにより、「第 2 回入学前教育」を実施したが、回を重ねるごとに内容の充実したものとなってきている。なお、表 2-3-１は、「第 2 回入学前教育」の実施を示すものである。

表 2-3-1　入学前の教育　学部学科別　受講コース一覧

学部	学科	履修モデル	コース			
			受講前テスト	学習教材（必修科目）	学習教材（自由科目）	修了テスト
短期大学部	幼児教育学科	子ども心理	国語	国語/漢字編 国語/読解力編	国語オプション	国語
		子ども音楽	英語	英語/初級 英語/中級	英語オプション （英単語・英熟語）	英語
		子ども体育	音楽	音楽/基礎編		
		子ども医療	美術	美術/基礎編		
健康福祉学部	管理栄養学科	管理栄養士	国語	国語/漢字編 国語/読解力編	国語オプション	国語
			英語	英語/初級 英語/中級	英語オプション （英単語・英熟語）	英語
		臨床検査技師	生物 化学	生物/基礎編 化学基礎編	生物オプション	生物 化学
	総合福祉学科	社会福祉士	国語	国語/漢字編 国語/読解力編	国語オプション	国語
		介護福祉士	英語	英語/初級 英語/中級	英語オプション （英単語・英熟語）	英語
		医療事務	総合 情報	家庭総合 情報処理		
		臨床工学技士	国語	国語/漢字編 国語/読解力編	国語オプション	国語
			英語	英語/初級 英語/中級	英語オプション （英単語・英熟語）	英語
			数学	数学/入門 数学/初級 数学/中級		数学
			物理	物理/基礎編	物理オプション	物理
人間関係学部	心理学科	認定心理士	国語	国語/漢字編 国語/読解力編	国語オプション	国語
			英語	英語/初級 英語/中級	英語オプション （英単語・英熟語）	英語
		言語聴覚士	国語	国語/漢字編 国語/読解力編	国語オプション	国語
			英語	英語/初級 英語/中級	英語オプション （英単語・英熟語）	英語
		救急救命士	生物 化学	生物/基礎編 化学/基礎編	生物オプション	生物 化学
	子ども発達学科	保育士	国語	国語/漢字編 国語/読解力編	国語オプション	国語
		幼稚園教諭	英語	英語/初級 英語/中級	英語オプション （英単語・英熟語）	英語
		小学校教諭	音楽 美術	音楽/基礎編 美術/基礎編		
		特別支援教諭				

２．学科ガイダンス

入学後や学期ごとに学生に対し、学科ガイダンスを実施している。入学時には、学生が卒業までの履修目標を設定し、4 年間の履修計画が立てられるように学生各自の履修指導や学修支援を実施している【資料 2-3-3】。

３．クラス担任制

クラス担任制は、学生が安心して学習に励み、学生生活を有意義に過ごすことができるよう、各教員が学生とのコミュニケーションの円滑化を図り、学生の相談に応じ、適切な指導・助言を与えることを目的としている。クラス担任は、学生生活に関する事項、修学に関する事項、学籍に関する事項、その他の相談事項を扱う。

クラス担任制は全ての学部学科を通じた全学的な制度であり、担任及び副担任は、各学科が選任した教員がクラス担任となる。

また、入学式後に保護者とクラス担任が昼食会にて顔合わせを行い、大学の取り組みや諸制度を個別に詳細に伝えるように配慮している。

４．学習支援オフィスアワー

平成 21(2009)年からは学習支援の観点から全教員（学長、特任教員、助手は除く）が全学生を対象として「学習支援オフィスアワー」を設定し、相談可能な時間帯を知らせている。また、教員から能動的に働きかける補習とも呼べる学習支援プログラムも平成 21(2009)年度より具体的に検討し、平成 25(2013)年度には、それぞれの職種の専門家としての免許、資格を得るために、国家試験対策を中心とした学習支援プログラムを実施している

５．TA(Teaching Assistant)等の活用

TA については、大学院生の教育指導を実践する機会として制度が整備されており、平成 24(2012)年度、25(2013)年度は「心理学実験」「心理学検査実習」「データ解析実習」などの実験実習科目において、修士課程の大学院生が学部学生のための、教材作成、授業補助、実技の指導などを行った。【資料 2-3-4】今後、TA の活用については、より充実した活動につなげたい。

６．休学者・退学者への対応

中途退学者、停学者及び留年者への対応策については、次のとおりである。中途退学者に関しては「学部・学科別の退学者数の推移」【データ編 2-4】及び以下の表 2-3-2 に示される。これらの中途退学者の対応については、「学生相談室」が中心になり、学生生活委員会及び学生生活課との連携によりサポートを行っている。「学生相談室」では、下表 2-3-2 に示すように、中途退学者の様々の事由や原因についての分析を行い、問題の対処にあたっている。休学者・退学者を減少させるために、学習面に限らず、大学生活の全てのことについてクラス担任に相談することを勧めている（担任「修学・友人関係・健康・経済的側面など、学生生活全般にわたる諸問題の相談者」と規定されている）。授業の成績は、第１学期のものについては担任を通じて学生に渡されるため、単位の取得状況などは教員

により把握されている。また、平成 19(2007)年度からは、一つの授業科目で欠席数が 3 回以上となると、指導教員に連絡されるので、学生の学習状況全体の理解と指導が徹底できるようになった。平成 27(2015)年度からは、Web 上で、教員が授業の出欠状況について把握できるようになり、休学者・退学者の減少に努めている。また、保護者への対応として、平成 26(2014)年 10 月 18 日に保護者教育相談会を開催し、保護者に対して学修状況及び今後の見通しに対して説明を行い、家庭とも連携した学修支援を行っている。【資料 2-3-5】

大学院の中途退学者については、以下の表 2-3-2 に示されるように特に問題はないと言える。

表 2-3-2 事由別中途退学者数（大学・大学院）

		大学			大学院		
事由		24 年度	25 年度	26 年度	24 年度	25 年度	26 年度
就学意欲の低下		15	11	5	0	0	0
進路変更（他校等への進学）		2	6	4	0	0	0
進路変更（就職）		17	9	3	0	1	0
経済的困窮		7	6	2	0	0	0
学力不足		0	1	0	0	0	0
身体疾患		1	2	0	0	0	0
心神耗弱		3	1	1	0	0	0
その他		3	1	5	0	0	0
合計	退学	48(2)	37	19(13)	0	1	0
	留年	15	18	20	0	0	0
	停学	0	0	0	0	0	0

※( )内の数字：除籍者数（外数）

７．学生の意見を汲み上げる仕組み

学生からの意見や要請等については、大学教育研究開発センターが実施する授業評価アンケートや学生意見箱、年 2 回行われる学生総会などから寄せられたものを、教務課、学生生活課など委員会及び関連部署で検討し、その都度回答し改善を図っている。またこの経過は役職者会議及び教授会に報告されている。授業評価アンケートは、平成 20(2008)年度後期からは全授業科目について実施しており、結果を公表している。また公表の際には、教員が学生の意見に対して回答等を示せるようにしている。

大学院には学生会に相当する組織がないが、大学院生の教育に対する意見や要望は FD 委員会が実施する授業評価アンケートによって把握し、改善を図っている。

８．その他

学生のパソコン利用は、心理学実験室Ａ及びＢで行われている。これらの教室は、授業以外の時間は学生が自習用に活用でき、インターネット環境も整備されている。パソコン関係の相談は学生生活課、総務課が対応するほか、履修登録など授業に関する相談は直接あるいはクラス担任の連携により教務課が対応している。

図書館では、基本的なサービスに加えて、パソコンによる各種検索サービス(データベース・サービスを含む)及びビデオや DVD といった資料参照サービスも提供している。検索については、利用者講習会を開催している。また、学習室やセミナー室、情報学習室なども用意されており、グループでの学習の場に利用することができる。

ピアノ実技の習得には日常的な練習が必要であるため、ピアノ練習室が西キャンパスに50室、常時開放されている。ピアノ学習は子ども発達学科のみに関わることであるが、学生は自由に練習することができ、子ども発達学科の音楽教員が必要に応じて対応している。

なお、学習支援体制に限らず、本学における学生生活全般に関わる内容はホームページに掲載している。支援について疑問があれば、まずこれを参照することで対応方法や当該窓口が明確になる【資料 2-3-6】。

(3) 2－3 の改善・向上方策（将来計画）

本学で取り組んでいる現在の学習支援体制を今後も維持できるように努力していくとともに、教員と職員の協働でよりきめ細かい学習支援が行えるようにする。

また、平成 26(2014)年度から臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、言語聴覚士等の医療系の資格をはじめ、多くの資格課程が新たに導入されたため、今後の入学前教育においては、現在の課題レポートや専門用語学習に加え、理数系科目の内容を盛り込み、学力不足を理由とする休学や退学の防止に努める。

心身に問題を抱えた学生の増加に対しては、クラス担任、授業担当者、事務局職員等のきめ細かな指導の中で、悩みの早期発見に努め、学生相談室での相談、必要に応じて保健室を通じて医療機関と連携するなど、適切な指導・相談を行う。

【エビデンス集　資料編】
【資料 2-3-1】　東海学院大学人権委員会規程
【資料 2-3-2】　入学前教育送付資料（全学科）
【資料 2-3-3】　学科ガイダンス配布資料（全学科）
【資料 2-3-4】　東海学院大学ティーチング・アシスタント取扱い規程
【資料 2-3-5】　保護者教育相談会資料
【資料 2-3-6】　大学ホームページ　「学生生活課」

2－4　単位認定、卒業・修了認定等

≪2－4 の視点≫

2-4-①　単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2－4 の自己判定

「基準項目 2－4 を満たしている。」

(2) 2－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

単位認定、進級及び卒業・修了要件を適切に定め、厳正に適用していることについては、

「東海学院大学学則」第 66 条【資料 2-4-1】に定められ、大学設置基準第 21 条を遵守している。学生には「履修のてびき」【資料 2-4-2】により周知されている。各学科のディプロマポリシーについては以下の表 2-4-1 のように示す。

表 2-4-1　学科のディプロマポリシー

心理学科	26年度		4 年以上在学し、教養科目の中から 10 単位以上、学部共通科目の中から 2 単位以上、専門科目の中から 60 単位以上（学部共通科目 2 単位を超える単位は、専門科目の単位とすることができる）を含め、合計 124 単位以上を修得した者で、「生命の価値に対する真摯な倫理観を涵養し、人間の生涯にわたる心と身体の発達を理解して、支援できる力を受け止めることが出来る知性と感性を備えた人材」と認めた者に対し、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し学士（心理学）の学位を授与している。
	23・24・25年度	学科全体	・豊かな教養に基づき、人間の心と行動の理解及び、心に関する諸問題の解決に必要な心理学的手法を、基礎から応用まで幅広くかつバランスよく学び、習得できる。 ・問題への対処に際して、創造性を発揮しつつ、状況を科学的・心理学的に評価し、適切な心理学的手法を選択し、必要な分析を行って、的確な結論を導き出すことができる。 ・問題への対処に際して、自らの興味・関心を自覚し、それに応じた専門領域の知識や技能の習得へと自らを動機づけることができる。 ・心理学を習得した者として相応しいふるまいを、自らが所属する地域社会において発揮し、その責任を負うことができる。 ・社会活動に積極的に参与しつつ国際社会にも目を向け、持続的・発展的に関わり続けることができるコミュニケーション能力を身につけ、自らの考えを的確に表現できる。 ・心理学的手法に則った問題解決活動を、行動力を発揮しつつ展開できる。
		臨床心理学コース	人間の不適応行動や問題行動について、調査・実験などを通して客観的に分析し、そのメカニズムやその背景を解明することができる。また、それらを解決する手助け（臨床心理学的援助）に関する基礎知識と必要な技法を活用できる。
		教育・発達心理学コース	人間の心と行動が、生涯を通してどのように発達するのかを、調査・実験などを通して理論的・実証的に解明できる。また、いじめや不登校など学校教育や家庭教育が直面している課題に対して、実践的に取り組み、教育の改善に資することができる。
		実験・社会心理学コース	知覚・認知・学習・社会・行動に関する心的メカニズムについて、実験や調査を実施して客観的に捉え分析できる。そして、心理学的知識と方法論を応用し、社会的問題に取り組み、解決を図ることができる。
子ども発達学科	4年以上在籍し、教養科目の中から10単位以上、学部共通科目の中から2単位以上、専門科目の中から60単位以上（学部共通科目2単位を超える単位は専門科目の単位とすることができる）を含め、合計124単位以上を修得した者で、「子どもの心身の問題や社会環境の諸問題について積極的に取り組むことのできる子ども学の専門家」と認めた者に対し、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学士(子ども学)の学位を授与している。		
管理栄養学科	26年度		4 年以上在籍し、教養科目の中から 22 単位以上、学部共通科目の中から 6 単位以上、専門科目の中から 78 単位以上（基礎専門分野から 27 単位以上、専門分野から 25 単位以上含む）、教養科目、専門科目及び自己設計科目の中から 18 単位以上を含め、合計 124 単位を修得した者で、「栄養や保健、医療の分野で活躍できる人材」と認めた者に対し、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学士（栄養学）の学位を授与している。

食健康栄養学科 食健康学科	23・24・25年度		・管理栄養士として人々のQOL（Quality of Life）の向上の観点から食生活をとりまく課題を総合的にとらえ、保健・医療・福祉等の様々な分野で、ライフステージに応じた健康づくりの支援ができる。 ・健康、栄養、食品に関する専門的知識、技術、技能があり、それを発揮できるコミュニケーション能力を身につけ、保健・医療・福祉の場における管理栄養士の役割を理解し、社会で活躍できる。 ・病気の治療、再発防止、合併症予防を目的に、栄養と生活習慣の改善の面から傷病者に対する療養上の支援をすることができる管理栄養士としての能力を身につける。
総合福祉学科	26年度		4年以上在籍し、教養科目の中から10単位以上、学部共通科目の中から2単位以上、専門科目の中から60単位（学部共通科目2単位を超える単位は、専門科目の単位とすることができる。）以上を含め、合計 124 単位以上を修得した者で、「保健・医療・福祉分野における職業生活の中で実践し、日常の社会生活の中で行動するための必要な能力」を有したと認められる者に対し、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学士（総合福祉学）を授与している。
	25年度		・幅広い教養を持ち、他者を思いやることのできる豊かな人間性および福祉専門職としての人権感覚に根ざした倫理観を身につける。 ・社会や組織の課題に対して常に積極的な関心を持ち続け、社会ニーズや生活ニーズを的確に把握し福祉専門職として誠実に対応できる。 ・ホスピタリティの心と社会福祉制度や援助技術など科学的に裏付けされた専門的な知識・技術を 2 本柱として、福祉分野のみならず一般社会でも対応できるマネジメント力の習得ができる。 ・さまざまな分野の人々の声に耳を傾け、自分の感情や考えを、相手に的確に且つ円滑に伝えるコミュニケーション能力と、国際化の進展やバリアフリーの普及、顧客の満足と生活の質の向上に貢献できる能力が育成される。
	23・24年度	学科全体	・幅広い教養を持ち、他者を思いやることのできる豊かな人間性及び福祉専門職としての人権感覚に根ざした倫理観を身につける。 ・社会福祉制度や援助技術など科学的に裏付けされた専門的な知識と技術を習得する。 ・さまざまな人々と円滑なコミュニケーションを行え、他者の声に耳を傾け、自分の感情や考えを的確に相手に伝えることができる。 ・社会や組織の課題に対して常に積極的な関心を持ち続け、多様な福祉ニーズを的確に把握し、福祉専門職として誠実に対応できる。 ・理論や知識を実践に結びつけ、さらに新たな理論や知識へと高め創造することができる。 ・他の社会福祉専門職、医療・保健専門職、その他の専門職と積極的に協働できる。
		地域生活支援コース	・誰もが自立した地域生活が送れるように、自らが地域社会の一員として行動し、支援ができる。 ・地域社会の一員として地域の課題に関心を持ち、それを自らのこととしてとらえて関わろうとする。
		保健福祉コース	・医療、保健、福祉を架橋し、精神障害者の生活を支援できる。 ・精神障害者の生活支援のために関係機関をコーディネートし、ネットワークの調整を図る力及び地域住民への啓発活動等の企画、実施、そのための調整を図る力を身につける。
		福祉スポーツコース	・スポーツマンシップおよびフェアプレーの精神を理解し、社会性のある行動がとれる。 ・文化としてのスポーツを理解し、「みんなのスポーツ」の実現を支援すると共に、スポーツの特性や障害について理解し、対象に応じたスポーツ指導ができる。 ・スポーツの特性や障害について理解し、対象に応じたスポーツ指導ができる。

		介護福祉コース	・社会の介護ニーズに対応できる介護実践の基礎的能力を身につける。 ・QOL を高め、自立へ向けた生活支援ができる。

また、各授業科目のシラバスには成績評価基準が記載されることにより公正な成績評価を保っており、大学設置基準第 25 条の 2 及び第 27 条を遵守している。また、GPA は、登録履修科目に対する評点の平均値を明示しようとするシステムである。厳正な成績評価のため GPA(Grade Point Average)制度を導入し、学生の個別指導の際の資料として活用している。

単位の認定は、「東海学院大学学則」第 62 条、第 63 条第 2 項、第 65 条及び第 83 条【資料 2-4-1】に定められており、単位の認定の可否は、成績評価の結果で判定している。授業科目の成績評価の方法は科目ごとに「シラバス」に明記しており、その方法に従って厳正に実施されている。評価は、筆記試験・口述試験・実技試験・レポート等の結果で行う。評価基準は、「履修のてびき」【資料 2-4-2】には以下の表 2-4-2 のように成績評価を明示している。

表 2-4-2　学部の成績評価

	成績原簿・成績通知表の表示	成績証明書の表示	備　　考
合　格	100 点～90 点	秀	特に優れた成績を示した。
	89 点～80 点	優	優れた成績を示した。
	79 点～70 点	良	妥当と認められる要求を満たす成績を示した。
	69 点～60 点	可	合格を認められる最低限度の成績を示した。
	合格	合格	100 点法では評価できない科目の合格。
他大学等の単位認定	認定	認定	他大学等での修得済単位の認定。 留学に関わる単位の認定。 転学部・転学科等での修得済単位の認定。 １年次入学前の単位認定。 技能審査等における成果に係る学修の単位認定。
不合格	59 点以下	―	合格と認められるに足る成績を示さなかった。

注 1）成績評価の結果、合格した者には、単位を与える。

注 2）前期のみ又は後期のみの授業科目は、それぞれの期末に成績評価を行う。

注 3）通年の授業科目は、後期末に成績評価を行う。

なお、本学では学部・研究科の単位の認定について、「東海学院大学学則」第 62 条、第 63 条第 2 項、第 65 条及び第 83 条【資料 2-4-1】に明記し、学生への周知徹底を図り、各学科の教務委員と事務局の連携のもと、厳格に適用されている。

また、授業科目に単位数を定め、1 単位は、履修登録を行い大学における 15 時間の講義に加えて 30 時間の予習・復習からなる自己学習が伴った 45 時間の学習を行った上で、さらに当該授業科目の行うべき授業回数の 3 分の 2 以上出席し、試験その他の方法により成績評価が合格と判定されることで得られるものとしている。また、授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としてい

る。（ただし、単位を計算する上での 1 時間は 45 分とし、授業時間割上の 1 時限は 2 時間（90 分）とする。）本学の授業科目の講義、演習、実験、実習の単位の基準は以下のとおりである。表 2-4-3 のとおり、卒業論文、卒業研究の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めている。

表　2-4-3　授業科目の講義、演習、実験、実習の単位の基準

授業種別	単位の基準	備考
講義	15 時間の授業をもって 1 単位とする	授業科目の内容に応じ、教育効果を考慮して、30 時間の授業をもって 1 単位とすることができる
演習	30 時間の授業をもって 1 単位とする	授業科目の内容に応じ、授業時間外に必要な学修を考慮して、15 時間の授業をもって 1 単位とすることができる
実験、実習・ 実技	45 時間の授業をもって 1 単位とする	必要がある場合には、授業科目の内容及び授業の方法に応じ、教育効果を考慮して、30 時間の授業をもって 1 単位とすることができる 音楽の個人指導による実技の授業については、特に授業時間外に必要な学修を考慮して、10 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。なお、保育士資格に係る「保育実習Ⅰ、保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲ」として本学が開設する授業科目のうち実習施設における授業時間数については、40 時間の授業をもって 1 単位とする
講義、演習、実験又は実習のうち 2 以上の方法により行う場合	その組み合わせに応じ、前 3 号に規定する基準により算定した時間の授業をもって 1 単位とする	―
卒業研究、卒業制作等の授業科目	学習とその成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、前項の規定に関わらず、単位数を定めることができる	―

修業年限は 4 年とし、4 年間で次に定める単位を修得できない場合は年限を延長することができるとしている（ただし、在学年数は、休学期間を除いて 8 年を超えることはできない）。基準 1-3 でも述べたように（P18 参照）、卒業の認定には、各学科によって定められた、教養科目、学部共通科目、専門科目、学部共通科目それぞれの所定の単位を含め、合計 124 単位以上の修得を要件としている。

また、他大学又は短期大学、大学以外の教育施設、入学前の既修得単位、科目等履修生の単位認定については、「東海学院大学学則」第 64、65、90 条【資料 2-4-1】に示される

ように、単位認定の基準を適切に定めており、大学設置基準第 28 条、第 30 条、第 31 条を遵守している。また、「東海学院大学学則」66 条【資料 2-4-1】に示されるように、卒業・修了要件を適切に定めている。

その他の単位認定については、単位互換制度がある。単位互換制度は、平成 15(2003)年 4 月から岐阜県内の「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」に参加する大学、短期大学及び高等専門学校によって「単位互換に関する包括協定」が締結され、導入された制度で、岐阜県内の大学等に在学する学生のメリットのひとつとして、各大学等が開講している特色ある授業科目の中から希望する科目を履修し単位を修得すれば、在籍している大学等の単位として認定されるものである。

受講料は無料（ただし、科目によっては実験・実習費が必要となる場合がある。）で、他大学が開設する科目及び授業内容は、ネットワーク大学コンソーシアム岐阜のホームページ（http://www.gifu-uc.jp/）で紹介されており、単位互換科目のうち、科目開設大学へ通学することなく、いつでも、どこでもインターネットに接続できるパソコンから受講できるｅラーニング授業を実施しているものもある。

また、イギリス・ケンブリッジ校（CAE）をはじめとする海外での留学プログラムによる単位認定という制度もある。イギリス・ケンブリッジ校（CAE）の場合、1 年留学、6 ヶ月留学、3 ヶ月留学、夏季研修（4 週間）、春季研修（3 週間）の 5 つのプログラムで（1 年留学以外は休学しないで留学できるとしている）、1 クラス 12 名までの理想的な少人数制で、実践で使えるスピーキング・ヒアリングを中心とする英語の語学学習のための留学で、英語教員資格をもつネイティブスピーカーが楽しく確実に身につく授業を提供することによって、将来、就職で英語や国際感覚を生かすための本学独自のプログラムであるが、本学には CAE で学んだ期間に応じて、英語関係の科目を修得したものとして読み替える制度がある。これは、1 週間の CAE での学習で 1 単位と換算するのが標準となっており、読替可能な英語関係科目について適宜読み替えている。

大学院については、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、個々の希望や学修環境により指導教員により履修指導が行われている。年度当初のオリエンテーションだけではなく、少人数制の特徴を生かし、「履修のてびき」【資料 2-4-3】に示されている成績評価の基準の設定について個々の授業においても学生への周知を図っており、成績評価について学生の能力及び資質を反映し得る体制を整備しており、客観的かつ厳正なものとして行っている。

また、当該成績評価の基準に従って成績評価が行われることを確保するための措置として、複数教員が担当する授業科目における試験問題の共同作成及び採点、授業担当教員との面談による成績評価の具体的内容の説明、採点時における受験者の匿名性の確保などを講じている。

また、大学院では、学生にその科目の学修目標を十分理解させ、成績評価の客観性及び厳格性を確保するためにシラバスに授業概要、授業の目的・到達目標（評価基準）、授業計画、成績評価の基準、予習・復習等を具体的に明示しており、研究指導の効果の判定については、修士課程の中間発表や、論文完成間近に指導教員以外の教員の指導を受けるなど、指導段階で複数の教員の助言を得られる学修環境を整えており、専門的な知識を確実に修得させるとともに、検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決して

いくために必要な分析能力及び臨床心理学的議論の能力その他の臨床心理士として必要な能力を育成するために、ふさわしい教材や具体的な事案や事象・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法を取り入れている。

授業については、臨床心理科目における１年次配当の授業科目において、基本的な概念や制度の説明に重点を置きつつも、一方的な講義とならないよう、質疑応答を取り入れ、双方向的又は多方向的な討論を通じた授業を施し、２年次配当の授業科目においても、事例などを題材に、双方向的又は多方向的な討論を行う授業を施している。臨床心理士以外の授業においても、密度の高い教育を行っている。

そのため、授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法がシラバスに記載しており、あらかじめ学生に周知されている。

このように、本学の大学院は大学院設置基準第 12 条、第 13 条、第 14 条を遵守したものとなっている。

さらに、授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、オフィスアワーの設定、授業回ごとの予習・復習の指示、各授業における資料やレジュメの事前配付、長時間の利用ができる自習室や図書館環境の整備を進めているなどし、授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるようにも配慮している。

(3) 2－4 の改善・向上方策（将来計画）

公正かつ客観的な成績評価を維持し、また更なる改善に向けて、本学では大学教育研究開発センターに【資料 2-4-4】おける検討が進められている。具体的には、①あらかじめ評価基準を明示したうえで、②公正な評価を実施し、③学生の向学心を高めるために効果的な学習成果の達成を促す評価システムを構築すべきことが全教員に周知徹底され、改善への努力が求められている。

また、役職者会議及び教授会などにおいて進級・卒業要件の厳格化が検討されており、適切な基準を満たしながら標準修業年限で卒業できるよう、きめ細やかな指導を今後も維持してゆく。

【エビデンス集　資料編】
【資料 2-4-1】東海学院大学学則 第 66 条、62 条、63 条 2 項、65 条、83 条、64 条、90 条
【資料 2-4-2】履修のてびき　13～14、23 ページ
【資料 2-4-3】大学院履修のてびき　3 ページ
【資料 2-4-4】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教育研究開発センター規程

2－5　キャリアガイダンス

≪2－5 の視点≫

2-5　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

2-5-①　　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2)2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

インターンシップ等を含め、教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制を整備していることについては、本学ではキャリア・デザイン委員会及びその事務組織であるキャリアデザイン課がその役割を担っている。そのため「キャリア・デザイン委員会規程」及びキャリア支援に関する組織規則を定めており、大学設置基準第 42 条の 2 を遵守している。【資料 2-5-1】【資料 2-5-2】

また、クラス担任、科目担当者とキャリア専門教員が中心となり学生の相談・助言を担っている。全学的に低学年から資格取得を促進し、ボランティア・アルバイトを奨励し、3 年生後期には就職希望や課外活動や性格等を記入した「就職登録カード」を全員から提出させ、進路の希望や条件、能力等を把握したうえで、就職活動や受験対策に向けての個別指導をスタートさせている。その後は、メールや学生の空き時間を利用して相談に応じ、キャリア・プランニング・プロセスをチェックしている。個別の相談記録は「就職登録カード」の裏面に記入し継続的な指導に生かしている。本学では、学生一人ひとりが生涯にわたり豊かな社会生活を送るために、個性を生かしたキャリア形成・就職支援に取り組んでいる。図 2-5-1 に、平成 27(2015)年度のキャリア支援の年間スケジュールと具体的なプログラムを示す。

図 2-5-1　平成 27(2015)年度キャリア支援　年間スケジュール

月次	キャリア支援	主な対象
4 月	キャリア・ガイダンス	全学部・学科、全学年
	保護者説明会	全学部・学科、全学年
	就職ミニセミナー（～7 月まで）	大学 4 年生、短大 2 年生
5 月	学内合同就職説明会（栄養士・管理栄養士編）	大学 4 年生(管理栄養士･栄養士、食品業界を希望する学生)
6 月	学内就職説明会（消防吏員編）	大学 4 年生、短大 2 年生
	公務員試験直前対策講座（～7 月末）	大学 4 年生、短大 2 年生
7 月	編入学ガイダンス	短大 2 年生
	幼稚園・保育園ガイダンス	大学 4 年生、短大 2 年生
8 月	大学院進学ガイダンス・座談会	大学 3 年生
9 月	キャリア・ガイダンス	全学部・学科、全学年
	警察官ガイダンス	大学 3 年生、短大 1 年生
10 月	筆記試験対策講座（～3 月）	大学 3 年生、短大 1 年生
11 月	キャリア教育講演会	全学部・学科、全学年
12 月	マナー講座	大学 2、3 年生、短大 1 年生
	社会人心得講座	大学 4 年生、短大 2 年生
1 月	教員採用試験ガイダンス	大学 3 年生、2 年生

	就職活動直前講座（求人検索、履歴書、グループディスカッション等）	大学３年生、短大１年生
２月	大学院進学ガイダンス・座談会	大学３年生
毎月	保育を語ろうの会（卒業者支援）	短大卒業生

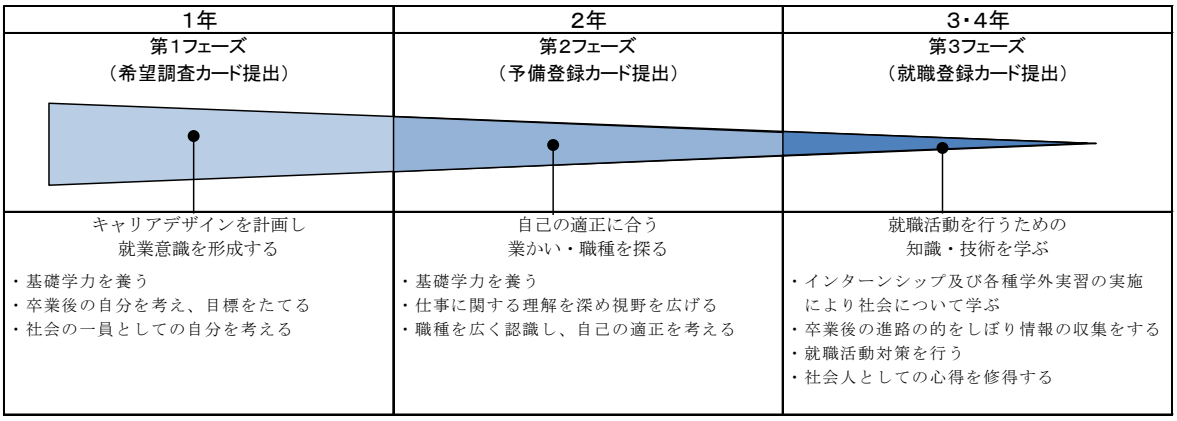

・１年次から時間をかけて行う親身な指導により、社会で通用する人間力を身につける。

フェーズ	人間関係学部		健康福祉学部	
	心理学科	子ども発達学科	管理栄養学科	総合福祉学科
	全学年・全学科対象			
第1	1年 基礎学力の向上や社会人能力、コミュニケーション能力、人間力を養うことで、社会人の一員としての就業意識を形成する。			各種資格・検定対策講座 資格・検定試験にチャレンジする学生を親身になってサポートする。
第2	2年 マナー研修や業界研究、職種研究を通して、卒業後の自分の方向性を探る。 3年 履歴書・エントリーシート対策、面接試験指導を通して、就職活動の準備を行う。			
第3	4年 学内企業面接会や社会人心得講座に参加し、社会へ出る前の準備を行う。			

【エビデンス集　資料編】

【資料 2-5-1】　東海学院大学短期大学部及び東海学院大学キャリア・デザイン委員会規程

【資料 2-5-2】　学生支援センター規則

１．授業科目におけるキャリア教育

学生の就職意識の向上を図るために、平成 25(2013)年度から全学科の１年生を対象に教養科目の中に「就業力基礎」の授業を開いている。同様に「インターンシップ」は平成 20(2008)年度より開講しており、学生が働くことの意義を理解し積極的に社会参加するた

めの能力を養成するため、3 年生を対象に希望する職場で就業体験を行うものであるが、担当教員とキャリアデザイン課が協力し実習前指導を十分に行っている。

２．学科・研究科の取り組み

学部学科の構成上、業界別には医療・福祉関連、教育・学習支援、職種別には保育士・幼稚園教諭、栄養士職等の専門職を目指す学生が多い。そのため、各学科・研究科毎にも戦略を立て就職対策を講じている。

人間関係学部心理学科は、東海圏内の有力中堅・中小企業への就職率が 80%を占めている。東海エリアでは理系の製造業への就職率が高い中、文系である心理学科は地元の中堅・中小企業を中心に幅広い業界に人材を輩出している。心理学科では、社会的・職業的自立に関する指導のため、毎年度、学内の教員が中心となって就業力育成指導を実施し、さらに、4 年生の就職希望者かつ未内定者への全員面談、学外合同就職説明会への学生誘導を行っている。本学科は進学希望者もおり、大学院を志望する 3 年生を対象とした大学院進学対策講座や大学院生と学部生との座談会を実施している。学部生にとっては大学院生の学生生活の実際を知ることで、進路選択を考える契機の一つとなっている。また新設の、言語聴覚士や救急救命士の国家資格試験対策講座を開催している。

人間関係学部子ども発達学科は、教員採用試験対策講座（小学校）を実施、また保育実習、教育実習を通して社会的・職業的自立の涵養を図っている。7 月に、幼稚園教諭・保育士・公務員や一般企業への就職を考えている学生に向けて、就職試験対策講座を実施している。

健康福祉学部総合福祉学科は、学習支援プログラムとして、社会福祉士及び精神保健福祉士のための国家試験対策、介護福祉士のための卒業時共通試験の出題基準である 3 領域の復習対策を実施、また社会福祉実習、精神保健福祉援助実習、介護実習を通して社会的・職業的自立の涵養を図っている。

健康福祉学部管理栄養学科は、学習支援プログラムとして、基礎学力 UP 講座、栄養士実力認定試験対策講座、臨床検査技師国家試験受験対策講座、管理栄養士国家試験対策講座、フードスペシャリスト試験対策講座、NR・サプリメントアドバイザー資格試験準備講座、栄養教諭・教諭（家庭）採用試験対策講座等を開催している。また、校外実習、臨地実習、栄養教育実習を通して社会的・職業的自立の涵養を図っている。

人間関係学研究科臨床心理学専攻は、東海圏では数少ない臨床心理士養成の指定大学院である。臨床心理実習として、大学院に併設されている心理臨床センターの学内実習に加え、より広い領域における心理臨床経験を得るため学外実習を実施している。学生個人の総実習時間は 200 時間以上であり、実習を通して幅広い専門的な知識と実践的な技能を身につけ就職できるようなカリキュラムを提供している。また、将来性を見込まれ実習先に就職する学生もおり、学生にとっては実習もキャリア形成の一つとなっている。

心理職への就職対策にあたっては、大学院修了後に受験資格を得る臨床心理士の取得が必須とされている。そこで本学では修了生・在学生に対し、臨床心理士受験対策講座を定期的に開講している。

(3)2－5 の改善・向上方策（将来計画）

本大学において、就職・進学に対する随時相談・助言を受けられる支援体制は整っている。さらに、学年別就業力育成指導、個人面談の強化が実施され、岐阜労働局をはじめ各関連行政機関や協会との情報交換によって、適格な情報を学生や保護者に提供している。その結果、平成 26(2014)年度の就職率は全体で 93.5%であった。キャリア支援をさらに効果的なものとするために、本学が加盟している岐阜県学生就職連絡協議会における情報交換・収集を積極的・継続的に行ってゆく。また、ハローワーク・雇用促進協議会・商工会議所・インターンシップ推進協議会など各種団体との連携をより強め、学生と社会や企業のニーズを調査し、より適切なマッチングを図る事業を展開していく。このような地域・地元との連携の他に、グローバル化する時代に応えられる学生を育てるようなキャリア支援体制の整備も課題である。また、卒業生・修了生へのフォローアップについても検討してゆく必要がある。多様化・変動している就職活動に対応するため、キャリア・デザイン委員会及びキャリアデザイン課が一丸となってキャリア支援の強化を図っていく。

(4)2－5 の自己評価

本大学において、就職・進学に対する随時相談・助言を受けられる支援体制は整っている。さらに、学年別就業力育成指導、個人面談の強化が実施され、岐阜労働局、岐阜県経営者協会、各務原市雇用・人材育成推進協議会等との情報交換によって、適格な情報を学生や保護者に提供している。その結果、平成 26(2014)年度の就職率は全体で 93.5%であり、満足しうる段階にある。平成 25(2013)年度より、各学科の取り組みも始まっており、1 年次から就職に対する意識向上を図るため、「就業力基礎」を開講した。低学年から自己理解を深め、社会状況を把握できる能力を身につけることで、学習意欲の向上につなげることが可能となる。さらに、資格取得の促進やボランティア･アルバイトを奨励し、「就職登録カード」を提出させることで就職相談の際、きめ細やかな個別指導が可能となり、個人に合った就職先の提供を行えることから、効率的な就職支援につながる。そのため、低学年からの状況把握が可能となり、継続的指導を行えると同時にキャリア支援活動の周知ができることから、将来の利用率の向上にもつながる。

以上のことから、本大学のキャリア・ガイダンスは強化され適切な運営がなされていると判断できる。

(5)2－5 の改善・向上方策（将来計画）

キャリア・ガイダンスをさらに効果的なものとするためには地域・地元との連携をより密にしていくことが主軸となる。本学が加盟している岐阜県学生就職連絡協議会における情報交換・収集を積極的・継続的に行っていく。また、ハローワーク・雇用促進協議会・商工会議所・中小企業家同友会・インターンシップ推進協議会など各種団体との連携をより一層強め、学生と社会のニーズを調査し、より適切なマッチングを図る事業を展開していく。

これまで培ってきた地域・地元との関係を深めるとともに、時代の中で変化していくニーズ・法制に則した支援体制を柔軟に整えていくこと、また、グローバル化する時代に応えられる学生を育てていくことも重要課題である。そしてまた、学生が就職後，早い段階で離職する事態が憂慮されていることから、卒業生・修了生へのフォローアップについて

も検討していく必要がある。多様化・変動している就職活動に対応するため、キャリア支援室及びキャリアデザイン課が一丸となって就職サポートの強化をはかることが課題である。以下に改善・向上方策を示す。

①学部生への対応としては、講義やキャリア支援策を子ども・子育て支援新制度をはじめとする法改正に柔軟に対応させていくこと、実習生や卒業生との連携を強めることで現場の状況を把握し就職支援に反映させること、これら二点によって、現場が求める能力を学生が身につけることができるように支援していく。

②大学院生への対応として二点挙げられる。一点目は、人間関係学研究科における臨床心理士受験対策講座の内容をアップデートし、より資格取得へとつながる講座とすること、二点目は、修了生を中心とした情報共有のためのネットワークを構築し、就職情報等を共有することで就職率を上げていく。

③グローバル化をはじめ複雑多様化した社会に適応するための方策として、1・2 年次からの中・長期インターンシップ、海外インターンシップへの参加を促進する必要がある。そのプログラムの構築と、助言・相談体制を整備することが肝要である。

④離職者が多い昨今の事情を鑑みて、卒業生の追跡調査をはかり、既卒者の就職支援も視野にいれていくことを試みる。

2－6　教育目的の達成状況の評価とフィードバック

≪2－6 の視点≫

2-6-①　教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-②　教育内容･方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2－6 の自己判定

「基準項目 2－6 を満たしている。」

(2) 2－6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-①教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

本学の目的は、学生が国際的視野を備え、社会でリードするために必要な専門的実務の能力・知識・技術を修得し、あわせて創造性と行動力を身につけた教養人を養成することである。

この目的を達成するため、教養科目の中の就業力を高める科目では、ホスピタリティーを基調とし、なぜ働くのかという職業に対する思想、職業倫理等の学修を通じて社会に受け入れられる教養人としての適性を磨き、キャリアを自ら切り拓ける人材を育成することを方針としている。その他の教養に関する分野では、社会で通用する教養人としての基礎学力や幅広い教養の修得を通じて、直面する問題を柔軟かつ多角的に検討できる人材を育成することを方針としている。専門科目では、個々の学生が目指す実社会での活躍分野における自主・自立の確立に直結した科目の学修を通じて、社会で活躍できる教養人として

の専門的能力・知識・技能を修得した人材を育成することを方針としている。

その達成状況は、年2回前期と後期において、全授業科目について学生による授業評価アンケートを行い、その結果を教員にフィードバックして、担当科目の効果的な授業展開や授業科目の改善に役立てるようにし、客観的に検証・評価している。また、専門的実務知識の検証・評価の取組み実績として、平成26(2014)年度の管理栄養士国家試験での合格者数は27名（合格率100.0%）であり、平成23(2011)年13名（合格率54.2%)、平成24(2012)年9名（合格率75.0%)、平成25(2013)年19名（合格率100.0%）と着実に成果を上げている。

学生の学修状況の把握や教育目的の達成状況の点検・評価については、平成16(2004)年度後期から教員一人につき１科目以上（非常勤は１科目のみ）の「学生による授業アンケート」をスタートさせ、平成20(2008)年後期からは全ての授業科目を対象に実施してきた。運営は、教務委員会に授業アンケート部会を設けて質問項目の内容や実施方法の検討から始まった。その後、平成20(2008)年度に設置されたFD推進センターに業務が移され、現在は大学教育研究開発センターの構成組織である教務委員会【資料2-6-1】とFD委員会【資料2-6-2】との連携によって運営されている。

例えば、平成26年度の授業アンケートについて、当該年度は、専任教員・非常勤教員全員を対象とし全ての授業に対して実施した。集計した授業数は636（専任教員担当540、非常勤教員担当96）で、うち学生の有効回答数は計16,173（専任教員分は13,273、非常勤教員分は2,899）であった。専任教員が担当した540の授業の結果では、例えば、「授業1回の予習・復習などの時間は平均して１時間程度の予習・復習をした」「授業の内容について、感じている難しさは「やや難しい」程度であった」また、「授業のシラバスに示された到達目標はひとまずは達成できた」などの評価が行われた。なお、以下に、授業の種別毎の授業数と回答学生数（１授業あたりの平均）を表2-6-1及び表2-6-2に示す。

表 2-6-1　授業種別と回答学生数（専任教員担当の授業）

授業種別	授業数	１授業あたりの回答学生数（平均）
講義	358	28.1
演習	138	15.8
実験・実習	44	23.6
全体（計）	540	24.6

表 2-6-2　授業種別と回答学生数（非常勤教員担当の授業）

授業種別	授業数	１授業あたりの回答学生数（平均）
講義	80	31.3
演習	15	26.1
実験・実習	1	2.0
全体（計）	96	30.2

本学では、平成 16(2004)年の後期に導入以来、毎年度の前期・後期と 2 回、学生に対する全学的な授業評価アンケートを実施してきている。【資料 2-6-3】【資料 2-6-4】【資料

2-6-5】【資料 2-6-6】

また、平成 26(2014)年までは、各学期のはじめに「履修者の欠席状況調査」を実施していた。これは、出席不足による単位不認定者を防止するため、どの授業科目も 3 回欠席した時点で、教務課に報告し、これに基づいて指導教員が指導するものであり、平成 27(2015)年度からは、教員が Web 上で確認できるようになっている。

さらに、基準 2-4 で（基準 2-4-①　45 ページ参照）で述べたように、学修達成度の判定基準により学生成果を適切に評価するとともに、平成 22(2010)年度から全学的に「GPA(Grate Point Average)値によるディプロマポリシーの達成率」を測定して、個人の成績表に記載している。各教員は GPA に定めたれた成績評価基準を共有することによって、適切な成績評価を行っている。また、平成 25(2013)年度から CAP の上限値の見直しを行い学修時間の確保を行うとともに、GPA 値の高い学生には履修できる単位数の上限を上げる措置をとり、【資料 2-6-7】（基準 2-2-③　36 ページ参照）その結果、各学部・学科が定めるディプロマポリシーに則って学生成果を修めた者に対し、卒業を認定し、学位を授与している。本学では、このような厳密な成績評価によって教育目的の達成状況の把握を行っている。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

学習成果の達成状況について、前期・後期年 2 回の学生による授業評価アンケート、保護者や一般に向けて実施された公開授業、教員相互の授業参観などによる教育研究会を実施するなど、常に教育方法の改善に努めているが、本学全体の教育内容・方法及び学修指導等の点検結果のフィードバックについては、大学教育研究開発センターが中心となり授業アンケートで得られたデータを教員及び学生に公表するという方法が採られている。公表の際、教員が担当した科目の中から 1 科目以上にマニフェスト（授業アンケートに対するフィードバックコメントの作成）を記述することを原則的に義務付け、授業の点検・改善に結びつけている。

本学では、FD 活動の重要性を十分認識している。従って、アンケート集計結果に基づいて教員がマニフェストを記述するという従来の方法だけでは、限定的な FD 活動にとどまるため、こうした課題を改善することを目的として、平成 25(2013)年の第二学期から、授業担当者全員（専任、非常勤）による相互授業参観の導入をはかり、教育目標の達成状況のより正確な測定方法の実施の検討を行っている。【資料 2-6-8】【資料 2-6-9】。相互授業参観については、FD シートに記載された授業参観の実施回数、実施科目数、実施した教員数、他学科科目の参観回数、非常勤講師科目の参観回数、参観後ミーティング実施の有無及び授業改善に役立ったか等の集計し、大学教育研究開発センターが点検評価し、次回に向けての改善を図ることになっている。

また、各学科・学年に指導教員を配置して、各学期の講義開始前に行われる学科ガイダンスにおいて、指導教員から成績表を一人ひとりの学生に手渡している。問題を抱えている学生については、別途、個別の面談を実施して問題解決に向けた指導を行っている。また、毎月開催される学科会に指導結果が報告されるとともに、問題解決にむけた方策が検討される。本学では、このような学生へのきめ細やかな指導で、個々の学生の学修状況を学科教員で共有し、学修指導の改善に生かすよう努めている。

本学では、このように学科ごとに調査等を実施し、教科目について学生の理解度や要望を把握しており、それらを参考に講義内容の改善に努めている。調査の結果（講義の感想、質問など）として、学生に質問への回答がなされるが、積極的に授業に参加する機会になったと多くの学生が答えている。

(3) 2－6 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、学生の授業評価アンケート結果等から見て、大学が編成した教育課程を通じて、大学の意図する教育の効果があったと学生自身が判断しているといえる。しかし、現行のアンケートは、授業の満足度に対するアンケートであるため、今後は、履修の結果、学生が得られたと思う知識・技能等についての自由記載欄を設ける等により、教育の効果に関する学生の評価の精確性を上げる方法について取組みを図っていく。

平成 26(2014)年 4 月、新入生を対象とした校外研修を 1 泊 2 日で行って、相互の学習面での情報交流や懇親の機会を図った。学生同士の交流の機会は、学習のみならず学生生活全般の一層の充実に寄与するものと学生から高い評価が寄せられた。

調査の結果を受けて、例えば、外国語教育などでは、全学の枠組みで実施されている制度の活用の他に、優秀な学生のためのクラスの創設や、図書館に専用のコーナーを設け、自由に雑誌や新聞その他の言語圏に関する資料を閲覧できる環境の整備などを行っている。しかし、これらの調査は医療系や臨床心理系などで求められる、より専門性の高い語学力、論理的な思考力の育成のためには、まだまだ十分ではなく、学習意欲を刺激し、勉学に取り組ませるためのより効果的な評価の仕組みを構築するのが急務である。具体的には、FD 委員会及び教務委員会の活動を中心に、以下の①～⑥の対応策を検討している。

① 学士力（就職力）の具体的構成能力・資質と育成プログラムを平成27(2015)年度中にとりまとめる（学長、教務委員会、FD 委員会）。
② 体験型参加型・課題解決型授業の方法（実践的教授法）と能力評価方法（社会人基礎力、人間力）については、明確なマニュアル化・数値化の作業（授業改善アンケート、学生満足度調査等活用）を平成27(2015)年度内に完了させる(FD委員会、教務委員会)。
③ 成果をあげている授業方法の調査、理解を高める授業方法などをFD 委員会で継続して検討する（FD委員会、教務委員会）。
④ 学習時間等の実態を把握して、単位制度の実質化の観点から、教育方法の点検・見直しを平成 27(2015)年度内に行い平成 28(2016)年度から具体的措置を講ずる（教務委員会、FD 委員会)。
⑤ 学年別履修上限単位数制、いわゆるキャップ制の設定についても、3・4 年次への対応策等を平成 27(2015)年度内に検討し、平成 28(2016)年度から具体的措置を講ずる（教務委員会、FD 委員会)。
⑥ GPA は導入されているが、現状では十分に活用されているとはいえない。本学のきめ細かな履修指導や学習支援と一体的に GPA を運用し、教育の質保証に向けて GPA を有効活用する方法を検討する（教務委員会)。
⑦コース別の資格取得・検定については、平成 28(2016)年度前期内に、教務委員会の中に資格取得推進担当者を定め資格取得に向けた取り組みの強化を図る。

【エビデンス集　資料編】
【資料 2-6-1】　東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教務委員会規程
【資料 2-6-2】　東海学院大学ＦＤ委員会規則
【資料 2-6-3】　学生による授業アンケートの様式
【資料 2-6-4】　平成 24 年度　授業アンケート　集計結果
【資料 2-6-5】　平成 25 年度　授業アンケート（学生による授業評価）報告
【資料 2-6-6】　平成 26 年度　授業アンケート（学生による授業評価）報告
【資料 2-6-7】　履修のてびき　25 ページ
【資料 2-6-8】　平成 26 年度 FD として「学内一般公開型授業相互参観」推進
大学教育研究開発センター
【資料 2-6-9】　平成 26 年度　授業参観ＦＤシート、相互授業参観ＦＤシート

2－7　学生サービス

≪2－7 の視点≫

2-7-①　学生生活の安定のための支援

2-7-②　学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2－7－①の自己判定

「基準項目 2－7 を満たしている。」

(2) 2－7－①の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-①　学生生活の安定のための支援

学生生活の安定のための支援として、学生生活委員会【資料 2-7-1】等の委員会、クラス担任・副担任制、事務局学生生活課、学生相談室【資料 2-7-2】、保健センター【資料 2-7-3】等が組織されている。

まず、本学には、大学生活全般にわたり学生の相談相手となるクラス担任（平成 25 年度までは指導教員、この指導教員はゼミ担当の教員であった）を配置している。クラス担任は担当学生の精神面、学業面のみならず、友人や教職員とのトラブル等も含む、入学時から卒業時まで、学生生活の主要な相談者として、必要に応じて指導や助言を行っている。学生の抱える問題の内容や程度によって、クラス担任単独での判断が困難な場合は、学生が所属する学科会議において、その学生に関わる教員と意見交換をし、また、学生の個人情報漏洩の防止徹底に配慮しながら学生の状況を情報共有しつつ学生への対応を協議するというように、学科全体で見守り、学生を支援するようにしている。また、事務局学生生活課では、様々の業務を通じて学生支援に取り組んでいる。具体的には、クラス担任・副担任との報・連・相による連携、学生の窓口個別相談、ガイダンスやオリエンテーションの実施、学生活動や課外活動への支援、大学祭など諸行事の実施、経済支援、留学生の支援、学生寮の管理・運営、保健センターや学生相談室との連携、学生生活調査の記録・統計などの業務を行っている。

学生への経済的支援については、学外資金によるものと本学独自の資金によるものとに区分されるが、複数の奨学金制度を設けている。

学内資金によるものは、入学試験の種別や入試成績による学費の減免及び学費納付の猶予等（分納・延納制度）等がある。表 2-7-1 に本学独自の奨学生制度を示す。

【資料 2-7-4】【資料 2-7-5】【資料 2-7-6】

表 2-7-1　本学独自の奨学生制度

創立 50 周年記念 奨学生制度	女子学生特別入試で合格し、入学した学生に対し、入学後の 2 年間、年額 50 万円を給付する制度
入学金免除制度	ファミリー推薦入試で合格し、入学した学生に対し、入学金を全額免除する制度
特別待遇奨学生制度	特別待遇奨学生制度とは、ＡＯ入試、一般入試及びセンター試験利用入試において優秀な成績（試験結果の総得点が 7 割以上）で合格した者のうち、募集人員の 5～10%程度を特別待遇奨学生として、1 年次及び２年次の授業料の全額を免除する制度
学生生活支援 奨学生制度	学生生活支援奨学生制度とは、本学が実施する入学試験において合格したもので、経済的理由により大学進学が困難な状況にある者に対し、初年度の授業料の全額または半額を免除する制度 次年度以降は、家計の経済困難が継続すると見込まれる者に対し、全額または半額免除を継続して支援する。
学費減免制度	社会人入試および外国人留学生入試による入学者には、授業料の半額を原則として 4 年間（短大部は 2 年間）にわたり減免する制度
その他	上記の奨学生制度以外に、在学生の内、経済的理由により授業料等々の納付が困難な学業優秀者を対象とする「東海学院大学入学料免除及び徴収猶予規則」「東海学院大学授業料免除及び徴収猶予規則」による入学金、授業料・教育充実費を免除する制度がある。

学生の健康管理については、「保健センター」【資料 2-7-3】が担当し、メンタルケアやカウンセリングについては、「学生相談室」【資料 2-7-2】（東キャンパス本館 2 階）が相談員や担当者を置いて対応する体制となっている。本学では保健師資格をもつ専任職員が保健室（西キャンパス 3 号館 1 階）で週 5 日間常駐し（祝祭日であっても、通常授業日は開室している）、キャンパス内の学生のケガや病気の応急手当や健康相談を行うほか、学生生活での悩み事の相談も受け、学内関係部署と連携・協働して対応にあたっている。

定期健康診断は、学部生・大学院生の全学生を対象に、毎年、新学期ガイダンスに合わせて 4 月初め頃に実施しており、学生の健康状態を把握するだけでなく、疾病の早期発見につなげているほか、保健室での個別で保健指導も実施している。【表 2-7-2】従って、大学設置基準第 42 条、学校保健安全法第 8 条及び第 9 条を遵守している。

表 2-7-2　平成 26(2014)年度定期健康診断受診状況

学部	学科		1年	2年	3年	4年	合計
人間関係学部	心理学科	在籍数(人)	89	90	127	128	434
		受診数(人)	88	82	110	107	387
		受診率(%)	98.9	91.1	86.6	83.6	89.2
	子ども発達学科	在籍数(人)	47	78	68	70	263
		受診数(人)	47	74	62	61	244
		受診率(%)	100.0	94.9	91.2	87.1	92.8
健康福祉学部	管理栄養学科	在籍数(人)	41	67	67	66	241
		受診数(人)	41	62	64	61	228
		受診率(%)	100.0	92.5	95.5	92.4	94.6
	総合福祉学科	在籍数(人)	11	40	47	44	142
		受診数(人)	11	40	45	40	136
		受診率(%)	100.0	100.0	95.7	90.9	95.8
学部合計	—	在籍数(人)	188	275	309	308	1080
		受診数(人)	187	258	281	269	995
		受診率(%)	99.5	93.8	90.9	87.3	92.1
大学院	—	在籍数(人)	3	10	—	—	13
		受診数(人)	3	9	—	—	12
		受診率(%)	100.0	90.0	—	—	92.3
全体合計	—	在籍数(人)	191	285	309	308	1093
		受診数(人)	190	267	281	269	1007
		受診率(%)	99.5	93.7	90.9	87.3	92.1

充実したクラス担任制度や保健室や学生相談室の業務などの支援により、学生生活に関わる大きな問題はこれまで発生していないが、今後は、クラス担任、その他の関連する教職員の学生とのコミュニケーションの円滑化をより進め、学生生活の更なる安定を図っていく。

本学が行っているサークルへの経済的支援には、学生会助成金、教育後援会助成金、同窓会助成金、その他ホッケーの海外遠征などの大学からの援助がある。学生会助成金については、毎年クラブや同好会が増え、それに応じた助成がなされている。今後も学生のサークル活動の活性化の支援を図っていく。

その他の支援として、課外活動の活性化のため今年度より開始された東海学院大学同窓会サークル助成金がある。これは、課外活動を通した健全な人材の育成と東海学院大学の地位向上を旨とし、体育会以外の課外活動公認団体の活動に対し、東海学院大学同窓会より、連盟加盟費、交通費等について、全額または一部を交付するものである。体育会とは別枠とし、体育会系のサークルに属さない一般学生にもアクセスしやすい助成金である。

【エビデンス集　資料編】

【資料 2-7-1】　東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生生活委員会規程

【資料 2-7-2】　学生支援センター規則

【資料 2-7-3】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学保健センター規程
【資料 2-7-4】 平成 27 年度入学試験要項
【資料 2-7-5】 東海学院大学授業料・教育充実費減免規程
【資料 2-7-6】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学授業料免除及び徴収猶予規則

(2) 2－7－②の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生の意見・要望は、まずはクラス担任や科目担当教員などが受けることが原則であるが、相談内容や問題の大小によっては、学生が接しやすく話しやすいサークルなどの顧問の教員や事務職員が受ける場合も多い。組織的な学生の要望のまとめ役としては学生会があり、6 月と 12 月に開催される学生総会によって学生の意見が汲み上げられている。

また、学生の意見や要望を汲み上げる仕組みとして、授業など教育内容については学生による授業評価、大学生活一般については学生生活調査や学生意見箱などがある。また図書館においては図書や DVD などの購入の希望を随時受け付けている。

学生からの個々の声である意見箱は学生控室に設置してあり、学生が適宜、意見書を投函できる。学生生活委員会はこの意見箱の管理にあたっており、月 1 度の委員会において内容を点検し、必要な場合は学内各部局にその内容を伝達することにしている。

その他、毎年度の学生生活調査においては、学生サービスへの満足度も調査している。

(3) 2－7 の改善・向上方策（将来計画）

学生の健康面での支援は、定期的に行われる健康診断と心身の不調を訴える学生の個別のケアによって実施されるが、心理的側面の支援を保健室、クラス担任、学生生活委員会、学生相談室が連携していくことが望まれる。

経済的な支援については、入試時に実施される特別待遇奨学生制度と毎期実施される授業料減免・猶予制度がある。学外奨学金制度の利用とともに周知を行い、安定した学生生活を送れるように支援を引き続き行っていく。

また、学生生活を多彩で豊かなものにするサークル活動や学生会等の支援は重要であり、学生の自主性を尊重しつつ、体育系サークルや文化系サークルの活性化を促すために、同窓会などとの連携を進めながら支援をさらに進めていく。

2－8 教員の配置・職能開発等

≪2－8 の視点≫

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2－8 の自己判定

「基準項目 2－8 を満たしている。」

(2) 2－8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

各学部学科の教育目的及び教育課程に即した教員の現員数は表 2-8-1 のとおりであり本学は、大学設置基準第 13 条の別表第一及び別表第二の基準を上回る教員を配置している。また、大学設置基準にある「設置基準上の必要専任教員数の半数以上は原則として教授とする。」についても各学部学科において設置基準上必要な専任教員数を上回る配置をしている。

大学院については、大学院設置基準の「大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員がこれを兼ねることができる。」に即して、学部教育との連続性と整合性及び専攻分野に配慮して学部専任教員 15 人が兼担しているが、加えて 1 人の学部に属さない専任教員を配置している。

表 2-8-1　　大学設置基準に基づく必要教員数及び現員数

学部	学科	基準		現員
人間関係学部	心理学科	7(4)	17(9)	25(9)
	子ども発達学科	6(3)		22(7)
健康福祉学部	管理栄養学科	10(5)		16(6)
	総合福祉学科	12(6)		17(6)

※()内は教授の数

また、小学校教諭、幼稚園教諭及び中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状及び栄養教諭一種免許状等の教職課程に関する専任教員数は、それぞれ教職課程認定基準を満たしている。さらに、「東海学院大学学則」第 98 条【資料 2-8-1】及び「履修規則」第 66～75 条【資料 2-8-2】に定める社会福祉士並びに精神保健福祉士国家試験受験資格を取得させるための教育課程に関する専任教員数、「東海学院大学学則」第 98 条【資料 2-8-1】及び「履修規則」【資料 2-8-2】第 30～35 条に定める保育士の資格を得させるための教育課程に関する専任教員数、指定保育士養成施設の基準を、「東海学院大学学則」第 98 条【資料 2-8-1】及び「履修規則」第 36～41 条【資料 2-8-2】に定める栄養士・管理栄養士の資格を得させるための教育課程に関する専任教員数は、各関連法の基準をそれぞれ満たしている。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

教員の採用・昇任等については、「任用規則」【資料 2-8-3】及び「学校法人神谷学園教育職員選考規則」【資料 2-8-4】に定め、大学設置基準第 7 条に基づき、教員構成の年齢的バランスに配慮しながら、教員の最終学歴と学位、研究業績、教育業績、学内業務の分担、社会貢献等を考慮して、採用・昇任人事を実施している。採用の結果は役職者会議【資料 2-8-5】の承認を得るとともに、教授会報告を経て、学長が理事長の承認を得ることになっている。なお、新採用教員は、「学校法人神谷学園大学教員等の雇用期間に関する規則」【資料 2-8-6】及び「学校法人神谷学園大学教員等の任期に関する規程の

運用に関わる細則」【資料 2-8-7】に則り、任期制を適用することになっている。

FD 活動に関しては、平成 24(2012)年度までは、FD 推進センターが、授業評価アンケートの実施及びコメントやマニフェストを記載しての結果の公表、FD 活動・教授方法などの教職員研修会の実施を行っていた。平成 25(2013)年度からは、「大学教育研究開発センター」がその役割を担い、FD の実施を具体化するための教員相互の授業評価シートの開発など、PDCA による授業改善を図っており、現在このセンターが、各委員会の検討事項を考慮しながら、教員の資質、能力向上の取組みを計画、実施に移している。【表 2-8-2】

なお、平成 26 年度秋に教員評価制度規程ができ、体制は整備されたため、平成 27 年度の実施を予定している。

2-8-③　教養教育実施のための体制の整備

教養教育実施のための体制の整備については、本学は、「東海学院大学学則」第 60 条及び第 60 条第 2 項【資料 2-8-1】及び「履修のてびき」【資料 2-8-8】に示すように教養科目を配置している。また、その詳細について、は基準 2-2-②の①教養科目で述べている。本学は、「人として大切な「創造性と行動力」を本学創立者の生き方から学び、自分の人生設計のきっかけを得る、・現代の日本、多文化、多文明化している世界に目を向けて、「創造性と行動力」を考えられるようにする」、「思考力や分析力を深め、自らの意見を明確に表現できるようにする等の学修を目的とする」という実践的教育を重要なこととしている。これらは本学の伝統、校風から生まれ出たものであり、いずれも本学の教育において教養、感性、社会性、創造性、行動力等を高める特性をもつ。このように本学は、学生が親しみや楽しみを持ちながら本学の教育の根底にあり続ける建学の精神の修得が成就されるよう努めている。教養教育の重要性についての認識を創立以来、持ち続けてきている。このため、教養教育のカリキュラムは、教務委員会を中心に検討が重ねられてきている。なお、教養科目担当の専任教員については全体で 20 人が担当している。

(3) 2－8 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的及び教育課程に即した教員を確保し配置するため、また、教員構成の年齢階層的バランスを維持するために、大学院の若手研究員の育成や、各専門分野の研究者のみならず、社会や実業界で活躍する有識者や研究者などを必要に応じて登用していく。教員の資質・能力向上のためには、教員評価の仕組みをさらに精確なものにするとともに、研修、FD をさらに推進する。研究活動を促進するために教養教育実施の体制は、現行制度をさらに積極的に活用するとともに、外国語教育や外国語による教育を進めていく。

表 2-8-2　平成 26 年度　FD 活動報告

①実施体制

a　委員会の設置状況

東海学院大学短期大学部との合同機関である大学教育研究開発センターに平成 26 年も学科選出委員を送り、教員の質向上維持の方策の策定に取り組んだ。（短期大学部には独自の FD 委員会が設置され、活動していた。その報告は、短期大学の教授会にて行われた。）

各学部・学科は FD 活動の方針のもとで教員の質向上維持の方策の策定に取り組んだ。各構成委員は所属学科会において実務的事項について包括的に審議を行い、執行権を持つ体制をとったため、学科で FD に関する事項を審議していた。これによって、全学規模の活動と学科独自の活動の連携ができ、相乗効果も見られた。

各学科の改組に伴い、完成年度までは FD に関して学部や学科特有の事項によって軌道修正する必要が発生する可能性があり、教学企画に関する決定権を持つ学科会が直接扱う方が機能的であるとの意見が出された。したがってこの内容に関しては、来年以降の委員会への申し送りとして、各学科・学部の独自の活動に関しては、FD 委員会が報告を受けて調整する役割を担うことが望ましい。

b　委員会の開催状況（教員の参加状況含む）

平成 24 年 4 月以降、月に 1 ないし 2 回開催される学会に学科長が出席している。

c　委員会の審議事項等

・平成 26 年度の年間テーマとスケジュールについて
・推薦入試における指定校及び人数の検討
・教員の研究助成に関する検討
・初年次教育（基礎ゼミナールⅠ）の見直しと改善
・入学前教育の見直しと改善
・学習支援の現状と課題についての検討
・中途退学者の予防に関する現状と課題の検討
・新カリキュラムの点検と AP、DP の見直し
・平成 26 年度年間 FD のまとめ
・平成 26 年度の就職の実態と平成 27 年度に向けた取り組み

②実施状況

a　実施内容

・授業アンケートの実施
・授業公開（教員相互の授業参観）の実施
・FD 研修会・授業研究会の実施
・新任教員の為の FD 研修

b　実施方法

・授業公開について

前期、後期それぞれ約１ヵ月間授業公開期間を設け教員相互の授業参観を実施。参観者は、参観後報告書（参観した授業に対する良い工夫について）を提出する。専任教員については、原則全ての授業を公開としている。

c　開催状況（教員の参加状況含む）

平成 26 年度　FD 研修会開催状況

・平成 26 年 7 月 16 日(水)　　講師：本学職員　　参加者:50 名
「教職課程の近年の指導と基本的なルール等について」
内容：教職課程における近年の文部科学省の指導を踏まえて、ルールに則った運営の重要性について説明を行う。

・平成 26 年 10 月 12 日(日)　　講師:本学職員　　参加者:25 名
「平成 27 年度 科研費の応募に関する学内説明会」
内容：大学の財政状況と科研費を含めた競争的資金獲得の必要性と重要性について説明を行う。

・平成 27 年 2 月 18 日(木)-19 日(金) 15:00～16:30　講師：本学職員　　参加者:50 名
「教育システムの改革における理念と体系」
内容：今回の教育システムの移行にあたり、教学の基本知識とシステムの概要などの説明とディスカッションを行う。

・平成 27 年 2 月 25 日(木)-26 日(金) 15:00～16:30　　講師：本学職員　　参加者:30 名
「履修登録と出欠管理について」
内容：今回の教育システムの移行にあたり、履修登録と出欠管理をテーマにシステムとの関係を説明し理解を深めた。

・平成 27 年 3 月 4 日(木)-5 日(金) 15:00～16:30　　講師：本学職員　　参加者:18 名
「成績評価と成績管理について」
内容：今回の教育システムの移行にあたり、成績評価と成績管理テーマにシステムとの関係を説明し理解を深めた

・平成 27 年 4 月 1 日(水)　15:10～16:40　　参加者：新任教員 5 名　副学長
「平成 27 年度　新任教員のための FD 研修会」
内容：本学 FD 活動、本学学生の特徴と学生対応、授業公開の取組、新入生セミナーを含む初年次教育について

d　実施結果を踏まえた授業改善への取組状況

授業公開で参観教員から提出された報告書（良い工夫）を全教員で共有できる仕組みを作っている。また、FD 研修会、研究会でのディスカッション、事例報告等を通じて教員相互が授業改善に役立てるための情報を共有することで、自らの授業改善へと繋げる。

③学生に対する授業評価アンケートの実施状況

a　実施の有無及び実施時期

前期、後期それぞれ演習を除くほぼすべての科目について、学生による授業アンケートを実施。平成 27 年度前期、後期の学期末に実施する予定。

b　教員や学生への公開状況，方法等

授業アンケート実施後は集計結果を各教員へ返却、教員は今後の授業改善に役立てるとともに、アンケート結果に対する感想・意見、今後の取組についてのコメントを提出し学生へフィードバックを行う。ホームページや印刷物にて公開し、教職員および学生が参照できるよう予定している。

【エビデンス集　資料編】
【資料 2-8-1】 東海学院大学学則　第 98 条、60 条
【資料 2-8-2】 履修規則　第 66～75 条、30～35 条、36～41 条
【資料 2-8-3】 任用規則
【資料 2-8-4】 学校法人神谷学園教育職員選考規則
【資料 2-8-5】 東海学院大学役職者会議規程
【資料 2-8-6】 学校法人神谷学園大学教員等の雇用期間に関する規則
【資料 2-8-7】 学校法人神谷学園大学教員等の任期に関する規程の運用に関わる細則
【資料 2-8-8】 履修のてびき　33～49 ページ

2－9　教育環境の整備

≪2－9 の視点≫

2-9-①　校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-②　授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2－9 の自己判定

「基準項目 2－9 を満たしている。」

(2) 2－9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-①　校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

本学は、大学設置基準に示されている教育目的の達成のため、エビデンス集(データ編)〔表 2-18〕〔表 2-19〕〔表 2-20〕にあるように、東キャンパスと専用及び共用の施設がある西キャンパス及び学生寮（2 棟）から成り立つ教育環境を有している。そのうち、東キャンパスの主要施設の概要は、表 2-9-1 のとおりである。なお、東キャンパスと西キャンパスは、公道の上を「東海ブリッジ」により接続されている。
また、校地、校舎については、表 2-9-2 のとおりの面積を有している。

表 2-9-1　東キャンパス主要施設の概要

名称	地上（階）	主要施設
本館	6	講義室、演習室、各学生用実験・実習室、 学習支援室、心理臨床センター心理相談室、 学長室、副学長室、教員研究室、事務局、 保健室、学生食堂、各種会議室他
大学院棟	4	講義室、演習室、院生研究室他
体育館	2	研究室、トレーニングルーム、部室
東海学院大学・東海学院大学短期大学部附属図書館	4	閲覧室、大ホール、大セミナー室、 中小セミナー室、情報学習室、事務室、 売店他

クラブ棟（3 号館）	4	部室（14）、大学祭実行委員会室、 学生会室、サークル控室 ミーティングルーム、器具室
運動場		ソフトボール用他
テニスコート		ハードコート 4 面
多目的グラウンド		フットサル、ホッケー用他
ゴルフ練習場		8 打席

表 2-9-2　大学設置基準と本学との校地、校舎面積の比較

	専用面積（㎡）	共用面積（㎡）	共用校の専用面積（㎡）	合計面積	設置基準上の必要面積（㎡）	備考
校地	65,751.7	41,611.4	0	107,363.1	14,400.0	共用は東海学院大学短期大学部
校舎	10,359.1	7,917.0	14607.6	32,883.7	10,510.7	

１．健康福祉学部総合福祉学科及び心理学科関係実習室

介護実習室、入浴実習室、被服構成室を設置し、介護福祉士を目指す学生の介護技術習得、臨床工学技士及び救急救命士を目指す学生の技術修得等のために有効活用されている。

２．健康福祉学部管理栄養学科関係実習室

調理実習室、給食経営管理実習室、臨床栄養実習室、栄養教育実習室、実験室、機器室等を設置し、栄養士、管理栄養士や臨床検査技師を目指す学生に有効活用されている。

３．人間関係学部子ども発達学科関係実習室

ピアノレッスン室（8 室）、ピアノ練習室（15 室）を設置し、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭を目指す学生の自主的な練習の場を提供している。また、保育実習室（あそびの森）及び教育実習施設（東海えほんの森）を設置し、授業時以外に地域に住む親子を招き保育実践を行うなど有効に活用している。

４．情報処理関係教室

学生のパソコン利用は、心理学実験室Ａ及びＢで行われている。これらの教室は授業以外の時間は学生が自習用に活用でき、インターネット環境も整備されている。午前 8 時から午後 8 時 30 分の間で開放されており、パソコン関係の相談は学生生活課、総務課が対応している。

５．附属研究センター

本学には附属研究センターとして、心理臨床センターがある。心理臨床センターは、大学院人間関係学研究科に附属して設置され、心理相談室を運営している。心理相談室

では外来相談を実施することによって、地域貢献を実践していると同時に、大学院生に実務研修の場を与えることにより、臨床心理士の養成も目的としている。

６．図書館

平成 6(1994)年 9 月に、それまで短期大学部と本学とにそれぞれ置かれていた図書館を統合し、両大学の共用施設として、本学構内に「東海学院大学・東海学院大学短期大学部附属図書館」（旧「東海女子大学・東海女子短期大学附属図書館」）の名称で開館した。「学ぶ」という従来型の機能に、「集う」「語らう」の機能を意識的に盛り込み、休憩・談話・イベント・講演会等の多目的な利用ができるホールや、講義・会議・公開講座等に利用できるセミナー室を備えた複合的な施設であり、学園のシンボル的な施設となっている。

現在の蔵書冊数は、合計約 24 万冊になる。その他、視聴覚資料（ビデオ、LD、DVD、CD、カセットテープ等）は約 7,600 点、所蔵雑誌は、和雑誌・洋雑誌合計で約 4,260 種である。また、従来の印刷媒体以外に、インターネットの利用やデータベース等の電子化された新しい媒体による資料の収集・保存・提供も増え、その環境整備に努めている。

毎年、新入生対象「文献検索講習会（基礎）」をはじめ、「卒業論文・レポート作成等のための文献検索講習会（応用）」、「新聞記事データベース講習会」、「心理学データベース講習会」を開催することで、学生・教員の教育・研究支援のため図書館利用の促進を図っている。

開館時間（開講期間中）は平日午前 9 時から午後 6 時 30 分、平成 26(2014)年度の開館日数は 286 日、年間利用者は、延べ 41,000 名を数える。教員推薦図書のコーナーや、学科関連の資料を展示する企画コーナーを設けて、専門分野に関わる必読文献を並べ、学生の自主学習に役立つよう配慮している。その他、教養・レクリエーション等の軽読書コーナーを設けることにより、気楽に図書館に親しみながら利用してもらえるような展示にも努めている。

７．体育施設及びスポーツ施設

体育館、テニスコート（ハードコート 4 面、オムニコート 3 面）、運動場、ゴルフ練習場、多目的グラウンド（フットサル、テニス、ホッケーなど）、ホッケー練習グラウンドを設置している。体育館にはトレーニングルームが付設され、テニスコート、運動場、多目的グラウンドには夜間照明を完備している。これらの体育施設は、授業で利用される他、学生のクラブ、サークル活動に有効に活用されている。また、体育館、テニスコート、多目的グラウンドについては、学外者にも有料ではあるが、一般開放している。

８．ＴＧＵトレーニングルーム

東海学院大学創立 30 周年を記念して平成 23(2011)年にオープンした。床面積約 276 ㎡の室内には、レッグカール、チェストプレス、ウェイトマシン、酸素カプセルなど多種類のトレーニングマシンやシャワー設備付きの更衣室を備えている。使用に当たり講習会を受けなければならないが、授業やクラブ活動、自主的なトレーニングなどの目的で日々、学生や教職員が活用している。

９．東海食堂

学生食堂は、学生に人気のオープンテラス（36 席設置）を含め 311 席設置してある。特にオープンテラスは、中庭に面し自然を身近に感じながら食事が取れるスペースであり、開放感にあふれている。加えて、この中庭には学生の要望に応えて設置したガゼボ（東屋）があり、食事ばかりか語らいの場にも利用されている。なお、西キャンパスにも委託業者が異なる学生食堂が設置してあり、短期大学部の学生と相互利用している。

10．さらまんじぇ・とーかい

「さらまんじぇ・とーかい」では、軽食や飲物類を提供している。学外者にも一般開放しており、来学者との交流の場となっている。喫茶室ながらもプロジェクター設備があり、学生や学内関係者、または学外関係者の研修施設として開放もしている。また、この他の憩いの空間としては、図書館内の大ホールや学生控室等が設けてある。

11．学生寮

学生寮は、東海学院大学短期大学部との共用施設として、一般学生のために 2 寮、完備している。各寮とも、建学の精神に基づき、「自主的に規律された共同生活を通じて人間形成に資する課外教育施設」と目的を明確にした寮則、寮生会会則を伝統的に引き継ぎ、規律ある生活を守らせている。

12．学生駐車場・駐輪場

302 台収容できる学生駐車場を完備している。利用学生には学生駐車場利用許可証を発行し、任意保険加入の必要性を指導している。自転車通学者は自動車が出入りしない西キャンパス東門を利用するようにしており、東門や東キャンパス正門近くに屋根つきの駐輪場を設置している。所定の場所以外での駐輪を禁止し、事故防止と学内活動の妨げにならないよう配慮している。

13．その他

校内に学生生活の支援に必要な、売店、クラブ棟等の福利厚生施設を設置している。

校内の各施設設備の内、エレベーター、消防設備、危険物貯蔵施設等の法令により定期点検が必要なものや設置することが義務づけされているものについては、専門業者と契約を結び、滞りなく実施している。修繕、改修が必要になった場合は、状況を把握して即座に対応している。校舎等建物の耐震性については、昭和 56(1981)年の建築基準法改正以前に建てられたものについては、専門業者に委託して平成 20(2008)年に耐震診断を実施し、平成 26(2014)年度には、夏季休暇と冬期休暇を利用して、本館の大規模な耐震補強工事を実施した。【資料 2-9-1】

火災等の災害対策としては、災害の発生した場合を想定して、避難経路図を施設内適所に表示してある。また、年 1 回、学生の防災訓練も実施している。【資料 2-9-2】

平成 16(2004)年度より、障害を持った学生を積極的に受け入れるために、バリアフリー化についての抜本的な見直しを検討した結果、車いすでも大学正門から正面玄関まで

の約 200ｍの通路を安全に通行できるように、また正面玄関からほぼすべての校舎内施設へ移動が可能となるように、建物、トイレ、エレベーター（車いす用操作パネルの設置を含む)、ドアの自動化の工事を実施した。また、総合福祉学科所属教員が、調査結果に基づき、事務局において障害を持った学生の事務手続き等を行いやすいように、調度品や物品の設置場所等のレイアウトを変更するなど、学生への細やかな配慮も図っている。

防犯対策として、事務局職員の勤務時間外となる午後 6 時から午前 9 時の間は、専門の警備員１人を配置している。年末、年始を除き年中この体制である。学内の巡回はもちろんのこと、1 人は必ず電話等連絡がとれる場所に待機しており、緊急時にも即座に対応できる体制がとられている。さらに、事務局には、学生及び教職員の個人情報が集中していることから、外部からの侵入者を防ぐため、警備員が仮眠している間は機械による警備システムを導入している。平成 21(2009)年度より、総務部に危機管理を専門に担当する職員１人を配置し、徹底を図っている。

教育研究施設とともにこれらの福利厚生施設の清掃は、数名の用務員が常に清潔で使いやすい状態であるように心がけて清掃や管理業務を担っている。図書館、体育館、情報処理関係教室、実験室等の特殊な施設設備については、用務員のみならず担当教職員も日常的に維持管理を心がけている。施設設備等の維持管理は、総務課がその責務を担っている。安全性を第一に各施設が有効に運営できるよう点検業務を行うとともに、改修、改善等の要望があった場合は、すぐに対応できるよう関係部署、用務員、専門業者と連携を図っている。これら施設の内、講義室や演習室等の教室の維持運営は、総務課と教務課の連携を中心に行われている。また、これら教室は、授業に使用することが最優先であるが、空き時間には所定の手続きにより、クラブ、サークル活動や学外者にも開放している。

体育施設関係は、学生生活課が管理運営を担当している。体育館は、体育実技等の授業で使用している他、クラブ活動等により、ほぼ毎日の稼働となっている。テニスコート、多目的グラウンド、ゴルフ練習場も有効に活用しており、適切に維持管理、運営している。

各施設設備は、本学東キャンパスを中心に、西キャンパスに本学専用と共用の施設があり、有効に活用している。特に、図書館や情報処理関係教室は学生の要望に応え、利用しやすい環境を提供している。体育施設は、学生のクラブ活動を重視し、トレーニングルームや夜間照明設備を完備するなど施設の充実に努めた結果、一定の効果を上げている。附属研究センターは、それぞれに教育と地域貢献に一定の役割を果たしているが、今後もいっそう地域に密着した大学であるよう努めていく。【資料 2-9-3】

【エビデンス集・資料編】
【資料 2-9-1】 耐震工事に関する資料
【資料 2-9-2】 防災訓練に関する資料
【資料 2-9-3】 体育施設に関する資料

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数の適切な管理については、１クラスあたり平均30～40人であり、教育効果を十分に上げられる人数になっていると判断している。講義科目は、基本的には１クラス単位で授業運営を行っているが、学科目によっては、２クラスもしくは３クラス合併（60～80人）の授業も開設している。また、実験、実習、演習、実技やを伴う科目は、１クラス単位（30～40人）で運営している。英語科目や数理科目では能力別にクラスを再編成しており、英語科目は１クラス20人下、数理科目は１クラス60人程度で運営している。

(3) 2－9 の改善・向上方策（将来計画）

ＩＴ技術の進展に合わせ、ネットワーク環境の整備や図書館においてはデジタルライブラリーの機能充実を図っていく必要がある。

施設・設備に係わる特に大きな問題はないが、現状の各施設設備が、適切に維持管理、運営されているかを確認した上で、施設設備に対する満足度調査等アンケートを定期的に実施していく。学生からの要望を主に、教室関係の現状を把握している教務課、体育施設や福利厚生施設の現状を把握している学生生活課をはじめとする関係部署との連携により、社会の変化に即した教育研究環境の整備に努める。校舎の耐震性については、補強工事等の検討事項について中・長期的計画を策定して引き続き適切な対応を進めていく。施設設備の維持管理は適正に行われているが、保守･点検は今まで同様に継続的に行う。バリアフリー化については、教育研究設備全体のみならず、地域社会の学習拠点としての自覚を持ち、整備を図っていく。防犯上の安全性は、セキュリティーシステムの導入も含めハード・ソフトの両面からの対応の強化を進める。

［基準 2 の自己評価］

本学は、建学の精神及び学是「ひとづくり」に基づき、各学部学科で定められた教育の目的を達成するため、「３つのポリシー」を明確にして学生を受け入れ、充実した学生生活や社会の要請に応えられる教育内容を確保している。

また、多様化した入学試験制度及び試験方法の周知を図り、幅広い学生募集を行い、入試判定も適切に行われている。受入数の維持については、学部学科間で偏りがあるほか、平成 26(2014)年度においては減少が見られるものの、今後も平成 25(2013)年度より取り組んできた「メディカル・プログラム」を中心に特色ある教育を明確に打ち出し、教育・研究を充実させ入学者数の適正化を目指していく。

授業は、学部学科、大学院研究科それぞれの教育の目的に沿って適切に実施されている。本学では、学是「ひとづくり」に表現されるように、幅広い教養による人格の陶冶と、それぞれの分野の専門的知識や技術・技能を修得した社会的に有用な人材を育成するという使命の下に教育課程を編成している。もともと教育課程の編成方針として幅広い教養を身につけるための「教養科目」と、資格取得に必要な科目の一部を「自己設計科目」として全学共通に配置し、「学部共通科目」と専門領域を究めるための「学科専門科目」を配置するという編成であったが、平成25(2013)年度からは、平成26(2014)年度開設の医療系の資格取得に着眼したカリキュラムへと再編成し、教養教育と各学科の専門知識や技術の修得による人材育成という目標の達成に向けて、教養科目、専門科目、自己設計科目、自由科

目を再配置した。

本学は創立以来、指導教員制そして現在のクラス担任制と、学生の学修支援体制の整備に努め、教員と事務職員が協働して学生の教育のためのきめ細かい対応を図ってきた。教員の研究室は、個室もあるが、複数の教員との合同研究室を設け、学生の修学相談など常時対応できる体制を整えている。さらに全教員がオフィスアワーを設定し、学生への対応を行っている。また、学期毎に「授業評価アンケート」を実施し、その意見を集約し結果を授業に反映させている。単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準は、学則及び学位規程等により基準を明確にし、厳正に適用している。

就職支援に関しては、キャリア・デザイン委員会とキャリアデザイン課が連絡を密にしながら、入学時から卒業まで、ガイダンスや各種研修会を開催するとともに、学内企業説明会も開催している。

教育目的の達成状況を点検・評価するための工夫は、学部学科や研究科のそれぞれの目的に沿って適切に行われている。全学的な調査等の結果は報告書にまとめられており、教員はそれらを資料として活用するほか、シラバスに反映させ、授業方法を含めて学修指導等の改善に当たっている。

学生生活の安定のための支援として、学生生活委員会をはじめとする関連の委員会クラス担任・副担任制、事務局学生生活課、学生相談室、保健センター等が組織され、適切に組織されている。

学生の意見・要望を反映させるために「学生生活調査」や「学生総会」の開催、「学生意見箱」の設置等があり、適切に機能している。

本学は、大学設置基準を上回る教員数と、資格関連の指定基準に即した教員を配置している。教員組織編制方針とその採用、任用、昇任については、規程に定め、適正に運用される体制を整えている。

FD 活動に関しては、「FD 委員会」において、教員の資質・能力向上の取組みを計画し、実施している。

校地、校舎等の学修環境については、立地状況に適したものとなっている。施設の管理は、安全性を確保している。学生寮については、学生同士の交流を図りながら快適な寮生活を送れるよう配慮している。図書館は、憩いの空間としてのアメニティ機能を持ちながら、学生や教職員の教育、研究に役立てられている。各授業の受講生数は、おおむね適切なものとなっている。

以上の事実を総合的に判断し、本学は入学から卒業までの在学中やその後の生活における社会性、人間性等を含め、総合的に適切な学修・育成を行っていると評価する。

基準 3. 経営・管理と財務

3－1　経営の規律と誠実性

≪3－1 の視点≫

3-1-①　経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③　学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④　環境保全、人権、安全への配慮
3-1-⑤　教育情報・財務情報の公表
(1) 3-1 の自己判定
「基準項目 3－1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）
3-1-①　経営の規律と誠実性の維持の表明
学校法人神谷学園による東海学院大学の管理運営体制は、「学校法人神谷学園寄附行為」【資料 3-1-1】、「学校法人神谷学園理事会会議規則」【資料 3-1-2】等により、理事会、評議員会の役割等が定められており、「学校法人神谷学園組織規則」【資料 3-1-3】により、法人及び大学の事務組織・所掌事務が明確に定められるなど、適切なものとなっている。

大学の管理運営体制については、学長の下に役職者会議、教授会、及び各学科に学科会が置かれ教育研究に関する審議や連絡調整が行われている。また大学と法人本部、及び附属幼稚園との円滑な運営のための連絡調整機関として「学校法人神谷学園運営協議会」【資料 3-1-4】が置かれ、各部署の役職員の意見の交換の場となっている。

大学の運営に関する規程は、「学校法人神谷学園運営協議会規則」【資料 3-1-4】、「東海学院大学学則」【資料 3-1-5】、「東海学院大学役職者会議規程」【資料 3-1-6】、「東海学院大学教授会規程」【資料 3-1-7】等で明確に定められている。また、法人及び大学に関する諸規程等は、「学校法人神谷学園諸規程綴」として編纂され、関係部署に設置され適宜関係者に利用されているほか、毎年度当初に新規採用をはじめとするオリエンテーション時に主な規程について説明するなど、関係者の周知や理解に努めている。

【エビデンス集・資料編】
【資料 3-1-1】学校法人神谷学園寄附行為
【資料 3-1-2】学校法人神谷学園　理事会会議規則
【資料 3-1-3】学校法人神谷学園　組織規則
【資料 3-1-4】学校法人神谷学園運営協議会規則
【資料 3-1-5】東海学院大学学則
【資料 3-1-6】東海学院大学役職者会議規程
【資料 3-1-7】東海学院大学教授会規程

3-1-②　使命・目的の実現への継続的努力
平成 24(2012)年 6 月に新しい構成員による理事会が発足し、理事長を中心に、建学の精神を基にする大学の中・長期的展望が検討される中で、法人及び大学の運営の現状を調査研究し、課題を洗い出す作業が全学的に行われ、課題や問題点について改革や改善が進められた。建学の精神に基づき、半世紀以上継承されてきた様々な規程、規則、細則や慣行等であっても、教育・研究について時代錯誤的なものや実務上メリットにならないものなどについては大幅な見直しや改善が進められるなど、理事長及び理事会の取り組みについて全教職員に大学改革の推進を協力要請する中で、年度初めの事業計画書に表明された

数々の教学の改革や改組転換が行われた。このように、大学においては、高等教育の環境の変化に即応しつつ、建学の精神に基づく教育の質の向上のための絶え間ない努力が払われている。【資料 3-1-8】、【資料 3-1-9】、【資料 3-1-10】

【エビデンス集・資料編】
【資料 3-1-8】　平成 24 年度学校法人神谷学園事業計画書
【資料 3-1-9】　平成 25 年度学校法人神谷学園事業計画書
【資料 3-1-10】 平成 26 年度学校法人神谷学園事業計画書

3-1-③　学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

法人及び大学の運営にあたっての学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守は、法人においては、「学校法人神谷学園寄附行為」【資料 3-1-1】をはじめとする諸規則、「学校法人神谷学園寄附行為実施規則」【資料 3-1-11】、「学校法人神谷学園運営協議会規則」【資料 3-1-4】、「学校法人神谷学園理事会会議規則」【資料 3-1-2】等により適切に行っている。「利益相反」等も規定し遵守している。大学においては、「東海学院大学学則」【資料 3-1-5】により学校教育法及び大学設置基準を遵守している。

教職員については、「学校法人神谷学園就業規則」【資料 3-1-12】等を規程し、遵守している。また、「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学研究倫理委員会規程」【資料 3-1-13】、「学校法人神谷学園研究費不正使用防止計画推進室設置要項」【資料 3-1-14】、及び「学校法人神谷学園公益通報に関する規程」【資料 3-1-15】等を規定し、遵守している。

【エビデンス集・資料編】
【資料 3-1-1】　学校法人神谷学園寄附行為
【資料 3-1-2】　学校法人神谷学園　理事会会議規則
【資料 3-1-4】　学校法人神谷学園運営協議会規則
【資料 3-1-5】　東海学院大学学則
【資料 3-1-11】学校法人神谷学園　寄附行為実施規則
【資料 3-3-12】学校法人神谷学園　就業規則
【資料 3-3-13】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学研究倫理委員会規程
【資料 3-3-14】学校法人神谷学園研究費不正使用防止計画推進室設置要項
【資料 3-3-15】学校法人神谷学園公益通報に関する規程

3-1-④　環境保全、人権、安全への配慮

基準 2-9 の教育環境にあるように、校内には、学生生活に必要な各施設が設置され、学生寮とともに有効的に利用されている。校内の設備については、用務職員が学内の清掃活動とともに見回りを行い適切な管理に努めている。教育施設については、教職員の協同による管理も行われており、不備があれば総務課に連絡され、改善が行われている。禁煙については全館禁煙となっているが、安全上の配慮から指定喫煙場所が校舎の外部に設けら

れている。

人権・安全性に配慮するため、「学校法人神谷学園東海学院大学・同短期大学部における個人情報の取扱いについて」【資料 3-1-16】、「学校法人神谷学園セクシュアル・ハラスメントの防止に関する細則」【資料 3-1-17】、「学校法人神谷学園危機管理規則」【資料 3-1-18】、「学校法人神谷学園防災管理規則」【資料 3-1-19】等を整備し、学生及び教職員に周知している。

【エビデンス集・資料編】
【資料 3-1-16】 学校法人神谷学園東海学院大学・同短期大学部における個人情報の取扱いについて
【資料 3-1-17】 学校法人神谷学園　セクシュアル・ハラスメントの防止に関する細則
【資料 3-1-18】 学校法人神谷学園　危機管理規則
【資料 3-1-19】 学校法人神谷学園防災管理規則

3-1-⑤　教育情報・財務情報の公表

学校教育法施行規則 172 の 2 の教育研究活動の情報公開は、全ての項目について本学ホームページで公表している。【資料 3-1-20】

また、資本収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書などの財務情報は、本学ホームページで公表している。【資料 3-1-21】

【エビデンス集・資料編】
【資料 3-1-20】 大学ホームページ　「情報の公開」
【資料 3-1-21】 大学ホームページ　「財務情報」

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学などの高等教育機関を取り巻く社会環境は、18 歳人口の激減とともに急激に変化し、大学教育も益々、その教育目的や教育方法のあり方、そして社会的役割の真価を問われる時代となってきている。このような状況を全学的に認識しながら社会の要請に応え、信頼されうる教育機関を目指し、時代に即応できる運営体制の整備に努め、法人及び大学の経営の規律と誠実性を維持していく。

3－2　理事会の機能

≪3－2 の視点≫

3-2-①　使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3－2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-①　使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

「学校法人神谷学園寄附行為」第 16 条【資料 3-2-1】で定められているように、法人に

おける戦略的意志決定は理事会が行っている。また、第 12 条【資料 3-2-1】で法人の代表を理事長とし、その業務を総理する旨規定している。理事会を組織する理事には第 1 号理事に大学学長、評議員のうちから評議員会において選任された者である第 2 号理事には大学教員 1 名、元大学教員 2 名、学識経験者のうちから理事会において選任された者である第 3 号理事として、学外者 3 名の計 7 名が就任している。理事会は通常、ほぼ毎月の定例会及び必要に応じて開催しており、法人全体の予算、決算、財産の管理・運営、寄附行為や重要な規定の改廃、設置している各学校の学部学科の構成等について審議・決定、学則に定める学部学科の入学定員、授業料改定等の重要事項の審議・決定を行っている。監事は常時 2 名が出席し、審議事項について意見を述べるなど法人の業務の監査等を行い、適切に機能している。

同「寄附行為」第 19 条【資料 3-2-1】では、評議員会の設置を定め、第 21 条【資料 3-2-1】において、理事長は、あらかじめ「1. 予算・借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分に関する事項、2. 事業計画など重要な 8 項目」について評議員会の意見を聞かねばならないこととしている。また、同「寄附行為」第 22 条【資料 3-2-1】には、評議員会の意見具申等を定め、第 23 条【資料 3-2-1】に掲げられる第 1 号から第 4 号に従い選任された 21 名の評議員がそれぞれの立場から法人の経営に参画するなど、理事会と評議員会の相互のチェック体制が採られている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-1】学校法人神谷学園寄附行為　第 16 条、12 条、19 条、21 条、22 条、23 条

(3) 3－2 の改善・向上方策（将来計画）

急激に変化する現代社会において大学の管理・運営を適切に行っていくために、法人の意思決定は的確かつ迅速でなければならない。大学の使命・目的の達成に向けて、今後とも現在の運営体制を継続しながら、時代に即した的確な意思決定を可能とするような理事会の機能や人材登用に努めていく。

3－3　大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

≪3－3 の視点≫

3-3-①　大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-②　大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3－3 の自己判定

「基準項目 3－3 を満たしている。」

(2) 3－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-①　大学の意志決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

大学の教学の様々な意思決定組織は、図 3-3－1 に示される。大学においては、理事会で決定される中長期・短期の経営方針を基本としつつ、学長の下の学部長会議、学科長会議で運営方針が提案され、役職者会議で決定された後に教授会に諮られ、承認・報告

される。また、学生の入学・卒業判定及び在籍に関することは、学部会議及び学科会議で検討され、必要に応じて、各種委員会でも検討が行われる。大学では、各組織の権限と責任を明確にしながら、トップダウン方式とボトムアップ方式を上手く機能させた意思決定が行われている。

図 3-3-1　大学の意思決定組織

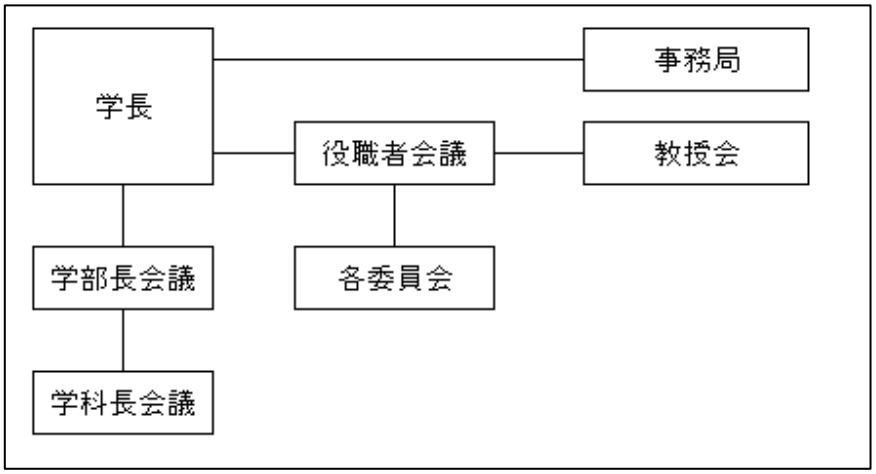

3-3-②　大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長は、大学を代表し、「東海学院大学学則」第 17 条【資料 3-3-1】に「校務をつかさどり所属職員を統督するとともに、本学を代表し、その業務を総理する」と規定されている。第 1 号理事及び第 1 号評議員でもある学長は、理事会の経営方針を踏まえ、大学の教学の運営の責務を果たすため、教学部門の補佐役である副学長、また事務部門を統括する事務局長を置き、学長の権限の強化を図るとともに、各委員会及び学科会の各組織との連携機能を活用しながら、役職者会議、教授会の議長として、リーダーシップを発揮している。

【エビデンス集・資料編】
【資料 3-3-1】　東海学院大学学則　第 17 条

(3) 3－3 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、現状の機能を維持しながら、学長の効果的かつ適切なリーダーシップの発揮に努めていく。また、本学学長は、設置法人の理事長を兼ねており、理事会、評議員会、運営協議会との意思疎通や連携を密にすることが可能で、副学長や事務局の補佐のもと、その点でも学長のリーダーシップは十分にとれている。

3－4　コミュニケーションとガバナンス

≪3－4 の視点≫

3-4-①　法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
3-4-③　リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3－4 の自己判定

「基準項目 3－4 を満たしている。」

(2) 3－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-①　法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

に　法人の管理運営に関わる役員については、学校法人神谷学園寄附行為【資料 3-4-1】等により、理事会に、大学より学長及び前学長、元法人本部事務局長、元大学事務局総務部長の４名、評議員会では、9 名の教職員（教員 6 名、事務職員 3 名）が入り、大学の立場から意見を述べている。また、大学教学の各種委員会（全 16 委員会）には、事務局から関連担当職員が構成員として参加するという教職員の協同的な組織となっており、教職員同士のコミュニケーションによる意思疎通や様々な連携が図られている。

図 3-4-1　学園管理運営組織図

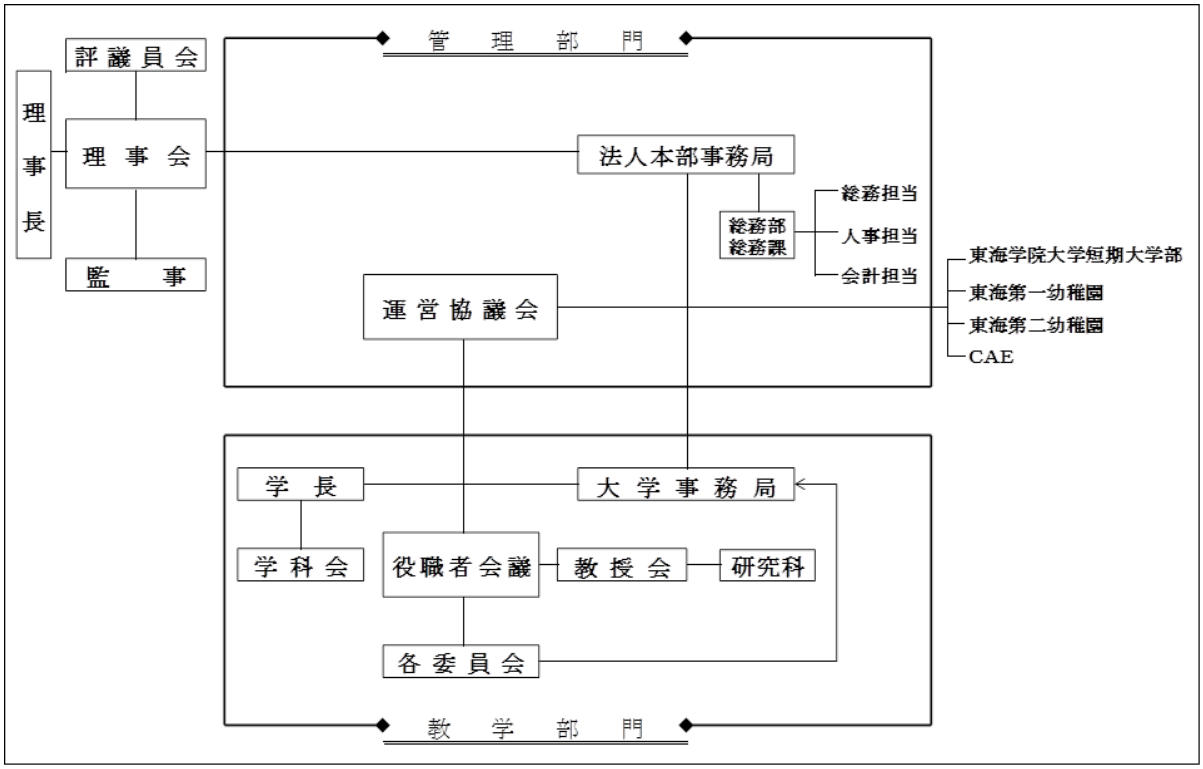

3-4-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

理事会は、経営方針及び管理運営の最高意思決定機関として明確に位置づけられている。学長は、役職者会議及び教授会とともに教学の運営について責任及び権限を有し、大学経営と教学運営の機能分担と相互の連携のためのリーダーシップを図っている。本学園のガバナンスとしては、「学校法人神谷学園寄附行為」【資料 3-4-1】を定め、監事の監査機能について規定している。寄附行為の監事定数は 2 人で、平成 27 年 5 月現在、

非常勤で 2 名の監事が選任され、常時 2 名とも理事会に出席し、法人の業務の監査等を行っている。また、「学校法人神谷学園内部監査規則」【資料 3-4-2】を定め、理事長が職員の中から選任した内部監査室長と監査担当者が、法人の業務について、諸々の活動の有効性や適法性、会計処理、財産管理及び事務の効率性など監査等を行い、必要に応じて理事長に意見を述べることとしている。このように、教育・研究の質的充実を目指すという大学の教学の方針と、経営方針とは、教学組織と教学事務組織及び法人本部の各部署間の日常的な連絡や意思疎通を通じて相互にチェックが行われ、ガバナンスは適切に機能している。

【エビデンス集・資料編】
【資料 3-4-1】　学校法人神谷学園寄附行為
【資料 3-4-2】　学校法人神谷学園　内部監査規則

3-４-③　リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

大学の教育及び研究の質的向上を恒常的に図っていくために、理事会の第 1 号理事でもある学長（副学長の補佐的機能を含む）の指揮のもとに、図 3-3-1【資料 3-4-3】に示される教学組織を通じて相互の連絡・報告や調整が行われる中で、学科・学部内の様々な問題が、学科長や学部長による一次的解決、または、問題の程度に応じて委員会などの各関連部署との協同作業による二次的解決、さらには全学的な連絡・調整、審議による解決というように、学長のリーダーシップと組織のボトムアップ機能が融合したバランスのとれた適切な教学運営が行われている。

【エビデンス集・資料編】
【資料 3-4-3】　学校法人神谷学園　組織規則

(3) 3－4 の改善・向上方策（将来計画）

教学の組織の形と機能については、平成 23 年度より、トップダウンとボトムアップのバランスのとれた意思決定のために有効で的確な組織編制の検討や見直しが行われてきたが、平成 26(2014)年度後期に、開学以来採られてきた教学組織に近いものに再編制され、現在はリーダーシップとボトムアップのバランスのとれた体制として適切に機能している、今後も現状の体制を維持していく。

3－5　業務執行体制の機能性

≪3－5 の視点≫

3-5-①　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-②　業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③　職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3－5 の自己判定

「基準項目 3－5 を満たしている。」

(2) 3－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

「東海学院大学学則」【資料 3-5-1】に基づき、全学的な管理運営は、学長及び副学長があたっている。学長の下に学部長、大学院研究科長、附属図書館長、学科長を置き、毎月 1 回定期的に学長が議長となって、大学、大学院の教員の他に事務局長も構成員となっている、役職者会議を開催し、【資料 3-5-2】大学の管理運営上の諸問題について協議決定を行っている。学部の管理運営については、学部長と学科長を置き、学科長が学部長を補佐し、学部長は学科における教育・研究上の種々の案件を処理している。また、学科会での協議や連絡事項は役職者会議で協議・検討された後、教授会で諮られている。

学長、研究科長、学部長、学科長、附属図書館長その他の主要な役職者の任命については、「学校法人神谷学園就業規則」【資料 3-5-3】、「任用規則」【資料 3-5-4】、「東海学院大学学長・東海学院大学短期大学部学長任用規則」【資料 3-5-5】、「学校法人神谷学園教育職員選考規則」【資料 3-5-6】、「学校法人神谷学園における専門助手に関する規則」【資料 3-5-7】等に基づき大学の役職者会議の決議を経て行う。また、「東海学院大学教授会規程」【資料 3-5-8】に基づき教員が委員となる委員会が置かれ、各委員会は各々の案件や課題について、各学科から選出された教員及び関連部署の事務職員を構成員として、協議処理している。以上のように役職者会議、教授会、学科会、各種委員会等、大学の管理運営に関して、権限が適切に分散され、責任も明確化された効果的な執行体制を確保している。

【エビデンス・資料編】

【資料 3-5-1】 東海学院大学学則
【資料 3-5-2】 東海学院大学役職者会議規程
【資料 3-5-3】 学校法人神谷学園　就業規則
【資料 3-5-4】 任用規則
【資料 3-5-5】 東海学院大学学長・東海学院大学短期大学部学長任用規則
【資料 3-5-6】 学校法人神谷学園教育職員選考規則
【資料 3-5-7】 学校法人神谷学園における専門助手に関する規則
【資料 3-5-8】 東海学院大学教授会規程

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

法人は、大学の管理運営を適切に行うため、「学校法人神谷学園組織規則」【資料 3-5-9】、「学校法人神谷学園文書管理規則」【資料 3-5-10】、「学校法人神谷学園文書管理細則」【資料 3-5-11】等を定め、事務組織及び所掌事務等を適切に行っている。

「学校法人神谷学園組織規則」【資料 3-5-9】の通り事務局に総務課、教務課、学生生活課、入学試験課、キャリアデザイン課、附属図書館、保健室、学生相談室を置き、専任職員 24 名、非常勤職員 6 名が配置されて学生の大学生活や教員の教育・研究について支援を行っている。また、管理栄養学科に助手 4 名が配置され教育の支援を行っている。

【エビデンス・資料編】
【資料 3-5-9】 学校法人神谷学園　組織規則
【資料 3-5-10】学校法人神谷学園文書管理規則
【資料 3-5-11】学校法人神谷学園文書管理細則

3-5-③　職員の資質・能力向上の機会の用意

職員の資質・能力向上の機会の用意については、平成 22 年頃から定年退職者が増加し、平成 24 年度以降も定年退職者の続出と若い新人との交替により、管理職層の職員が急激に減り、代わりに経験の浅い職員や新人が多数を占めるようになってきた。このため、以前は頻繁に行われていた職員会議、意見交換会や研修会の機会を減らし、外部の事務関連業者に委託してのＯＪＴや勉強会が行われている。また、職員が希望すれば、資格取得や専門的知識の習得のためのセミナーといった外部組織の主催する研修会などの参加も積極的に認めている。

(3) 3－5 の改善・向上方策（将来計画）

グローバル化や高度の情報化の進展と、18 歳人口が減少し社会や産業構造が大きく変貌していく中、そのニーズに対応した高等教育を進めていくためには、より高度な知識や対応能力を有する事務職員の業務が不可欠である。また、事務職員と教員が同じ意識のもと、協力して教育・研究業務に当たっていかなければならず、そのためには相互に教育目的及び教育内容の知識以外に、経営学的な視野や法律の知識の習得、危機管理能力やホスピタリティ能力の浸透など、より多くの管理・運営能力の向上のための研鑽が必要となってくる。こうした事務職員の能力向上のため、中堅職員を対象とする研修会を開催し、今後求められる能力や資質の向上を図る。若手職員についても学外の研修会への積極的参加を奨励し、学内での勉強会や教学組織の各種委員会と関連部署との積極的な意見交換や意思疎通を図り、教員と事務職員全体で、教育の課題や問題を共有し解決していく体制を整えていく。

3－6　財務基盤と収支

≪3－6 の視点≫

3-6-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3－6 の自己判定

「基準項目 3－6 を満たしている。」

(2) 3－6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

財務の基本的な方針を「盤石な経営・財政の安定に基づく教育、研究の充実と発展」とし、安定的な収入財源を確保する中で、わが国の社会・経済を背景とする高等教育環境の将来や社会ニーズを見据えた特色及び教育力のある質の高い教育サービス提供を展開していくための財政体制、財務指標数値に基づくリスクマネジメント体制の構築を常

に実践している。中長期的な財政計画としては、毎年度 2 年～8 年先までの施設設備整備計画案に対応する財源確保を中心に策定している。

年度毎に「学校法人神谷学園事業計画」【資料 3-6-1】【資料 3-6-2】【資料 3-6-3】を策定しており、各学校・予算部門単位で立案された中長期計画は、理事会の審議・決定を経て各年度の予算に反映が図られる。各年度の事業計画の立案にあたって、大学（学長、副学長、大学事務局課長等）が、教育研究の充実や施設設備の維持・管理に基づき予算編成の基本方針を作成し、これを法人へ提起するようになっている。予算編成の過程では、法人は消費収支のバランスを中心に教学からの要望をもとに法人（法人事務局長、総務部課長、財務担当者）と大学との総括的な審議を経て予算原案を作成している。予算原案は、理事長と折衝の上、最終的に評議員会、理事会で審議し承認されるシステムに従い、適切な予算編成が行なわれている。

情報公開については、大学の社会的責任に基づく教育・研究の成果及び財務情報の公開の充実を図り、関係者や社会に説明、情報発信し続けることにより本学の社会的責任を果たし、信頼と存在価値を高めることを通じての安定的な収入確保を目指すため、財務諸表を大学ホームページ【資料 3-6-4】に公表している。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本法人の現状は、【資料 3-6-5】【資料 3-6-6】【資料 3-6-7】に示されるように、安定した教育や研究の遂行のために必要かつ十分な財務の基盤を有している。帰属収支差額は、過去 2 年間にわたり黒字である。外部負債はなく、収支のバランスは確保されている。学園全体として収支、財政状態、資金維持、教育研究経費等の水準は健全である。また外部資金の獲得については、下表 3-6-1 に示すように、科学研究費補助金の申請件数、獲得件数ともに外部資金の獲得実績が上がっており、安定した財政基盤の確保が保てるように努力を行っている。

表 3-6-1　科学研究費補助金一覧

平成27年度（継続含む）　科学研究費補助事業　受領対象者一覧表

学科	氏名	研究種目名	タイプ	期間		直接経費(間接経費) H24	H25	H26	H27	H28	研究内容
心理	A	基盤研究C	研究分担者（南山大）	H24-H26		50,000（15,000）	250,000（75,000）	450,000（135,000）			視界世界パラダイムによる同音異義語の処理の検討
					計	65,000	325,000	585,000			975,000
心理	B	若手研究B	研究代表者	H25-H27			1,000,000（300,000）	700,000（210,000）	800,000（240,000）		抑うつの持続性課程のマクロな理解：反すうを中心として
					計		1,300,000	910,000	1,040,000		3,250,000
総合福祉	C	基盤研究C	研究代表者	H26-H28				1,000,000（300,000）	2,000,000（600,000）	800,000（240,000）	ラジオクロミックフィルムの不均一補正に関する研究
					計			1,300,000	2,600,000	1,040,000	4,940,000
心理	D	基盤研究C	研究代表者	H26-H28				1,100,000（330,000）	1,700,000（510,000）	900,000（270,000）	子どもの意思決定能力を育成するための支援ツールの開発
					計			1,430,000	2,210,000	1,170,000	4,810,000
心理	D	基盤研究C	研究分担者	H24-H26		300,000（90,000）	300,000（90,000）	200,000（60,000）			放課後生活空間評価尺度の作成と活用
					計	390,000	390,000	260,000			1,040,000
管理栄養	E	基盤研究C	研究代表者	H26-H30				300,000（90,000）	1,300,000（390,000）	800,000（240,000）	朝食欠食者における朝食摂取に対するモチベーションに着目した新規アプローチ法の検討
平成27年4月1日着任					計			390,000	1,690,000	1,040,000	3,120,000
心理	F	若手研究B	研究代表者	H25-H27			1,300,000（390,000）	1,000,000（300000）	900,000（270,000）		自動車運転中の技能と感情傾向の「見える化」を通じた安全教育の開発
平成27年4月1日着任					計		1,690,000	1,300,000	1,170,000		4,160,000
心理	G	若手研究B	研究代表者	H26-H28				500,000（150,000）	2,100,000（630000）	500,000（150,000）	年齢層別にみる医療行為に対するリスク認知研究
平成27年4月1日着任					計			650,000	2,730,000	650,000	4,030,000
心理	H	若手研究B	研究代表者	H24-H26		900,000（270,000）	700,000（210,000）	600,000（180,000）			葛藤事態における統合的合意の形成過程
平成26年9月末転出					計	1,170,000	910,000	780,000			2,860,000
心理	I	若手研究B	研究代表者	H25-H27			1,100,000（330,000）	800,000（240,000）	500,000（150,000）		重度アルツハイマー型認知症高齢者における動作療法の治療要因
平成27年2月末転出					計		1,430,000	1,040,000	650,000		3,120,000
総合福祉	J	萌芽研究	研究代表者	H26-H28				500,000（150,000）	2,200,000（660,000）	400,000（120,000）	災害時透析治療条件管理アプリケーションの開発
平成27年3月末転出					計			650,000	2,860,000	520,000	4,030,000

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-6-1】　平成 24 年度学校法人神谷学園事業計画書

【資料 3-6-2】　平成 25 年度学校法人神谷学園事業計画書

【資料 3-6-3】　平成 26 年度学校法人神谷学園事業計画書

【資料 3-6-4】　大学ホームページ　「財務情報」

【資料 3-6-5】　平成 24 年度学校法人神谷学園事業報告書

【資料 3-6-6】　平成 25 年度学校法人神谷学園事業報告書

【資料 3-6-7】　平成 26 年度学校法人神谷学園事業報告書

(3) 3－6 の改善・向上方策（将来計画）

今後とも、新入生の安定的な確保に努め、学生数の増加を図り、財務状況の改善や向上に取組んでいく。科学研究費補助金等の外部資金についても、引き続き教員の研究環境の整備を進め、確保に努めていく。教育改革や新しい時代の教育に対応できる学園校舎の整備や建設を行うなどの中長期計画に基づき、少子化の進展による学生数の減少を見据えて収入の予測の厳格な策定を行い、その中で教育のために最大となる効果を生み出す予算を検討していく。

3－7　会計

≪3－7 の視点≫

3-7-①　会計処理の適正な実施

3-7-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3－7 の自己判定

「基準項目 3－7 を満たしている。」

(2) 3－7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-①　会計処理の適正な実施

予算執行については、「学校法人神谷学園経理規則」【資料 3-7-1】、「学校法人神谷学園固定資産および物品管理規程」【資料 3-7-2】、「学校法人神谷学園資産運用管理規則」【資料 3-7-3】、「運用管理基準：預金」【資料 3-7-4】、「運用管理基準：有価証券等」【資料 3-7-5】に基づき原議及び決裁をし、契約や発注を行っている。決算処理については、法人監事及び監査法人による明確で厳格な監査を受けている。

文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団等の研修会には随時会計担当者や、内容によっては大学事務職員が参加して会計知識の向上に努めている。日本私立学校振興・共済事業団、公認会計士、税理士等への問い合わせや指導・助言を受け、日常的にも適正な会計処理の実施に努めている。

【エビデンス集　資料編】

【資料 3-7-1】 学校法人神谷学園経理規則

【資料 3-7-2】 学校法人神谷学園固定資産および物品管理規程

【資料 3-7-3】 学校法人神谷学園　資産運用管理規則

【資料 3-7-4】 運用管理基準：預金

【資料 3-7-5】 運用管理基準：有価証券等

3-7-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

本学園は、公認会計士により会計監査を受けている。監査は 7 人の公認会計士により各々年間 11 日間にわたり、元帳及び帳票類等の照合、計算書類の照合、業務手続の確認等を行っている。本学園での監査日以外でも、公認会計士との電話やデータの送信等により、常に正確な事務処理について指導助言を受け対応している。監事は会計監査に立ち会うとともに、監事自身による監事監査を実施し、事故防止に努めている。公認会計士による監査及び監事の監査は適切に行われており、本学園の学校部門の計算書類、財務諸表、及び学園の財産目録は、学校法人の財政状態及び経営状態を正しく示している。会計処理は適正になされ、会計監査の体制は十分に整備され、厳正に実施されていると評価する。

(3) 3－7 の改善・向上方策（将来計画）

公認会計士、税理士及び監事との連絡を密にして今後も適正な会計処理に努めていく。また、事務職員の会計知識の能力向上を図っていく。

［基準 3 の自己評価］

大学の管理運営体制は、「学校法人神谷学園寄附行為」にも明示されているように、教育基本法、学校教育法、私立学校法等の関係諸法を遵守し、高等教育機関としての社会的役割を見据え、中長期計画を策定し、単年度毎の事業計画を立案し実施している。理事は法人の職務を執行し、監事は、文部科学省が主催する監事研修会に参加するなど、常に本学の業務状況、財務の執行状況を綿密に監視できる体制がとられている。また、これらの業務の遂行が適切に行われているかをチェックするために学内に「内部監査室」を設けており、公認会計士による監査と、監査体制を整え、ガバナンスの強化を図っている。

本学は、理事長が学長を兼ねており、理事会や教授会で決定された教育の目的の遂行のための意思決定など学長のリーダーシップは、十分に発揮されている。法人の理事・監事及び評議員については、評議員は大学教育研究活動に携わる教職員、卒業生、その他幅広い範囲から選出しており、管理運営に対して幅広い意見や助言を行っている。

若手事務職員の育成が急務であり、学内外での研修会参加や勉強会を通じて、能力・資質の向上を図っていく。

環境問題、エネルギー対策、防災等の安全対策は今後も積極的に取り組んでいく。

財政基盤については、中期財務計画に基づき、収入の予測の範囲内で最大限の教育効果のある予算を組むなど、収支バランスの安定を図っている。

会計処理は、学校法人会計基準等に従い、監事立会いのもと、公認会計士による監査を受け、適正かつ厳正に実施されている。

以上のように、本学の「経営・管理と財務」については、その目的実現に対して、理事長・学長のリーダーシップにより、中長期計画を立案し、適正な組織、監査体制、厳正な会計処理が行われていると評価する。少子化の進展と社会経済情勢の変化に伴い、地方の私学にとっては、ますます厳しい経営を迫られることが予想される。社会が求める質の高い教育と研究、様々なプログラムによる学生生活の支援、教育・研究や芸術やスポーツ等を通しての地域や行政との連携など、大学の存在価値をこれまで以上に高める努力をしていくことにより今後も安定した財務基盤の維持に努めていく。

基準 4. 自己点検・評価

4－1　自己点検・評価の適切性

≪4－1 の視点≫

4-1-①　大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-②　自己点検・評価体制の適切性

4-1-③　自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4－1 の自己判定

「基準項目 4－1 を満たしている。」

(2) 4－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-①　大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学では、学則第２条に「本学は、その教育研究水準の向上を図り、学是及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を

行い、教育研究の改善に努める。」 と定めている。本学は、建学の精神に基づく教育理念・目的の実現を目指して、平成 3(1991)年文部省の『大学の設置基準大綱化』を受けて、平成 4(1992)年に「自己点検運営委員会規約」、「基本事項検討委員会要項」、「各種点検実施委員会要領」を制定し、点検項目毎の実施委員会である「自己点検運営委員会」を組織し、整備、点検、見直しを始めた。平成 11(1999)年に『大学設置基準が改正』され、自己点検・評価の実施が義務付けられてから、大学の自己責任と説明責任を果たすための第三者評価が義務化され、平成 14(2002)年学校教育法第 69 条の 3 の改正により、認証制度の導入が定められて認証評価機関で、認証評価を受ける必要性により、それまでの「自己点検運営委員会」は、平成 17(2005)年に「自己点検・評価運営委員会」に編成し直された。さらに、平成 18(2006)年には、「自己点検・評価運営委員会」は「自己点検・評価推進特別委員会」と改称し、自己点検・評価のための基本組織を整備した。その後、「自己点検・評価推進特別委員会」は、受審機関である公益財団法人日本高等教育評価機構の方針に沿って、基準毎の部会を設け、自己点検し、評価する組織体制を確立して、評価活動の展開に努めてきた。「自己点検・評価推進特別委員会」として再組織化を行い、強力な推進体制を構築した。【資料 4-1-1】現在は、大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価は、大学教育研究開発センターの傘下に組織された「点検・評価委員会」がその役割を担っている。【資料 4-1-2】

本学では、平成 7(1995)年に「自己点検・評価(中間)報告書」を、平成 11(1999)年に第 2 回目の「自己点検評価報告書」を、そして平成 17(2005)年には第 3 回目の「自己点検・評価報告書」を刊行し点検・評価を進めている。このような自己点検・評価活動を踏まえ、平成 21(2009)年 6 月に「自己評価報告書」を取りまとめ、財団法人日本高等教育評価機構の認証評価に活用するとともに、平成 22(2010) 年 3 月に同機構の定める大学基準に適していると認定された。【資料 4-1-3】その後、自己点検・評価活動は、平成 25 年度を報告書にまとめている。平成 19 (2007) 年の男女共学化を契機として東海学院大学として新たな歩みを始めてからも、本学の使命と目的、学部学科のディプロマポリシーを実現するための重点目標と具体的な行動計画を明確に掲げ、毎年の「年度計画」「年度報告」をもとに自己点検・評価を行い、その結果を翌年度の「年度計画」に反映させるなど、PDCA サイクルによって改善・改革を着実に進める体制を整備している。【資料 4-1-4】

【エビデンス集　資料編】
【資料 4-1-1】 東海学院大学自己点検・評価推進特別委員会規則
【資料 4-1-2】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学点検・評価委員会規程
【資料 4-1-3】 平成 21(2009)年度　自己評価報告書・本編
【資料 4-1-4】 大学ホームページ　「点検・評価」

4-1-②　自己点検・評価体制の適切性

「東海学院大学学則」第２条に「本学は、その教育研究水準の向上を図り、学是及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、教育研究の改善に努める。」 と定めている。本学の自己点検・評価体制は、

大学院も含めて、学長の責任のもとに、全学的な組織である「大学教育研究開発センター」傘下の「点検・評価委員会」が、本学の自己点検・評価の基本方針に基づき、自己点検・評価を行い、報告書を作成するというものになっている。また、「大学教育研究開発センター」傘下の「FD委員会」は、教員の教育研究活動の向上や能力開発を検討・実施するために活動しているが、「点検・評価委員会」と連携をとりながら、原則年度毎に自己点検・評価を実施し、役職者会議、教授会、各委員会等の各部門にフィードバックし、改善を行っている。このように本学では、自己点検・評価は、第一義的には校務を分掌する各委員会において行い、各委員会では、委員会での審議ののち、教授会に提出するため、実際に実務を担当した委員による点検と、全教員の点検が行われているなど、自己点検・評価を行う体制が整い、適切に実施されている。

4-1-③　自己点検・評価の周期等の適切性

4-1-①で述べたように、本学は、建学の精神に基づく教育理念・目的の実現を目指して、平成 4(1992)年に自己点検・評価の活動に必要な運営規約を制定し、実施委員会である「自己点検運営委員会」を組織し点検、見直しを始め、平成 7(1995)年に「自己点検・評価(中間)報告書」を刊行し大学教職員に配布した。平成 11(1999)年に第 2 回目の「自己点検・評価報告書」を、平成 17(2005)年に第 3 回目の「自己点検・評価報告書」を刊行し、平成 21(2009)年 6 月に「自己評価報告書」を取りまとめ、財団法人日本高等教育評価機構の認証評価受審に活用した。【資料 4-1-3】その後、自己点検・評価活動は、平成 25 年度、26 年度と報告書にまとめ、結果のフィードバックと改善に努めている。なお、本学独自の自己点検・評価の一環として、「授業アンケート」「学生生活満足度調査」「図書館活動状況」「保健室、学生相談室活動状況」「キャリアデザイン活動状況」「入学試験結果」等の年度活動報告書が年度末に作成され、役職者会議、教授会、各委員会等の各部門にフィードバックし、次年度の活動での改善に反映させてきている。今後は毎年度の報告書を作成していく予定である。また自己点検・評価の結果は、今後とも本学ホームページから PDF ファイルが閲覧できるように努めていく。

【資料 4-1-3】　平成 21(2009)年度　自己評価報告書・本編

(3) 4－1 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価書の作成体制は、教職員で組織された大学教育研究開発センターを中心に、「点検・評価委員会」単独ではなく、大学教育研究開発センター傘下の「FD委員会」とも連携し、より効果的な自己点検・評価作業となっているため、当面はこの体制を継続していく。また、前提となる各委員会総括については、分掌の違いが大きいことから、所属委員以外の教員でも内容理解を容易にすることを目指して、可能な範囲で書式の整合性を図っていく。

また、平成 27(2015)年度は、公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審する計画になっており、『大学機関別認証評価受審の手引き』に沿って、自己点検・評価を実施していく。また、自己点検・評価の適切性という観点からも、自己点検・評価の実施体制について、必要に応じて適宜見直しをしていく。

4－2　自己点検・評価の誠実性

≪4－2 の視点≫

4-2-①　エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-②　現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③　自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4－2 の自己判定

「基準項目 4－2 を満たしている。」

(2) 4－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-①　エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

平成 11(1999)年に「自己点検評価報告書」を刊行してから、本学の自己点検・評価では、大学の基本データは 5 月 1 日現在で各関係部署の代表者が責任を持って調査・作成したものを用いている。自己点検の報告書の作成時には、各項目のワーキンググループの責任者は根拠となる資料やエビデンスを集め、報告書を作成している。このように、本学では、自己点検・評価にはエビデンスに基づいた透明性の高い評価を行っている。

4-2-②　現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

昭和56(1981)年の開学以来、本学では、教育の目的や教育課程、教員の研究は言うまでもなく入学試験、学生生活、クラブ活動、学生の就職活動の応援、保健室による学生の心身の健康管理など、大学の使命に基づく教育目的を果たすための諸活動を遂行し、課題があれば改善するということを定期的に行ってきた。このような課題の掘り起こしや問題の発見は、十分な調査・データの収集と分析により可能となる。データ収集は事務局各課が業務分掌に応じて行い、蓄積されたデータについて必要な集計と分析を行って自己点検・評価書の執筆に用いている。

本学では、「学生生活調査」や「授業アンケート」「保健活動年間報告」などの例のように、関係部署毎に現状把握のための十分な調査やデータ収集を行っている。　【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】【資料 4-3-3】

【エビデンス集　資料編】

【資料 4-2-1】　平成 24 年度～26 年度学生生活に関する調査結果

【資料 4-2-2】　平成 24 年度～26 年度授業アンケート結果

【資料 4-2-3】　平成 24 年度～26 年度保健活動年間報告

4-2-③　自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

自己点検・評価報告書は、事務局に常備し、事務職員、非常勤講師等の関係者が必要に応じて閲覧できるようにしている。

平成7(1995)年「自己点検・評価(中間)報告書」及び、平成11(1999)年「自己点検評価報告書」及び、平成14(2002)年「自己点検評価報告書（大学院）」はまとめられたものを大学教職員に配布した。平成17(2005)年「自己点検・評価報告書」を作成し、大学教職員に配布し、学外に対しては全国の大学に送付し、公表した。また、平成19(2007)年「自己点

検・評価報告書」を作成し、大学教職員及び学外に対しても全国の大学に送付し、公表した。今後とも、継続して自己点検・評価し、社会への公表については、本学ホームページからPDFファイルが閲覧できるように努めていく。

(3) 4－2 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価報告書は公益財団法人日本高等教育評価機構の示す評価基準に従って作成してきた。評価基準の変更後は新しい評価基準に対応させてきており、次回の改訂までは、受審の手引きに記載されているエビデンスや留意点を活用した記述を行っていく。

本学は平成4(1992)年には、近隣の他大学に先駆けて全学的に自己点検・評価活動を開始した。この年度に自己点検・評価の活動に必要な運営規約を制定し、実施委員会である「自己点検運営委員会」を組織し点検、改善作業を始めて以来、一定の周期を置きながらではあるが、活動を継続させてきた。自己点検・評価に必要な調査や資料・データの収集は各関係部署が行い事務局総務課で取りまとめ、結果を次年度の改善に活かしているが、この作業のためには十分な時間や調査方法の改良が必要となる。また、評価の結果の学内共有や社会への公表のより効果的な方法も検討していかなければならない。今後も「点検・評価委員会」と「FD委員会」の連携により、毎年度の活動計画を綿密に立て、必要な現状把握のための十分な調査や資料・データの収集を行い、自己点検・評価を実施していく。また、学内共有と社会への公表も適切に行っていく。

4－3　自己点検・評価の有効性

≪4－3 の視点≫

4-3-①　自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4－3 の自己判定

「基準項目 4－3 を満たしている。」

(2) 4－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-①　自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

改善・改革活動の状況を PDCA サイクルに沿って継続的に把握するという観点から見ると、平成 21(2009)年に財団法人日本高等教育評価機構の認証を受けた後、教学的戦略的関係、管理運営の制度・組織関係、施設・環境関係の 3 つの領域にまたがる改革課題に基づいて（Plan)、平成 21(2009)～23(2011)年に改善・改革を進め（Do)、それについて役職者会議、教授会、委員会が平成 23(2011)～25(2014)年に点検・評価作業を実施してきた（Check)。その総仕上げが公益財団法人日本高等教育評価機構による認証評価であると位置付けている。一連の自己点検・評価作業と公益財団法人日本高等教育評価機構による大学評価結果に基づいて、更にアクション（Action）を起こすシステムになっている。

Plan	Do	Check
建学の精神･大学の基本理念を学内外に示しているか。	東海学院大学の創設時の精神・理念を再確認し、伝統と栄光ある東海学院大学を取り戻し、継承する。	完了（2014 年学生入試より学祖を掲載し、学生募集活動において本学志望者に説明するとともに、AO 入試においてはチエック項目とするなどとしている。）
大学の使命･目的が明確に定められ、かつ学内外に周知しているか。	建学の精神･大学の基本理念の在学生への周知方法と共有化する。	完了（2014年度新入生より建学の精神・大学の基本理念を扱った「基礎ゼミナールⅠ」がスタートした。）
創造性豊かな人材育成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとれているか。	教養教育の重要性を考慮し、本学の教養教育についての考え方を示す。	完了（2014年度より履修のてびきに「教養教育のめざすもの」設定）
教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命･目的及び学習者の要求に対応できるよう整備し、機能しているか。	学生の様々なニーズを考慮するだけでなく、保護者の要求を直接聞く機会やそれを日常的に汲み上げる制度をつくる	完了（2014年度より担任制を導入し、学生の意見を聴く直接機会を設けるとともに、保護者に授業を公開し、懇談会の場を設定）
教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されているか。	大学院の研究科・専攻の教育理念･目的･方針が教育課程や教育方法等に反映されるよう整備する。	完了（2015年度より大学院の学則を学部から独立させるとともに教育課程を改正）
教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されているか。	様々な成績評価項目と基準をシラバスに具体的に設定し、評価比率を明確にする必要がある。 また、「卒業論文」「卒業研究」の配当が学科間で差があるため、学科の求める学習成果や実際の学習量との整合性を検討する。	完了（2013年度よりシラバス作成を検討し、2014年度「シラバスマニュアル」制定するとともに履修のてびきに「シラバス」を掲示）、（2014年度カリキュラム改正）
教育目的の達成状況を点検･評価するための努力が行なわれているか。	GPA制度は現時点では、主に成績通知表への記載や履修指導や学習支援への活用に留まっており、検討する。 様々な調査活動に関して、組織的･総合的な観点での活用が不十分であるため、PDCA サイクルを組込んだシステムを確立する。	教務課を中心に進行中
学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されているか。	「意見箱」の設置場所などが限定されているため、他の手段を含め、今以上に学生が意見を述べやすい環境を整備す	完了（2014年度よりホームページ「学生生活課」で「学生提案制度」を設定）、（2014年度「入学前教育」実施）、（2014年度

	る。	よりホームページ「教務課」に「面会・質問を希望する学生の皆さんへ」設定）
教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されているか。	医療系コースの設置に伴い、教科担当教員などを採用する。	完了（2013年度の教員採用より年次進行で有資格者及び科目担当教員を採用し、配置している）、（2014年「客員教授及び客員准教授よに関する規則」制定）
教員の採用･昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されているか。	教員昇格に関して、基準が明記されておらず、透明性の観点から、必要条件など具体的基準を明確にする。	完了（2008年「大学教員等の任期に関する規程」改正、2010年「大学教員等の人気に関する規程の運用に関する細則」、2014年「教育職員選考規則」改正、教務課・企画室において予備審査を実施し、役職者会議で審査）
教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされているか。	教員の教育研究活動を活性化するため、研究活動に関する制度を整備する。	完了（2014年ホームページ「研究活動」掲載、それに伴い「研究活動にかかわる規程類」「科学研究費助成事業」「研究倫理」「利益相反」「研究費の適正な使用」を整備）
職員の組織編制の基本視点及び採用･昇任･異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されているか。	職員年齢構成バランスに偏りがあるため、若手職員の採用及び次期リーダーの人材育成を行う。	完了（法人総務課で人事計画と育成計画を策定し進行中）
大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能しているか。自己点検･評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究はじめ大学運営の改善･向上につなげる仕組みが構築されているか。	監事の職務がより円滑に遂行できる補助体制の整備を行う。	完了（2012年「運営協議会規則」改正、「内部監査規則」「監事監査規則」制定、2014年「自己点検評価規則」改正、「教育開発センター規程」制定）
大学が持っている物的･人的資源を社会に提供する努力がなされているか。	学生ボランティア活動の拡充が見込まれるため、学生登録数を増加させるための工夫を行う。	完了（2015年度より「ボランティア活動単位の認定について」を設定し、対応している。）、（公開講座、高等学校等への出張講義、施設設備の開放）
社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされているか。	各種コンプライアンスに基づく、利益相反についての規定の整備を行う。	完了（2007年「動物実験委員会規程」「動物実験等の実施に関する基本方針」「動物実験委員会規程」改正、2011年「人を対象とする研究に関わる倫理審査

		細則」制定、2012年「研究活動に係る行動規範」制定、2014年「研究倫理基準」「研究倫理相談員に関する申し合わせ」制定、「研究倫理委員会規程」改正、）
大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。	研究紀要の質的向上に関しては、今後とも組織的に取組み、更なる努力を行う。	完了（2015年「研究報告投稿規程」「研究年報投稿の手引き」「学術研究報告編集委員会規程」制定、「紀要投稿の手引き」改正）

(3) 4－3 の改善・向上方策（将来計画）

教育の質を保証し、学修成果の適切な評価を基盤としたディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの実施のために、PDCA サイクルによる毎年度の教育の改善をより強力に進めていく。

また、点検・評価委員会が改革・改善活動の状況をPDCAサイクルに沿って継続的に把握し、自己点検・評価を実施するプロセスにおいて、現状把握のための必要な調査や資料、データの収集についてより的確かつ十分な手法を検討していく。

短期大学部を含めて全教職員に PDCA サイクルの重要性を浸透させ、それぞれの教育研究活動や管理運営などの大学の業務の改善や向上に繋がるように努めていく。

［基準 4 の自己評価］

本学では、教育研究活動の質の保証と改善を図るために、自主的な自己点検・評価を実施する体制を整備して、周期的に適切に実施しており、自らの点検・評価の結果を教育研究の改善や向上に繋げるPDCAサイクルの仕組みは有効に機能している。

現状把握のための必要な調査や資料、データの収集は適切に行い、これをもとに主に認証機関による設定基準項目に沿って点検･評価を行い、課題や問題の発見と改善策の立案、実施を行っている。また自己点検・評価の結果は、今後とも本学ホームページからPDFファイルが閲覧できるように努めていく。

大学の教育の質の向上のための恒常的な自主的点検と改善の促進の必要性を全学の教職員が共通の意識をもって理解し、関連の情報を共有することに努めている。このように、基準項目4-1～4-3の自己判定に基づき、基準4を満たしている。

Ⅳ．大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A．社会連携

A－1　大学の持っている物的・人的資源の社会への提供

≪A－1 の視点≫

A-1-①　大学の持っている物的・人的資源の活用と社会への提供

(1) A－1 の自己判定

「基準項目 A－1 を満たしている。」

(2) A－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-①　大学の持っている物的・人的資源の活用と社会への提供

本学には、図書館に「東海えほんの森」、7 号館 5 階に「あそびの森」と称する実習室を設置し、特色ある本学の教育に重要な役割を果たしている。また、図書館の大セミナー室及び大ホールは毎年開催される公開講座の場として活用されている。体育館、フットサルコート、TGU トレーニングルーム等の各運動施設は、学生や教職員の教育その他の支援施設としてだけではなく、広く地域の団体や住民に開放され利用されている。

１．東海えほんの森

平成 22(2010)年 12 月、本学図書館の特色づくりの一環として、絵本関連コレクションを充実させ、学外利用者の促進を図り、図書館を通して積極的に社会貢献活動に参加する方針が打ち出された。また、図書館の地域開放促進目的をさらに押し進める観点から、平成 23(2011)年度より日曜日開館を実施することとなった。さらに、同年、岐阜県各務原市年間事業の一環として始められた「本の街かかみがはら」構想計画について本学図書館への協力依頼があり、「絵本ライブ」「絵本の読み聞かせ」等の諸企画について本学図書館を拠点の一つとする要請を受けた。こうした要請について短期大学部を含めて人間関係学部子ども発達学科を中心に全学で検討した結果、本学図書館内に「絵本に関する施設：絵本ミュージアム」を開設することとなった。

図書館内設置の「絵本に関する施設」の名称については、大学名称の一部である「東海」、絵本専門施設であることと対象が乳幼児であることからひらがなで「えほん」、学内にあそびを中心として地域開放している「あそびの森」が運営されていたことから「森」という 3 つの単語を統合させて「東海えほんの森」と命名した。現在、しかけ絵本を含む絵本・大型絵本・紙芝居等約 1,700 点を所蔵している。

開設のコンセプトとしては、地域在住の乳幼児と保護者、近郊幼稚園・保育園の園児に「絵本に親しむ場」「交流の場」の提供や、大学の子ども発達学科及び短期大学部幼児教育学科の学生に対して「教育実践の場」を利用提供することとした。その他、本学附属幼稚園、各務原市、公共図書館との連携も図ることとしている。なお、諸々の企画については、子ども発達学科、幼児教育学科の学生と担当教員、学生ボランティアへの協力態勢を整えることとなった。平成 23(2011)年 10 月 22 日東海祭当日、「東海えほんの森」開設を祝してオープニングセレモニーを行い、11 月 5 日より利用開始となった。その後、図書館主催イベントや、保育士、学生・教員、附属幼稚園との連携による催し物を毎年開催している。

その他、各務原市との連携として「各務原ふれあいバス」車内への附属幼稚園児の絵画展示も行った。地域貢献及び学生と幼稚園の研修・発表の場として利用提供、ＴＶ・ラジオ・フリーペーパー、図書館協議会会報誌への掲載などでもＰＲした結果、本学が知られるよ

うになり、参加者同士の交流にも繋がった。参加者の多くは附属幼稚園の保護者と乳幼児だが、乳幼児と一緒に参加した保護者は本学と附属幼稚園に興味を持つ機会となっている。リピーターも多いなど評判が高く、貸出数共に年々増加傾向にあった。室内にはシンボルツリー、きのこの椅子、葉っぱ型の机と椅子、天井には空に浮かぶ雲が描かれているほか、授乳コーナーやおむつ交換台も設置されており、利用者からは『１日中安心してくつろげる空間』であるとして好評を得ている。

なお、平成 26(2014)年度は、メディカル・プログラムに沿った教育課程及び教育内容の充実化（学生の図書館使用体制の強化）や本館校舎の耐震補強工事のため、「東海えほんの森」活動は、例年に比べて縮小を余儀なくされたが、平成 27 年度からは、担当教職員や学科の学生を中心に、社会貢献、地域貢献の活動としてより積極的に広げていく。

【資料 A-1-1】【資料 A-1-2】【資料 A-1-3】

【エビデンス集　資料編】

【資料 A-1-1】 平成 24 年度「東海えほんの森」活動報告

【資料 A-1-2】 平成 25 年度「東海えほんの森」活動報告

【資料 A-1-3】 平成 26 年度「東海えほんの森」活動報告

２．あそびの森

子育て支援教育プログラム「あそびの森」は、もともと短期大学部幼児教育学科（平成 25 年までは児童教育学科）での、平成 15(2003)年度から地域との共生をテーマとして、短期大学の理念・特性を生かした子育て支援のあり方と、支援業務をいかに学生育成に繋げるかについて試行錯誤を試み、子育て支援教育プログラム「あそびの森」を企画し、広く地域の親子に開放することから始まっている。「あそびの森」の活動は、短期大学でのプログラム開始から数えると本年度で 11 年目となり、子ども発達学科は、平成 21（2009）年度に参加して以後共同の運営となり、今後も更なる発展の可能性が広がっている。この間の利用者は延べ 2 万人を超し、子育て支援活動に積極的に取り組む本学の姿勢を強く地域社会に示している。

○「あそびの森」の概要

この子育て支援教育プログラム「あそびの森」の特色は、本学の保育実習室を核として、毎月第 2 土曜日もしくは第 4 土曜日に、未就学児（原則）とその親に遊びのプログラムを提供し、その支援には授業の一環として学生が行うところにある。学生が、親と子に関わる実践的体験を積む中で、自然に人間的成長を遂げ、さらに、地域の子育て支援にも貢献できる内容となっている。「あそびの森」の理念は、「子育ち親育ち・学生の心の育成」である。すなわち、「親は子と遊びを共有することで、その心を深く理解し親自身も成長を遂げることが出来る。また、子どもは親と遊びながら温かさや優しさを感じ、人やものと触れ合って遊ぶ楽しさを知り、豊かに心を耕す。さらに、学生も遊びの支援を通して、実習では経験が出来ない、親と子の繋がりを間近に体験する。」ということであり、こういった教育方法は、子育て支援に関する社会貢献のみならず、学生の心の育成に良い影響を与え、学是に即した保育者・教育者としての有為な人材育成に大きく寄与している。

「あそびの森」のコンセプト

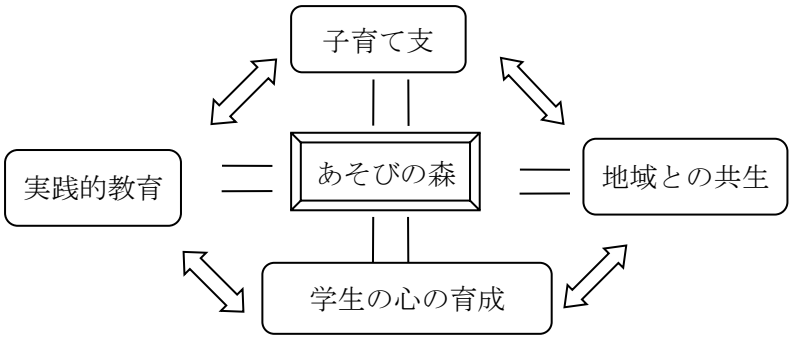

図 A-1-1　「子育ち・親育ち・学生の心の育成」

○「あそびの森」の実施状況

開設以来「あそびの森」は、地元幼稚園間の交流会の開催、食育面の子育て支援活動として食物栄養学科(現東海学院大学健康福祉学部管理栄養学科)との共同プログラムの実施、保護者対象の子育て相談の場「子育て懇話会」、幼稚園・保育所や福祉関係のイベント等での公演「ペープサート劇を観る会」(出張「あそびの森」)、総合演習での地域連携行事(ボランティア学生の派遣と活動)等を順次加え、年々発展をとげ、参加者の多様なニーズに応えながら、その内容を充実化させている。毎年予想を超える参加申し込みがあり、希望に応えるため、プログラムを午前・午後の２度に渡って実施した年度もある。これらの取り組みの、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供についての成果は、ここ数年、2千人を超える参加者の数から見ても確証されていると考える。なお、「あそびの森」の情報は、東海学院大学ならびに短期大学部のホームページに公開しており、新聞紙上でも取り上げられるなど、その活動は広く社会に周知されている。【資料 A-1-4】【資料 A-1-5】【資料 A-1-6】

参考資料として、平成26年度あそびの森延べ参加者数を、以下の表A-1-1に示す。

表A-1-1　平成26年度あそびの森参加者数

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
計画回数	12	11	10
実施回数	12	9	10
総参加家族数（組）	556	353	294
総参加保護者数（人）	599	370	337
総参加子ども数（人）	895	625	493
各回平均参加家族数（組）	46.3	39.2	29.4
各回平均参加保護者数（人）	49.9	41.1	33.7
各回平均参加子ども数（人）	74.6	69.4	49.3

【エビデンス集　資料編】
【資料 A-1-4】 平成 24 年度「あそびの森」プログラム一覧
【資料 A-1-5】 平成 25 年度「あそびの森」プログラム一覧
【資料 A-1-6】 平成 26 年度「あそびの森」プログラム一覧

３．公開講座

公開講座は「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学社会貢献委員会規程」【資料 A-1-7】（平成 24 年度は「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学公開講座規程」【資料 A-1-8】）に基づき、「本学の教育研究の成果を広く市民に開放し、地域社会の教育と文化の向上に資する」ことを目的として、毎年概ね 4 講座を無料で実施している。平成 8(1996)年度からは岐阜市の生涯学習講座「長良川大学」や、各務原市の同「木曽川アカデミー」との連携のもとに実施し、地域住民の学習活動を総合的に支援する役割も担っている。結果として本学の知名度も高まり、参加者同士の交流にも繋がっている。また、リピーターも多く評判が高い。公開講座の実施に当たっては、社会貢献委員会（平成 24 年度は公開講座委員会）が、企画、運営、広報等を担当している。

【エビデンス集　資料編】
【資料 A-1-7】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学社会貢献委員会規程
【資料 A-1-8】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学公開講座規程
【資料 A-1-9】 東海学院大学公開講座内容　平成 24～26 年度（2012～2014）

４．大学施設の開放

本学は、講義室等の一般的な教室のほか、体育館や運動場等の体育関連施設及び附属図書館を設けており、可能な限り広く地域社会に開放している。教室については、平成 13(2001)年度より毎年「実用英語技能検定試験」の会場として貸与している。平成 18(2006)年度には岐阜県介護支援専門員実務研修受講試験会場や、各務原市ソフトボール協会の審判員研修会会場としても利用された。

体育関連施設は、利用規定にしたがって学外者に施設を開放している。平成 20(2008)年度は、体育館、テニスコート、多目的グラウンドを８団体が合計 169 日利用した。主にスポーツ連盟主催の学生大会会場や、クラブチームの練習場として利用されている。また、平成 19(2007)年夏に新設した「多目的グラウンド」は近隣に珍しいフットサルができる施設であり、設置以降、小中学生の各務原市長杯、FC 岐阜主催のサッカー親子教室、民間組織の大会の会場として利用されている。

（３） A-3 の改善・向上方策（将来計画）

「東海えほんの森」「あそびの森」活動は、地域在住の乳幼児と保護者、近郊幼稚園・保育園の園児に「絵本に親しむ場」「交流の場」の提供や、人間関係学部子ども発達学科及び短期大学部幼児教育学科の学生に対して「教育実践の場」を提供することで、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供を積極的かつ効果的に行っていると言える。この二つの

活動は、子育て支援に関する社会貢献のみならず、学生に専門教育として良い影響を与え、保育者・教育者としての有為な人材育成に大きく寄与するものと考え、今後も推進していく。

体育館や運動場等の体育関連施設や附属図書館については、学生や教職員の使用以外の空き時間を利用して、可能な限り広く地域に開放している。図書館では大セミナー室や大ホールを、教員の研修地域住民対象の公開講座など生涯教育の場を提供している。講義室等の教室、体育関連施設及び図書館の地域開放については、今後も利用規程等に則り、学内利用に支障のない範囲において積極的な対応を推進する。

公開講座については、現在、受講者に対して、その達成感を味わってもらえるように「公開講座受講証」を発行している。今後も受講者の声をアンケート調査等から拾い上げ、講座のテーマや内容の設定、開催時期や時間等を検討し、積極的に行っていく。

（4）A-1の自己評価

体育関連施設については、学内において体育実技等の授業やサークル活動に利用する中で、多くの学外利用があることは地域に対し大いに貢献しているものと評価できる。また、図書館についても、公開講座等による来学者に対して「図書館利用カード」を積極的に案内するなどの地道な活動を続けており、それが近年における学外者の利用者増に結びついていると思われる。公開講座の企画は、社会貢献委員会によって時宜を得たテーマ設定や、テーマに沿った講師選定、広報活動等の方針が審議され、役職者会議、教授会において決定され開催されているが、毎年多くの受講者数を記録し、受講者の約 70%以上が前年度までのリピーターであることから、地域から一定の評価を得た活動であると言える。

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部構成（大学・大学院）	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属期間の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の１週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	該当なし
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別・男女別・年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-6】	消費収支計算書関係比率（大学全体）（過去 5 年間）	
【表 3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル 該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	学校法人神谷学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内 2015	
【資料 F-3】	東海学院大学学則	
【資料 F-4】	平成 27 年度入学試験要項	
【資料 F-5】	履修のてびき 大学院履修のてびき	
【資料 F-6】	事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料（前年度分）	

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

コード	タイトル 該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料Ⅰ-2-1】	東海芸術祭に関する資料（パンフレット等）	
【資料Ⅰ-2-2】	シラバス「基礎ゼミナールⅠ」	

基準 1．使命・目的等

基準項目 コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1．使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	学校法人神谷学園寄附行為　第 3 条	資料 F-1 と同じ
【資料 1-1-2】	東海学院大学学則　第 3 条、68 条、50 条、69 条	資料 F-3 と同じ
【資料 1-1-3】	履修のてびき　1～11 ページ	資料 F-5 と同じ
【資料 1-1-4】	大学ホームページ「教育理念と学部・学科の教育方針」	
1-2．使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	学校法人神谷学園寄附行為　第 3 条	資料 F-1 と同じ
【資料 1-2-2】	東海学院大学学則　第 3 条	資料 F-3 と同じ
【資料 1-2-3】	大学ホームページ　「点検・評価」	

1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	東林会規約	
【資料 1-3-2】	大学案内 2015	資料 F-2 と同じ
【資料 1-3-3】	大学ホームページ （建学の精神、教育理念と学部・学科の教育方針、入試情報-アドミッションポリシー）	
【資料 1-3-4】	履修のてびき　1、3～11 ページ	資料 F-5 と同じ
【資料 1-3-5】	シラバス「基礎ゼミナールⅠ」	資料Ⅰ-2-2 と同じ
【資料 1-3-6】	平成 23(2011)～27(2015)年　学校法人神谷学園経営改善計画	
【資料 1-3-7】	平成 27 年度入学試験要項	資料 F-4 と同じ
【資料 1-3-8】	東海学院大学学則　第 50 条、66 条、68 条、69 条、70 条、87 条	資料 F-3 と同じ
【資料 1-3-9】	教育研究上の目的とカリキュラムポリシー	
【資料 1-3-10】	教育研究上の目的とディプロマポリシー	

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	平成 27 年度入学試験要項	資料 F-4 と同じ
【資料 2-1-2】	大学ホームページ　「アドミッションポリシー」	
【資料 2-1-3】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学入学試験委員会規程	
【資料 2-1-4】	入学試験実施専門委員会規則	
【資料 2-1-5】	東海学院大学入学試験教科委員会規程	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	東海学院大学学則　平成 23～26 年度学則別表	資料 F-3 と同じ
【資料 2-2-2】	大学ホームページ　「教育理念と学部・学科の教育方針」 「取得できる資格・将来の進路」	
【資料 2-2-3】	東海学院大学学則　第 50 条、68 条、60 条、80 条	資料 F-3 と同じ
【資料 2-2-4】	履修のてびき　3～11、13～14、19 ページ	資料 F-5 と同じ
【資料 2-2-5】	大学院履修のてびき　3、5 ページ	資料 F-5 と同じ
【資料 2-2-6】	東海学院大学　履修規則　第 24 条～92 条	
【資料 2-2-7】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教育研究開発センター規程	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	東海学院大学人権委員会規程	
【資料 2-3-2】	入学前教育送付資料（全学科）	
【資料 2-3-3】	学科ガイダンス配布資料（全学科）	
【資料 2-3-4】	東海学院大学ティーチング・アシスタント取扱い規程	
【資料 2-3-5】	保護者教育相談会資料	
【資料 2-3-6】	大学ホームページ　「学生生活課」	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	東海学院大学学則第 66 条、62 条、63 条 2 項、65 条、83 条、64 条、90 条	資料 F-3 と同じ
【資料 2-4-2】	履修のてびき　13～14、23 ページ	資料 F-3 と同じ
【資料 2-4-3】	大学院履修のてびき　3 ページ	資料 F-5 と同じ

【資料 2-4-4】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教育研究開発センター規程	資料 2-2-7 と同じ
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	東海学院大学短期大学及び東海学院大学キャリア・デザイン委員会規程	
【資料 2-5-2】	学生支援センター規則	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教務委員会規程	
【資料 2-6-2】	東海学院大学ＦＤ委員会規程	
【資料 2-6-3】	学生による授業アンケートの様式	
【資料 2-6-4】	平成 24 年度　授業アンケート　集計結果	
【資料 2-6-5】	平成 25 年度　授業アンケート（学生による授業評価）報告	
【資料 2-6-6】	平成 26 年度　授業アンケート（学生による授業評価）報告	
【資料 2-6-7】	履修のてびき　25 ページ	資料 F-5 と同じ
【資料 2-6-8】	平成 26 年度 FD としての「学内一般公開型授業相互参観」推進　大学教育研究開発センター	
【資料 2-6-9】	平成 26 年度　授業参観ＦＤシート 相互授業参観ＦＤシート	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生生活委員会規程	
【資料 2-7-2】	学生支援センター規則	資料 2-5-2 と同じ
【資料 2-7-3】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学保健センター規程	
【資料 2-7-4】	平成 27 年度入学試験要項	資料 F-4 と同じ
【資料 2-7-5】	東海学院大学授業料・教育充実費減免規程	
【資料 2-7-6】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学授業料免除及び徴収猶予規則	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	東海学院大学学則　第 98 条、60 条	資料 F-3 と同じ
【資料 2-8-2】	履修規則　第 66～75 条、30～35 条、36～41 条	資料 2-2-6 と同じ
【資料 2-8-3】	任用規則	
【資料 2-8-4】	学校法人神谷学園教育職員選考規則	
【資料 2-8-5】	東海学院大学役職者会議規程	
【資料 2-8-6】	学校法人神谷学園大学教員等の雇用期間に関する規則	
【資料 2-8-7】	学校法人神谷学園大学教員等の任期に関する規程の運用に関わる細則	
【資料 2-8-8】	履修のてびき　33～49 ページ	資料 F-5 と同じ
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	耐震工事に関する資料	
【資料 2-9-2】	防災訓練に関する資料	
【資料 2-9-3】	体育施設に関する資料	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	

3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人神谷学園寄附行為	資料 F-1 と同じ
【資料 3-1-2】	学校法人神谷学園　理事会会議規則	
【資料 3-1-3】	学校法人神谷学園　組織規則	
【資料 3-1-4】	学校法人神谷学園運営協議会規則	
【資料 3-1-5】	東海学院大学学則	資料 F-3 と同じ
【資料 3-1-6】	東海学院大学役職者会議規程	資料 2-8-5 と同じ
【資料 3-1-7】	東海学院大学教授会規程	
【資料 3-1-8】	平成 24 年度学校法人神谷学園事業計画書	資料 F-6 と同じ
【資料 3-1-9】	平成 25 年度学校法人神谷学園事業計画書	資料 F-6 と同じ
【資料 3-1-10】	平成 26 年度学校法人神谷学園事業計画書	資料 F-6 と同じ
【資料 3-1-11】	学校法人神谷学園　寄附行為実施規則	
【資料 3-1-12】	学校法人神谷学園　就業規則	
【資料 3-1-13】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学研究倫理委員会規程	
【資料 3-1-14】	学校法人神谷学園研究費不正使用防止計画推進室設置要項	
【資料 3-1-15】	学校法人神谷学園公益通報に関する規程	
【資料 3-1-16】	学校法人神谷学園東海学院大学・同短期大学部における個人情報の取扱いについて	
【資料 3-1-17】	学校法人神谷学園　セクシュアル・ハラスメントの防止に関する細則	
【資料 3-1-18】	学校法人神谷学園　危機管理規則	
【資料 3-1-19】	学校法人神谷学園防災管理規則	
【資料 3-1-20】	大学ホームページ　「情報の公開」	
【資料 3-1-21】	大学ホームページ　「財務情報」	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人神谷学園寄附行為　第 16 条、12 条、19 条、21 条、22 条、23 条	資料 F-1 と同じ
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	東海学院大学学則　第 17 条	資料 F-3 と同じ
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人神谷学園寄附行為	資料 F-1 と同じ
【資料 3-4-2】	学校法人神谷学園　内部監査規則	
【資料 3-4-3】	学校法人神谷学園　組織規則	資料 3-1-3 と同じ
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	東海学院大学学則	資料 F-3 と同じ
【資料 3-5-2】	東海学院大学役職者会議規程	資料 2-8-5 と同じ
【資料 3-5-3】	学校法人神谷学園　就業規則	資料 3-1-12 と同じ
【資料 3-5-4】	任用規則	資料 2-8-3 と同じ
【資料 3-5-5】	東海学院大学学長・東海学院大学短期大学部学長任用規則	
【資料 3-5-6】	学校法人神谷学園教育職員選考規則	資料 2-8-4 と同じ
【資料 3-5-7】	学校法人神谷学園における専門助手に関する規則	
【資料 3-5-8】	東海学院大学教授会規程	資料 3-1-7 と同じ
【資料 3-5-9】	学校法人神谷学園　組織規則	資料 3-1-3 と同じ
【資料 3-5-10】	学校法人神谷学園文書管理規則	
【資料 3-5-11】	学校法人神谷学園文書管理細則	
3-6. 財務基盤と収支		

【資料 3-6-1】	平成 24 年度学校法人神谷学園事業計画書	資料 F-6 と同じ
【資料 3-6-2】	平成 25 年度学校法人神谷学園事業計画書	資料 F-6 と同じ
【資料 3-6-3】	平成 26 年度学校法人神谷学園事業計画書	資料 F-6 と同じ
【資料 3-6-4】	大学ホームページ　「財務情報」	資料 3-1-21 と同じ
【資料 3-6-5】	平成 24 年度学校法人神谷学園事業報告書	資料 F-7 と同じ
【資料 3-6-6】	平成 25 年度学校法人神谷学園事業報告書	資料 F-7 と同じ
【資料 3-6-7】	平成 26 年度学校法人神谷学園事業報告書	資料 F-7 と同じ
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人神谷学園経理規則	
【資料 3-7-2】	学校法人神谷学園固定資産および物品管理規程	
【資料 3-7-3】	学校法人神谷学園　資産運用管理規則	
【資料 3-7-4】	運用管理基準：預金	
【資料 3-7-5】	運用管理基準：有価証券等	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	東海学院大学自己点検・評価推進特別委員会規則	
【資料 4-1-2】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学点検・評価委員会規程	
【資料 4-1-3】	平成 21(2009)年度　自己評価報告書・本編	
【資料 4-1-4】	大学ホームページ　「点検・評価」	資料 1-2-3 と同じ
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	平成 24 年度～26 年度学生生活に関する調査結果	
【資料 4-2-2】	平成 24 年度～26 年度授業アンケート結果	資料 2-6-4、資料 2-6-5、資料 2-6-6 と同じ
【資料 4-2-3】	平成 24 年度～26 年度保健活動年間報告	
4-3. 自己点検・評価の有効性		

基準 A. 社会連携

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 大学の持っている物的・人的資源の社会への提供		
【資料 A-1-1】	平成 24 年度「東海えほんの森」活動報告	
【資料 A-1-2】	平成 25 年度「東海えほんの森」活動報告	
【資料 A-1-3】	平成 26 年度「東海えほんの森」活動報告	
【資料 A-1-4】	平成 24 年度「あそびの森」プログラム一覧	
【資料 A-1-5】	平成 25 年度「あそびの森」プログラム一覧	
【資料 A-1-6】	平成 26 年度「あそびの森」プログラム一覧	
【資料 A-1-7】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学社会貢献委員会規程	
【資料 A-1-8】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学公開講座規程	

【資料 A-1-9】	東海学院大学公開講座内容　平成 24～26 年度（2012～2014）	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。